

によつて低金利政策がとられてをり、また十一年度豫算に於ける特に軍事豫算の膨脹によつて軍需景氣に拍車をかけられるから、此の方面から産業界への刺戟が與へられるが、十二年度以後には之は更に激しくならう。従つて増税と低金利政策及軍需インフレと此の三つのものがそれ／＼どの程度の影響を産業界へ與へるかが今後に残された問題である。

また國家の産業統制強化の問題がある。既にこの實現したのものとしては、今議會を通過した産業統制法の改正、肥料統制法、航路統制法があるが（詳細は第九章第六十九議會の成果参照）、今後には或は電力統制（電力に就いては内閣調査局案としてその大綱が六月十日の東朝に掲載されたが、これは政府案と見てよからう）砂糖、麥酒の專賣等が政府によつて計畫されてゐると言はれてゐる。果して實現するか否か、又どの程度の統制になるかは判らぬが、兎に角かうした問題が將來に残つてゐる。

更に亦五月下旬に起つた米國の日本綿布關稅引上、濠洲の日本綿布及人絹布關稅引上の問題がある。これは今後の我が綿布及人絹布輸出を阻害し、綿絲紡織及人絹工業に打撃を與へると共に、對濠報復策として羊毛及小麥其他の不買が實行されるならば、我が羊毛工業及製粉界へも影響を與へる。反面このことは原料自給策として人造纖維工業への刺戟、製粉業に於ける日滿ブロックの強化等々の結果をも生むが、これ亦將來に残された課題だ。産業界の前途は多事と言はねばならぬ。

第六節 立法化された退職積立法と労働者の状態

労働者の状態は日銀の労働統計によると、本年に入つてからの傾向も、前輯に述べたと大體同様で、労働人員指數及び實收賃銀指數は増勢停頓、定額賃銀指數は横這狀況を續けてをる。その詳細なる内容検討は後に述べるが、その前に、労働者に影響を與ふる問題として是非見てをきたいのは、今春の第六十九特別議會を通過した、退職積立金及退職手当積立金法の内容である。先づこの問題から取りあげてをく。

一、退職積立法通過の意義と重要點

A 法案通過の意義

退職積立金の立法化の問題は今日に始つたのではなく、長年の懸案であつた。内務省社會局では早くから立案し議會にも度々提出せんとしたが、その都度資本家側の猛烈な反對にあつて闇から闇に葬りさられてしまつた。而も、滿洲事變以來所謂非常時氣運に蔽はれて、労働運動も下火となり、爲めに

労働者側からの此の法案の立法化に對する要求力は著しく弱められてゐた。處が二・二六事件の突發廣田内閣の成立となり、漸やくにして此の法案が議會に提出される事になつたのである。決して労働階級からの積極的要求によつてこの特別議會に現れたものではない。政府の唯一の社會立法として自發的に提案されたものである。そこに二・二六事件後の社會狀勢の變化をわれ／＼は看取せざるを得ない。尤も此の法案も原案のまま通過した譯ではない。労働階級の側から見ると、尙ほ不満足であつた原案すら、全産聯を中心とせる資本家團體の反對に遭ひ、政民の兩政黨もこれを支持して、遂に原案は修正の上通過したのである。この限り資本家側の勝利とは言へる。併し修正されたとは言へ我國獨特の退職積立の制度が法律化され、一般化されたとは何んと言つても労働者側に有利であり、一步前進と見て差支へない。尤も此の法案は六月三日に公布は見たが未だ勅令、省令を以つて規定すべき重要事項が残されて居るから、その實施期は明年一月一日からの豫定である。従つて、労働界に及ぼす影響も明年からと言ふわけである。併し、後述する通り、此の法案の適用外にある中小工場に働く労働者は、適用工場に移動の傾向があり、影響は既に現れかゝつてゐる。また此の法案は不完全な箇所が少なくないので、その修正問題を繞つての勞資間の紛争は今後に残されてゐる。

B 退職積立法の重要點

今回の特別議會を通過した退職積立法の内容は法案に就いて知られたいが、此處では全産聯の主張により特に修正された個處——そこが此の法案の重要點でもある——を中心にして述べ、且つその批判を試みよう。

(イ)適用範圍の訂正 内務省社會局の最初の草案では、法の適用範圍は、十人以上使用の工場鑛山を適用對象としたものであつたが、全産聯の主張を參酌してこれを三十名以上と直した、が、夫は再び「五十名以上」に修正された。この點が最も注目し得る修正で「骨拔法案」と稱せられる個處でもある。一體この退職積立制度の立法化によつて、何の程度の労働者が恩恵に浴するかと云へば、現在我國に於ける工場、鑛山に働く労働者は二百四十萬人と目されて居るが、五十人以上の工場、鑛山に働く労働者は約百四十萬人程度だ。換言すれば、法の適用に浴しない労働者が全體の四割以上もある。即ち適用圏外にある中小工場の労働者が半分以上を占めることになる。併しこの方面にこそ、本法の適用が必要なのである。事實、この適用範圍の缺陷を突いた現實が、早くも六月十七日の東京朝日新聞に、「大工場の魅力に曳かれる熟練工」の大見出しの下に報ぜられ居り、この間の事情を明かに物語つてをる。

全産聯の猛襲で骨抜きにされながらも辛うじて議會をパスした、例の「退職積立法」は、來年一月から

實施されるが、この恩典に浴する大工場の職工達の喜びに反して、同法の適用外にある中小工場では、却てこれが職工間に暗影を投じた結果となつてゐるので、警視廳工場課ではこれ等氣の毒な職工達にも何等かの方法で同法に準ずる規約を設けて大工場の職工同様に恩恵を受けさせたいと鈴木課長を中心に種々對策を考究の結果、近く中小工場主に對し退職積立金規約設置方を勸告することになつた、ところが最近小工場の熟練工が相次いで大工場に移動し始め、早くも同法の急所を突いた現實が濃厚に現れて來たので工場主の方が先づ悲鳴をあげ自發的にこの「醇風美俗」的規約を設けようとの氣運が起つて來た（六月十七日、東京朝日）

尙、本法は五十人以上の工場、鑛山に限つてあるが、工場、鑛山以外の労働者、例へば、交通運輸商業使用人等にも、可及的廣く均霑せしむべきである。

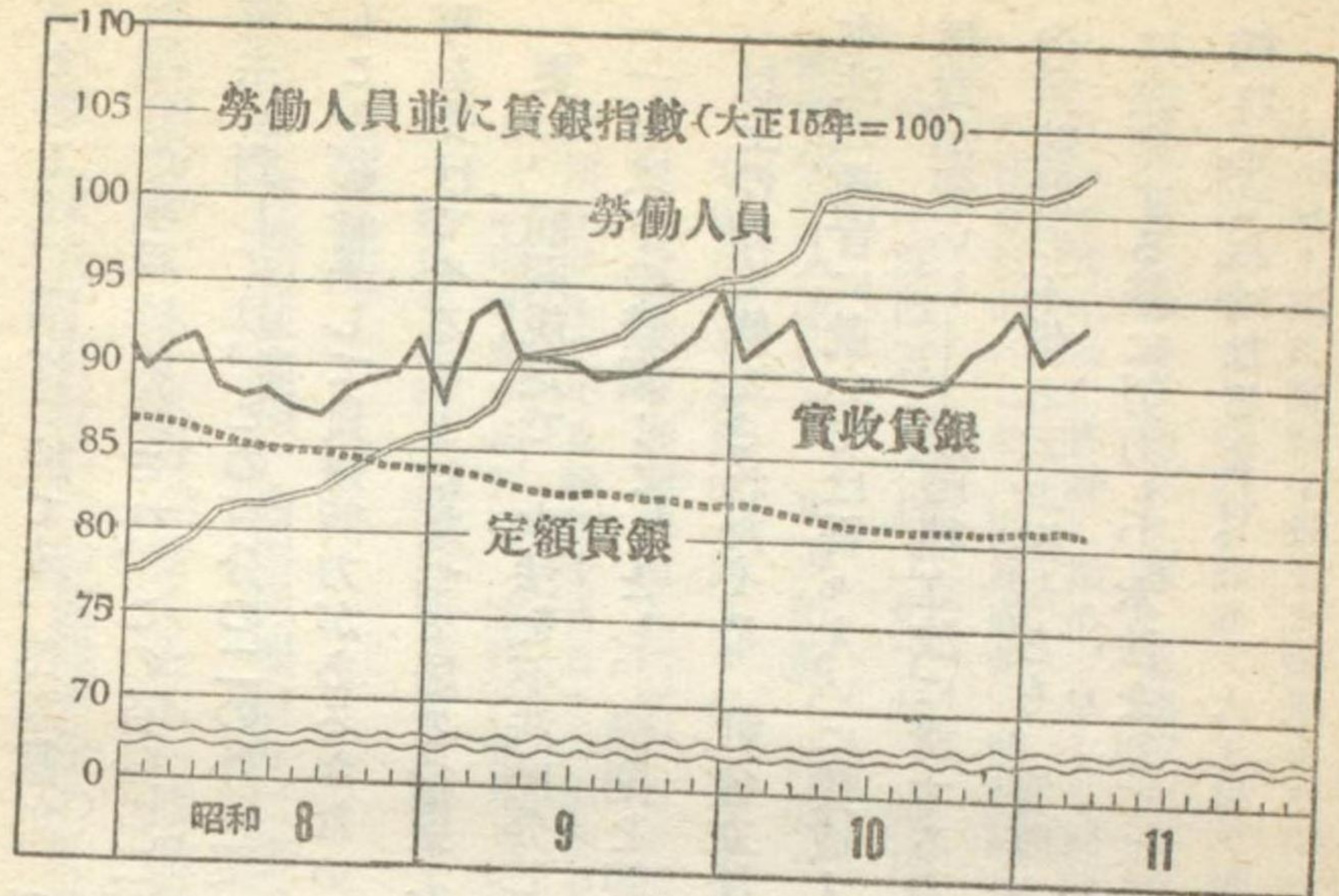
本法による労働者と云ふのは、工場では職工、鑛山では鑛夫又は職工の意味で、工場又は鑛山以外に使はれて居る労働者や商業使用人には、この法律の適用はない。尤も、種類の産業に就いては、たとへ五十人以上を使用するものでも除外することが出来る。（第一條）尙五十人以下の工場でも、進んで本法の適用を受けようといふ事業主があれば、本法の適用を受けることが出來て、本法と同様に免税の特典に浴し、また積立金の差押へ禁止も出来る（第三條）。更に臨時工は六ヶ月を超へて使はれた時から、常備工と同じ取り扱ひを受ける。（第五條）。

(ロ)其他修正事項 適用範圍以外に修正された目星しい處は、事業主の積立てる退職手當が、少くとも百分の二とあるは、「少くとも」は融通性が有るとの理由で、全産聯の反對から、此の四字は削除された。また、百分の二の退職手當の外に、配當年五分以上の事業に對しては賃銀の百分の三を積立て

よとあるは、議會に於て政、民兩黨が、利益分配を法律で強制するは怪からぬと反對し、利益を擧げた場合の項目は削除され、この百分の二を原則として、更に相當額の利益があつて負擔能力のある事業主に對しては、この百分の二の外に更に百分の三以内の金額を積立てねばならぬと訂正された。但しこの場合果して負擔能力があるかないか、またどの位の金額にするかと云ふことは、行政官廳の認可を受けてやることになつて居る（第十七條）。

更に、罰則規定で、本法を不法處分した時は「三年以下の懲役または三千圓以下の罰金」とあるを「一年以下の禁錮……」とし、罰則を軽くした。

以上の如く修正されたため、社會立法としての内容は益々貧弱になつたことは遺憾であつた。併し本法の趣旨に就いては吾々大いに賛成するものである。特に我が國では失業保險の實施が、根本的の反對が強いし——退職積立法に對する資本家の態度をみても解る——且つ潜在失業者の多い爲による失業統計の不備と云ふ點からも、實際上仲々困難である現狀に照して、退職積立法を今後機會ある毎に完備する様に努力し、本法を以つて失業保險のない我國に於て、勿論十分とは言へぬがその缺陷の補ひとせねばなるまい。



二、労働状態の検討と産業機構の變革

次に、労働者状態の動向——同時にそれは日本の産業界の様相——を例に依つて日銀の榮働統計を通して検討してみよう。

(A) 増加率停頓の労働人員指數——先づ労働人員指數の動きだが、それは第一表にも見られる如く、昭和七年以降累月上昇し、本年三月——それは現在最も新しい數字——には一〇二・五と基準年度のそれを突破し、且つ近年に於ける最高を示し労働者の就業者は依然續いてをることを示してをる。然し乍ら、之を對前年増加率の比較に就いてみると、本年三月のそれは五%一で、十年度平均の對前年増加率九%四に及ばない。蓋し絕對數に於ては依然増加して居るけれども、その増勢は九年度を頂上として漸次緩和されつゝあることが窺はれる。

(1) 労働人員指數(大正15年=100)(日銀調)

昭和	總指數	對前年 増減率 %	男	對前年 増減率 %	女	對前年 増減率 %
7年平均	74.7	(+) 0.4	79.0	(-) 2.5	70.6	(+) 3.8
8年平均	81.9	(+) 9.6	87.0	(+) 10.1	76.8	(+) 8.8
9年平均	91.3	(+) 12.9	98.4	(+) 13.1	84.3	(+) 9.8
10年平均	99.9	(+) 9.4	108.6	(+) 10.4	91.4	(+) 8.4
11年1月	100.8	(+) 5.2	112.2	(+) 8.0	89.6	(+) 1.8
2月	101.4	(+) 5.1	113.0	(+) 8.0	90.1	(+) 1.6
3月	102.5	(+) 5.1	114.3	(+) 8.2	90.9	(+) 1.5

然らばかゝる増勢の停頓乃至減少傾向はどうして起つたか、第一表に依つて性別に觀察すると男子人

員指數は緩徐乍ら直線的な上昇過程を辿つて居るに反し、女子のそれは五月を頂上として漸減の一途を示現して居る。而して、前者の増勢よりも後者の降勢が強かつた爲に、總指數に増勢停頓傾向が現れたのである。では何故に右の如き女子人員が減少したかと云へば、それを知る爲には、更に進んで事業別指數を吟味してみなければならぬ。即ち第二表に依つてこれを窺ふに、昨春以來減少の著しいものは、紡績業、織物業、組物編物業等女子を主要とせる纖維工業部門であり、之に對して、増勢の著しき事業をみると、機械製造業を筆頭に、器具製造業、船舶製造業、金屬品製造業、車輛製造業等男子労働者を根幹とせる重工業部門で、此等は依然労働人員上昇の一途を辿つて居る。尙ほこれ等重工業の基礎原料工業たる鑛山業(金屬、石炭、石油)を見るに労働人員は増加を續けてをり、前年との比較に於て、石炭鑛業の如きは特に強い増加率を示してをる。而して、重工業が主として國內産業であり、纖維工業が輸出工

(2) 民營工場労働人員指數(大正15年=100) (日銀調)

總指數	十年三月	十一年一月	十一年二月	十一年三月	十一年三月の對前年同月期増減率%
	總指數	97.5	100.8	101.4	102.5
男	105.6	112.2	113.0	114.3	(+) 8.2
女	89.6	89.6	90.1	90.9	(+) 1.5
製絲業	62.0	41.1	48.7	59.7	(-) 3.7
紡績業	73.3	70.9	71.1	71.3	(-) 2.7
織物業	78.4	77.2	77.6	78.2	(-) 0.3
染色整理業	113.0	116.9	118.6	119.7	(+) 5.9
組物編物業	90.4	94.2	95.6	98.8	(+) 9.3
機械製造業	190.5	206.5	208.0	210.6	(+)10.6
船舶製造業	114.7	124.6	127.2	131.8	(+)14.9
車輛製造業	118.2	123.2	123.5	123.7	(+) 4.7
器具製造業	144.3	156.7	159.7	162.6	(+)12.7
金屬製品業	127.8	139.0	139.8	142.2	(+)11.3
窯業	84.3	88.0	88.7	89.9	(+) 6.6
製紙業	82.7	87.1	87.4	87.8	(+) 6.2
製藥業	133.4	140.7	142.6	143.6	(+) 7.6
護謨製品業	145.4	147.0	148.9	150.6	(+) 3.6
人造肥料業	91.7	104.7	104.6	107.0	(+)16.7
飲食物工業	88.7	91.8	91.8	91.8	(+) 3.5
印刷製本業	96.7	99.1	99.4	99.4	(+) 2.8
製材工業	78.0	81.3	82.2	83.2	(+) 6.7
民營及官營鑛山労働人員指數					
總指數	65.6	70.5	71.0	71.0	(+) 8.2
金屬鑛業	104.7	111.5	112.8	113.8	(+) 6.7
炭鑛業	59.1	64.3	64.7	64.6	(+) 9.3
石油鑛業	50.2	51.2	51.4	51.2	(+) 1.9

(備考) 總指數及男女別指數には製絲を含まず。

の變遷に更に、これを實數に就いて觀察すると、一層興味ある様相が窺はれる。第三表は男女別の労働者數とその割合を算出したのだが、これによると昭和四年、七年ともに女子労働人員の總數に占める割合は、何れも男子のそれより多く、五五%、五六%であつたが、本年には反對に男子の方が五〇%の變遷に更に、これを實數に就いて觀察すると、一層興味ある様相が窺はれる。第三表は男女別の労働者數とその割合を算出したのだが、これによると昭和四年、七年ともに女子労働人員の總數に占める割合は、何れも男子のそれより多く、五五%、五六%であつたが、本年には反對に男子の方が五〇%

(B) 産業機構

業と云ひ得る今日に於て、兩産業部門に於ける以上の如き消長は、我が産業界の動向を現はす指標として、頗る示唆深きものがある。

(3) 男女別労働者實數並に割合

年 月	男千人	割合%	女千人	割合%	合計千人
昭和 4.3	417	44.2	526	55.8	944
7.3	349	43.8	447	56.2	796
11.3	598	50.8	579	49.2	1,178

(4) 主要事業別職工數の趨勢 (日銀調から)

事業別	昭和4年3月		昭和7年3月		昭和11年3月		對7年3月増加率%
	實數	割合	實數	割合	實數	割合	
纖維及染色工業	562,353	59.6	482,404	60.6	592,390	50.3	22.8
機械及器具工業	184,331	19.5	146,424	18.4	327,153	27.8	123.4
化學工業	75,545	8.0	85,209	10.7	143,299	12.2	68.2
飲食物工業	22,942	2.4	21,803	2.7	27,892	2.4	27.9
雜合工業	98,558	10.4	60,555	7.6	86,946	7.4	43.6
計	943,729	100.0	796,395	100.0	1,177,680	100.0	48.5

八と過半數を占むに至つて居る。

また、第三表によつて主要事業別に労働者實數をみると本年を昭和七年に對比した増加率は、機械及器具工業(一三%)と化學工業(六八%)に顯著なものがあるが、一方纖維工業の増加率は最も低く二二%を示すに過ぎない。更に、各事業比重の變化を算出すると、同じく第四表に示す如く、機械及器具工業は昭和七年三月の一八%四から二七%八へ、化學工業は一〇%七から一二%二へ何れも顯著なる上昇振りを示して居る。が、纖維工業にあつては逆に六〇%六から五〇%三に低下を示して居る。

以上の數字に依つて得た結論は、曾つて日本の産業の樞軸を占めた纖維工業部門は、現在でも尙ほその王座を占めて居ることに變りはないが、其の比重は漸次低下しつゝある。が他方、それに變つて新興工業である重工業部門――

化學工業をも含めて——は目醒ましい擡頭を示しつつあると云ふのである。而して、此の傾向は今後更に進展するものと考へられると言ふのは、最近の纖維部門の輸出貿易が頭打ち状況となり、他面膨脹豫算の内容が示してゐる如く重工業の再擴張計畫が初められてゐるに鑑みて、我産業は重工業に益々

(5) 定額賃銀指數(大正15年=100)(日銀調)

	十年三月	十一年一月	十一年二月	十一年三月	十一年三月の對前年同増減率%
總指數	81.8	81.0	81.1	80.8	(-) 1.2
男	82.8	82.0	82.0	81.9	(-) 1.1
女	77.3	76.3	76.4	76.1	(-) 1.6
製絲業	61.9	63.0	62.8	61.6	(-) 0.5
紡績業	67.0	67.6	67.8	67.4	(+) 0.6
織物業	73.8	73.4	73.8	74.0	(+) 0.3
染色整理業	83.0	82.9	82.8	82.9	(-) 0.1
組物編物業	74.9	74.1	74.1	73.9	(-) 1.3
機械製造業	78.8	77.7	77.3	77.1	(-) 2.2
船舶製造業	89.2	89.0	88.5	88.6	(-) 0.7
車輛製造業	78.0	76.0	76.8	76.3	(-) 2.2
器具製造業	79.6	78.5	78.7	78.2	(-) 1.8
金屬品業	84.3	82.9	83.0	82.9	(-) 1.7
窯業	83.2	83.9	84.0	84.0	(+) 1.0
製紙業	88.1	86.6	86.4	86.5	(-) 1.8
製藥業	86.9	87.1	86.9	86.5	(-) 0.5
護謨製品業	82.1	80.5	79.7	79.8	(-) 2.8
人造肥料業	98.8	98.3	98.5	98.5	(-) 0.3
飲食物工業	89.3	89.1	89.3	89.6	(+) 0.3
印刷製本業	80.1	78.1	78.4	78.0	(-) 2.6
製材工業	77.7	76.0	76.4	76.2	(-) 1.9
民營及官營鑛山定額賃銀指數					
總指數	99.8	102.1	102.8	103.2	(+) 3.4
金屬工業	93.8	92.7	93.0	93.0	(-) 0.9
石炭鑛業	100.4	103.8	104.6	105.2	(+) 4.8
石油鑛業	97.5	51.2	51.4	51.2	(-) 5.1

(備考) 總指數及男女別指數には製絲を含まず。

發展して行くは必然であらう。
(C) 定額賃銀指數は轉じて賃銀を見るに數年來低下を辿つて來た定額賃銀指數は昨年六月以降八一・〇の保

(6) 實收賃銀指數(大正15年=100)(日銀調)

	十年三月	十一年一月	十一年二月	十一年三月	十一年三月の對前年同増減率%
總指數	93.4	91.3	92.3	93.5	(+) 0.1
男	98.1	93.9	94.7	95.8	(-) 2.3
女	67.5	66.3	66.7	67.4	(-) 0.1
製絲業	62.3	66.3	65.9	63.7	(+) 2.2
紡績業	61.2	61.1	61.3	61.5	(+) 0.5
織物業	67.1	64.8	65.3	65.9	(-) 1.8
染色整理業	80.4	76.5	78.2	77.6	(-) 3.5
組物編物業	68.9	65.0	67.3	69.2	(+) 0.4
機械製造業	96.7	88.8	91.3	93.1	(-) 3.7
船舶製造業	101.7	95.6	99.2	100.4	(-) 1.3
車輛製造業	88.3	78.5	80.3	83.2	(-) 5.8
器具製造業	85.6	78.4	82.0	83.7	(-) 2.2
金屬品業	101.0	97.0	97.0	96.1	(-) 4.9
窯業	81.8	83.0	81.5	81.6	(-) 0.2
製紙業	90.7	91.1	88.8	88.5	(-) 2.4
製藥業	77.6	81.2	78.9	79.7	(+) 2.7
護謨製品業	89.1	86.3	85.6	85.8	(-) 3.7
人造肥料業	96.1	98.9	96.7	97.0	(+) 0.9
飲食物工業	91.6	96.7	91.5	90.5	(-) 1.2
印刷製本業	91.0	87.0	89.4	88.1	(-) 3.2
製材工業	73.9	70.5	70.9	71.9	(-) 2.7
民營及官營鑛山實收賃銀指數					
總指數	98.3	101.4	102.0	102.1	(+) 3.9
金屬工業	91.5	91.0	91.3	91.1	(-) 0.4
石炭鑛業	98.3	102.5	103.1	103.6	(+) 5.4
石油鑛業	98.3	95.0	92.6	91.2	(-) 7.2

(備考) 總指數及男女別指數には製絲を含まず。

合状態に入り本年二月には八一・一と僅かではあるが、上昇を呈したのであるが、三月には八〇・八と再び低下を示してしまつた。これは微弱では

あるが女子の低下傾向に加へ、保合を呈していた男子のそれが低下した爲めである。尤も、總指數が低下したとは云ひ、その下降は従前のそれに比せば極く僅かで、大體に於て定額賃銀は保合圈内にあると云へる。

事業別にこれを前年同期との比較に於て觀察すると、第五表に示して置いた如く、増加せるものは紡績業、織物業、窯業、食物工業の四業で、他は全部低下して居る。而して低下の特に顯著なるものを指摘すると、機械製造業、車輛製造業、器具製造業、金屬品製造業、護謨製品業、印刷製本業、製材家工業、製紙業等國內産業を擧げ得る。此等減少率の著しい事業は、前に述べた如く労働人員指數の向上せる事業であるが、これは臨時工を含む新傭労働者の賃銀が極めて低廉なる結果であつて、算術平均を以つて算出せる指數が下向するは當然と云はねばならぬ。従つて、定額賃銀の低下を以つて、直ちに之等の産業部門に於ける賃銀の切下が行はれたと結論することは早計だ。

(7) 實質賃銀指數

昭和	小賣物價	實質賃銀	前年騰落率
6年平均	68.1	133.1	(+) 5.1
7年	68.7	128.2	(-) 3.7
8年	73.2	121.8	(-) 5.0
9年	74.7	122.1	(+) 0.2
10年	76.2	119.5	(-) 2.1
11年 1月	78.8	115.9	(-) 3.4
2月	79.9	115.5	(-) 5.0
3月	80.4	116.3	(-) 6.2

(備考) 小賣物價は大正3年=100にせる日銀の指數を大正15年=100に換算せるもの。

(D) 實收賃銀指數 金再禁止以來、定額賃銀が下向を辿つたに拘らず、實收賃銀が上昇を續けて居ると云ふ、この不均勢は、残外割増、歩増等の労働時間の延長に基因するものである。が昨春頃來、この實收賃銀の増勢も鈍つて來た。これは労働時間の延長にも、割増金にも限界があるが、その到來を物語るものであり、且つ産業界の好調が部分的には停頓状態に入つた爲であらう。

然らば、かゝる變化は、諸産業の何れの部門に於て現れたか。これを第六表に依つて窺ふに、前年同期の比較に於て増加したものは、製藥業の二%七、製絲業の二%二を顯著な事業として、紡績業、組物編物業、人造肥料業等がこれに續く。之に對して減少著しいものは、車輛製造業五%八、金屬品製造業四%九、機械製造業三%七、護謨製造業三%七等がある。結局増加せる五事業に對して、減少を現した事業は十三業に上つた。と同時に、男子を主要労働者とせる重工業方面に於て、著しく減少が起つたことも知り得るはけだ。

(E) 賃銀總支拂高指數 最後、物價との關聯に於て見たる實質賃銀は何うか。いま大正三年を一〇〇とする日銀調の小賣物價指數を大正十五年を一〇〇とせる指數に換算し、之で實收賃銀を割つたものを不完全乍ら實質賃銀として、その推移をみると第七表の如くである。これに依ると前述せる實收賃銀は停頓せる上、他方小賣物價の上昇傾向の爲に、一人當りの購買力が、漸次低下しつゝあることは否めない事實だ。

(8) 賃銀總支拂高指數

昭和	指數	前年騰落率
6年平均	67.5	(-) 16.6
7年	60.6	(-) 10.3
8年	73.1	(+) 20.6
9年	83.3	(+) 13.9
10年	91.0	(+) 9.2
11年 1月	92.0	(+) 5.5
2月	93.6	(+) 5.1
3月	95.8	(+) 5.2

だが、實收賃銀指數に労働人員指數を乗じ、賃銀總支拂高指數を算出してみると、第八表の如く、依然たる増加傾向を示して居るから、

此の限り、國內に於ける購買力の増大が引續いて居ると云へよう。たゞその前年同期に對する増加率が低下して居ることは、購買力増大の幅が緩和されつゝあることを窺知せしめるものである。

第七節 農業界最近の情勢と東北振興新政策

此の第一四半期に於いては、未だ十一年度の米穀收穫高も春繭の成績も満足な豫想は出來ない。ただ價格に於いて米價は昨年來の強調を續けて最近新高値に上り、春繭の相場も案外に強調であつた。他方肥料は暴落し農村經濟から見ると地方によつては幾分潤ふてゐるかとも考へられる。それ等の状態は豫想の出來る次輯に譲ることとし、本輯では根本問題を取扱つてをきたい。殊に、今春の特別議會は第一に東北興業株式會社法案、東北振興電力株式會社法案を通過せしめた外、過去數ヶ年間採み抜いて來た米穀、産繭、肥料等農村關係諸法案を附帶決議或は希望條項附で一舉に通過せしめてしまつた。吾々はかゝる事態のうちに、二・二六事件を契機として農村問題乃至は農業問題の捨て置き難き急迫性が再認識され出したことを知る。實施されんとする諸對策が農業Ⅱ農村問題をどの程度解決するかは別問題として、以上の如き差通つた空氣こそは事件後の一特徴をなすものだ。茲には先づ十年中小作爭議の諸特質からその急迫せる農業界最近動向を窺ひ、次ぎに今や第四年度に入つた産業組合擴充五ヶ年計畫は何を齎らしたか、この重要農村對策の歸着點を検討し、最後に農村工業化政策の

重大試練をなす東北振興新政策の内容を報ずることとする。

一、激増せる小作争議

十年中の農業については既に前輯に於いても米、藪を通じて概観しておいたが、更に小作争議(特

(二)昭和十年發生小作争議

(イ)全國

昭和十年 前年 増(十)減(一)

争議件數(件) 五、五二二 四、四五六 (十)一、〇五六

參加人員(人)

地主 二〇、四七四 一八、五四〇 (十)一、九三四

小作人 六、七九七 六三、九三九 (十)一三、八六八

關係地種別並に反別(町)

田 四、〇三三・一三五、〇七七 (十)五、二四四

畑 四、二七三・五 四、九二一・〇 (十)六三、八五

田畑計 四、四九四・六三九、九八・八 (十)四、五五五・八

其他 三四八・八 一、〇八八・八 (十)八〇〇・五

總計 四、八四三・九四一、〇七七・五 (十)三、七五五・四

昨年中發生した小作争議の狀況は第一表の如く、争議總件數五千五百十二件で、前年(昭和九年)に比し一千五十四件、一二三%の激増である。

(A)東北型と關西型 而して特徴的なことはその争議件數に於いて東北型農業が最も多數を占めてゐる點で、秋田四百三十六件を筆頭に宮城、福島、山形、新潟、青森の孰れも二百件を超えてゐる。最近の農村對策が先づ東北から始められたことも決して偶然ではない。

(ロ)東北地方と關西地方 參加人員

右の外、山梨、栃木、岡山また夫々三百件を超え、福岡も二百二十七件の多數に上つたが、他は孰れも百件臺以下である。

争議件數 地主 小作 反別

次に參加人員をみると地主二萬人を超え、小作人また七萬六千人を超えるに至つた。

青森 二〇〇 一九九 一八四・五
宮城 三二八 二七四 一、七四一、〇五九・七
秋田 四三六 四七四 八一九 五五九・一
山形 二九 二〇八 三三三 二九一・一
福島 三三三 二六八 四七〇 一八〇・一
栃木 三三五 四五四 八三四 二八・五
新潟 二七 五〇三 二、四〇五 一、五二〇・六
愛知 二九 一、七三三 八、八四四 五七・四
三重 一六三 一、〇四三 四、一五六 二、三〇四・七
大阪 一五〇 一、五〇五 六、三四一 四、二四九・〇
兵庫 一〇〇 一、〇四四 二、四七〇 一、八八・八
奈良 一三三 一、四五〇 五、〇八九 二、四八三・三
岡山 三三 三、一六六 一四、八四六 〇、九九二

而して參加人員からみて特徴的なことは、寧ろ關西型農業に於いて多數を占めてゐること、第一表(ロ)にみる如く岡山の地主三、一六六人、小作人一四、八一四人を筆頭に、愛知、大阪、奈良、争議件數の少ない割合に參加人員が多いのは地主組合、小作人組合が強固に存在する故であつて、例へば秋田の一件當り平均參加人員は地主一人、小作人約二人に對して大阪は地主十人、小作人四十二人の割合となる。

又、第一表の關係地種別並に反別をみると關係地總計四萬四千八百町步中四萬町步といふ大部分が田であつて、これまた關西型農業に於いて廣面積を占める

(B)争議の發生原因 以上ははまだ争議件數、參加人員、關係地反別を考察してみたに止まる。吾々

(二) 争議原因・要求事項別の特徵表出

全	青	岩	宮	秋	山	福	茨	栃	愛	三	大	兵	奈	岡	争議原因				要求事項	
															風水害病蟲害 其他の不作	小作權關係又 は小作地引上	一時的減額	小作契約 の續行		
五、五二	二〇	三三	二八	四六	二九	三三	一六	三五	一九	一六	一〇	一〇	一三	三三	二五	五、五二	一、六八	二、六九	一、八三	二、五五
三三	四七	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

の知らんと欲する情勢評價は争議の性質如何を見究めることなくしては不可能である。この點第二表が一の指標として役立つであらう。

即ち、全國争議件數五千五百十二件中「小作權關係、又は小作地引上」を原因とするもの二千六百八十九件、即ち全體の四八%八と大半を占め、「風水害病蟲害其他の不作」を原因とするもの一千六百八十一件で、三〇%五を占めてゐる。又要求事項別で云へば「小作契約繼續」二千五百五十五件四六%四、「一時的減額」一千八百三十四件、三三%三である。而して表示の如く、東北型農業に於いては直接土地問題にまで尖鋭化した争議が壓倒的多數を占めてゐる點注目すべきである。

要之、最近小作争議は件數に於いて激増を見ると共に、土地問題をめぐる深刻なものが大半を占めてゐるが、更にその内容をみるに東北では個人的争議多いに對して、關西では集團的争議多く、東北

では土地引上＝小作契約繼續要求に至る最も深刻な争議が大部分を占めてゐるに對して、關西では不作＝一時的減額要求に止まる争議が多い。

東北にかゝる種類の争議が多いのは、地主＝小作人間に支配＝隷屬關係が極めて強く、小作料滞納に對しては地主は直ちに土地引上を以つて望み、或は小地主の没落に依つて土地所有權が巨大地主、銀行地主に襍收せられる結果新地主の土地引上となる場合が多い爲めである。

尤も孰れの争議も結末からみれば妥協に終る場合が多く、昭和十年度争議件數の六八%は妥協に終つてゐる。がその發生からみれば、今日の社會情勢一般から云つて自然發生的のものが多いに相違なく、それ丈に農民の窮乏状態には切實なるものが感ぜられる。勿論昨年度争議は凶作を契機としたものが多いが、何故かくまで深化するに至るかは自然的災害を以つて説明することは出来ない。同時に現在の農村對策がポイントをはずれてゐることも明瞭である。一例として産業組合擴充計畫の歸結を示さう。

二 産組擴充計畫三ヶ年の實績

(A) 組合組織率不振 産業組合擴充五ヶ年計畫の第三年度(昭和十年)實績が最近發表された。先づ五

ケ年計畫の豫定と過去三ケ年の実績を對照すると第三表の如くだ。

(三) 産業組合擴充五ケ年計畫

基本年度 第一年度(昭和八年) 第二年度(同九年) 第三年度(同十年) 第四年度(同十一年) 第五年度(同十二年)

組 合	豫定		実績		豫定		実績		豫定		実績	
	数	千	数	千	数	千	数	千	数	千	数	千
(内四種事業兼營)	一四、一六三	一四、四三四	一四、六〇一	一五、一三五	一四、八二二	一六、〇六四	一五、〇三六	一六、四三九	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇
組合員數(千人)	三、六九七	五、四八六	六、〇〇〇	七、七二二	七、一七五	一〇、一七〇	八、三三七	一三、〇八〇	一三、七四四	一三、七四四	一三、七四四	一三、七四四
(内農業者)(同)	四、八三四	五、〇七一	五、二四一	五、八九五	五、四六五	六、九四四	五、八三五	七、五二一	七、七〇四	七、七〇四	七、七〇四	七、七〇四
出資總額(萬圓)	三、四三三	三、六六五	三、七〇〇	四、三八八	三、八六三	五、三三三	四、一〇七	五、七九三	五、八三五	五、八三五	五、八三五	五、八三五
運轉資金(百萬圓)	三〇、七五九	三、六四五	三、八七三	三、一九三	三、八九三	三、〇六九	三、六二三	三、六、二三五	三、六、二三五	三、六、二三五	三、六、二三五	三、六、二三五
貸付金(同)	一、六九三	一、九八〇	一、八三三	二、二九八	一、九三〇	二、六三一	二、〇四四	二、九六〇	三、二八八	三、二八八	三、二八八	三、二八八
米販賣(千俵)	一、〇五五	一、一四八	一、〇〇七	一、三三三	一、〇三三	一、五三六	一、〇四五	一、七二七	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七
小麥販賣(千俵)	七、七五	九、二五八	一四、五五三	一一、一〇〇	一三、三九〇	一三、三三三	一八、二七	一五、九九八	一八、三九八	一八、三九八	一八、三九八	一八、三九八
生絲販賣(千貫)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肥料購買(千噸)	七五	八四	一〇一	一、一四三	一、二五四	一、五六一	一、四四九	一、八〇〇	一、九一九	一、九一九	一、九一九	一、九一九

(備考) 豫定數は中央會案、運轉資金の内譯は拂込濟出資金、積立金、借入金、貯金 遲滯振りである

内四種事業兼營化は八千三百八十七組合で、豫定未達成數一千七百八十三組合、三ケ年間の増加豫定數の約六〇%の速度だ。又組合員數は五百八十三萬五千人で、豫定數との開きは百十二萬八千人、三ケ年間の増加豫定數の四四%を實現したに過ぎぬ。

(B) 組合の貧農比重増加 組合員中農業者は四百十萬七千人で、豫定數より百二十四萬五千人少く、三ケ年間の増加豫定數の三五%を實現したに過ぎぬ。

以上の如く組合組織率は不振といふ外ないが、法人組合員が昭和七年末實數三四〇組合から八年末四、七七六、九年末九、二二一、十年末一六、五〇三組合と躍増してゐる點からみると、組合内部の階級構成に貧農比重の増加せることが判る。

併し乍ら組織不振の打開策とせられて來たこの組合「大衆化」はそれ自體決して産組をして貧農の自主的利益擁護機關に轉ぜしめるものではない。例へば全販聯首腦部の主張するところは——「我國で五反百姓が多く、これが農業政策は難關を形成しつゝある。然るにこの五反百姓の内容を調査すれば彼等は決して純農ではない。大部分は労働者で多少の耕作をなしてゐるに過ぎぬ。従つて大多數の五反百姓は農業者として目すべきではなく、農業政策は之を中心にして行はるべきではない」(東京全販聯日報三月四日)といふのである。地主中心主義は明瞭である。

組合組織率の不振に照應して出資總額も三ケ年増加豫定金額の六三%を達成したに止まる。運轉資金總額二十億四千四百萬圓は増加豫定の四割内外を達成したものであるが、右金額中の十三億六千九百萬圓(六七%)は貯金から成つてゐる。こゝに注目すべきはそれに高利が保證せられてゐる

點であつて、大口預金者たる地主組合員には極めて恰好な構造となつてゐる。四種事業兼營化もこの點から獎勵される場合が少くない。即ち購買、販賣等の事業には多數農家も参加するが、それに依つて得られる組合の剩餘金は預金利息の形で少數地主組合員に分配されてしまふのだ。

(C)各事業成績 次ぎに各事業についてみるに、貸付事業を除けば、販賣、購買とも概して成績は良い。米販賣は第二年度取扱高に比し一、六一六千俵を減じたが、第三年度中央會案豫定數を四、七九五千俵も突破してゐる。一方肥料購買も豫定には達しなかつたが、相當の成績を擧げてゐる。結局現在の産組は地主支配下にある政府米の買上、拂下の經由機關であり、軍部への納入機關であり、獨占製粉資本の買占機關であると共に、肥料獨占資本の販賣機關たるもので、農民の自主的機關ではない。

一方貸付事業は一向振はない。三ヶ年を通じての増加實績は豫定數の一割にも足らぬ數である。こゝには明かに資金の固定化が現れてゐる。中農維持の目的すら達せられたか、どうか少からず疑問といはねばなるまい。

かく觀來れば産組擴充五ヶ年計畫の歸着點は略明瞭であらう。産組は土地所有制＝零細耕作の根本問題を解決するものではない。窮乏せる農民は依然救はれない。が、流通部面に於ける産組の進出は當然商業利潤の一部に地主、富裕農を均霑せしめることゝなつた。と共に、當然中小商工業者の反産

運動を激發した。今や産組進出は中小商工業者の生活窮乏を齎すものとして全國的な商權擁護運動を燃え上らせ、その運動は政治化するに至つてゐる。

三、東北振興新政策の全貌

——東北興業と東北振興電力會社

二・二六事件そのものは何ら社會問題に解決を齎すものではなかつたが、これを契機として澎湃たる再認識氣運が呼び起されたことは否まれない。就中、國軍の中堅を生み出してゐる農村の窮乏状態に對しては等しく朝野の目が集中せられるに至つた。東北興業株式會社法案、東北振興電力株式會社法案が貴衆兩院滿場一致で各四日といふ快速力のうちに通過してしまつたのも故なきことではない。

東北興業株式會社法案は殖産興業を目的として資本金三千萬圓の株式會社を創立し、政府は拂込金額の五倍を限り債券の發行を許し、第三營業年度までに四分、第四營業年度以降十五營業年度まで六分の配當補給を約すといふ特權と保護を與へるものである。

一方東北振興電力株式會社法案は電力を豊富に供給し右興業會社と提携して諸産業の勃興を計る目的で資本金同じく三千萬圓の株式會社を創立し、水利權を獨占せしめんとするもの。配當も最初の三年

間は四分それ以後第十營業年度まで六分を政府で保證する。その農村對策としての評價は暫く措き、本報には兩會社の事業目論見を掲げるに止めて置く。

東北興業事業

肥料工業

(イ)石灰窒素製造 東北振興電力株式會社に於いて阿武隈川地點を中心とする發電計畫あるを以つて該發電所より電力供給を受け石灰窒素肥料の製造をなす。

(ロ)硫安の製造 東北振興電力株式會社に於いて田澤地點を中心とする發電計畫あるを以つて該發電所より電力の供給を受け硫安肥料の製造をなす

水産工業

(イ)大型漁船の建造貸付 東北地方に於ける水産資源開發事業の一端として大型漁船を建造し之を六縣下の漁業者に低廉なる使用料に依り貸付くものとす。

(ロ)漁船用發動機の製造 東北地方には現在優良發動機の製造工場なく之が供給を關西地方に受けつゝあり、因つて發動機製造の工場を經營し之が供給及びその修繕をなさんとす。

鑛業事業

(イ)金、銀鑛の製鍊 有望地帯に製鍊所を建設し附近鑛山より買鑛し以つて製鍊を行ふものとす。

(ロ)金、銀鑛區の開發 金、銀鑛製鍊所の處理鑛石の一部を滿たす爲必要に應じ適當なる鑛區を買收し、之を開發せんとす

(ハ)硫黃、硫化鐵鑛區の開發 硫安工場に於いて使用する硫黃又は硫化鐵を供給するため適當なる硫黃、硫化

鐵鑛區を買收し之を開發せんとす

水面埋立事業

東北地方港灣發展に必要な水面埋立事業を有望地帯につき實施せんとす

農村工業

農村工業用の機械、器具を出来る限り安價に供給する爲差當り罐、罐詰、機械織機等の製造をなさんとす。

事業費

前各項記載する事業を實施するに要する事業費豫想概算額は左表の如き見込なり、而してその資金には第一回拂込株金七百五十萬圓を以つて之に充て第三年第四年及び第八年に於いて各四分の一宛の拂込をなさしめその他は東北興業債券の發行又は借入金に依る等適當の處置を採るべし。更に事情に依り社債又は借入金を以て株金の拂込に代ふる事あるべし

事業費概算年度別豫定表(單位千圓)

第一年六、六二〇△第二年一二、四二〇△第三年二〇、二二〇△第四年二二、二二〇△第五年二四、二二〇△第六年二六、〇九五△第七年三〇、三九五△第八年三七、八九五△第九年三七、八九五

電力會社事業

工事計畫

昭和十一年より昭和二十年に至る十年間に左の工事を施工し發電所落成と共に逐次營業を開始する

(イ)阿武隈川、田澤湖外數箇所に水力發電所合計十五萬キロワットを開發する

(ロ)電力供給に必要な送電線及び變電所を建設する

(ハ)補給用火約二萬キロワットの發電所を建設する

第七節 農業界最近の情勢と東北振興新政策

發電電力消化

發生電力の一部は東北興業會社の肥料製造用に供給し他の一部は本會社に施設する送電幹線に依り既設事業者に供給し之をして一部の需要に充つ（既設事業者を経て供給する事が設備の關係上不經濟なるが如き場合には許可を経て直接需要者に供給す）るものとす

工 事 費

毎年支出する工事費豫算額は左表の如き見込なり、而してその資金には第一回拂込株金七百五十萬圓を以つて之に充て第二年度九百卅萬圓（一株十五圓五十錢）第三年度四百二十萬圓（一株七圓）第六、七、八年各三百萬圓（一株五圓）宛の拂込をなしその他は適宜社債又は借入金に俟つものとす、但し事情に依り社債又は借入金を以つて株金拂込に代ふる事あるべし。

工事費概算年度別豫定表（單位千圓）

第一年三、八六〇△第二年六、九二二△第三年一一、一一三△第四年五、七五〇△第五年四、五五九△第六年五、七九九△第七年七、二二七第八年六、九二九△第九年三、七九六△第十年二、一四七

第八節 國家體制の整備に進む滿洲國

滿洲國は、昭和八年三月建國以來、滿三ヶ年を経過した。其の間、日滿兩國の協力の下に、近代國家としての體制は着々整備され、建國の基礎は愈々強化して來た。今、最近數ヶ月間に於ける動向を振り返つて見ても、同國の國家建設への進捗振りは實に驚異に價へするものがある。即ち昨年七月日滿經濟委員會が成立し、日滿不可分の關係が一層緊密化されたが、十月には早くも、滿鐵附屬地内の滿洲國法權執行容認が見られ、續いて矢繼早やに外國爲替管理の實施、日滿郵便條約の調印等が行はれた。本年に入つては二月一日全滿洲鐵道一元化の基石とも云ふべき鐵道運賃の改正が實施され、これに伴つて日滿貨物運送連絡が實現した。最近に至つては豫てより懸案の滿獨貿易協定が四月三十日遂に調印を見るに至り、六月十日にはまた治外法權の全般的撤廢の一階梯として、課税及び産業に関する一部の撤廢が實現された。更に來る七月には滿洲國經濟の將來を左右する重要産業統制法の實施を見る豫定である。

かくの如く、今や滿洲國は文字通り日進月歩の勢ひを以つて新興獨立國としての體面を整備しつゝ、

あるが、以上列挙した裡、鐵道一元化の問題は開發途上にある同國にとつて特に大いなる役割を有するものであり、又、滿獨貿易協定の成立は、たゞに經濟的利益の甚大なるばかりでなく、政治的にも滿洲國の實質上の承認と云ふ重要な意義を有するものだから、この二つの問題を探り上げて検討を試みることにした。尙本輯に於いて治外法權撤廢の問題にも觸れて置く豫定であつたが、紙數の都合上、次輯に繰越すことを餘儀なくされた。

一、全滿洲鐵道一元化の進捗

全滿洲鐵道一元化の問題は、北鐵讓渡以來の懸案で、滿鐵首腦部が中心となつて、その具體案の作成に努力しつゝあつたが、昨年末より今年初頭にかけて、愈々その成果が實現して來た。即ち、一元化への第一歩として、全滿を打つて一丸とせる鐵道運賃改正が、昨年十二月二十八日に先づ發表され本年二月一日より實施されることになつた。更に三月二十日には、右運賃改正の實施に伴つて、日滿貨物連絡運輸實施の實現を見るに至り、兩々相俟つて、日本との連絡をも含めて滿洲國の鐵道運輸は漸くその陣容を整備することゝなつた。勿論未だ、滿鐵と鐵路總局の機構統一と云ふ根本的問題は殘されては居る。が併し右運賃の統一によつて一元的體制はほゞ實現せられたものと見ることが出來よ

う。滿鐵、鐵路總局機構統一も近く七、八月頃には具體化する模様だから、この實現によつて滿洲國鐵道の一元化は愈々そのゴールに入るわけである。鐵道網の充實が産業の開發に貢獻することは今更喋々を要せぬ所だが、建設日淺き滿洲に於いては、この役割は殊に甚大である。本輯に於いて、この問題を探り上げ、それが産業上に如何なる影響を及ぼすかを検討することは決して徒爾ではないと信ずる。

(A) 運賃改正の主旨とその要點

全滿鐵道運賃改正は舊臘十二月二十八日公表され、本年二月一日より實施された。滿鐵並びに國鐵がこれを敢行した主旨は一は日滿經濟ブロックの強化に寄與し、他は滿蒙開拓鐵道たる本來の使命遂行の實を擧げんとする事にある様だ。これに就いて滿鐵當局の聲明書は改正の趣旨を次の如く説明してゐる。

滿洲事變勃發後四圍の情勢は正に劃期的變革を遂げ、今や全滿の鐵道悉く吾社の綜合的經營下に統轄せらるゝに及んで吾社は鐵道を通じ日滿經濟ブロックの結成強化及新國家の健全なる發達に寄與すべき重大任務を帯ぶるに至つた。然るに吾社の現行貨物運賃は社線に於ては大正八年十一月世界大戰直後に制定せられたるものを以て基本とし、國線に於ては總局創立當時四地帯に分れたる運賃を三地帯制としたるものを以て根幹とし、之に兩者共隨時適切なる特定特約の割引運賃を附加して今日に及びたるが、未だ以て滿洲國建國後の新事態に即

するに充分ならず。故に或程度迄情勢の推移を見究めたる上之が改正をなすべく豫て鋭意研究中のところ事慮も漸く落付を見せ、且運賃改正に依る減収も吾社財政に對し何等憂ふべき影響なきことを確信するに至りたるを以て舊正明けの取引閑散期に於て其の改正を斷行し一は以て全滿鐵道運賃をして所謂新事態に即せしめ一は以て開拓鐵道たる吾社本來の使命達成に遺憾なからしめむとするものである。

前文によつて明かなる如く、今回の改正運賃は急變した滿洲財界の要求する運賃率並に等級制度の制定を主眼とし、將來の全滿鐵道一元化の理想に資すべく立案されたものと云ふことが出来る。而してこれが具體的改正目標として次の三點が擧げられてゐる。

- 一、社國線運賃機構の可及的統一
- 二、社線運賃及料金の合理化
- 三、滿洲國產業就中北滿開發を目標としたる國線貨物運賃の改正

右の目標に向つて、在來の運賃に一大改革が加へられた譯であるが、個々の具體的な改正内容に就いては紙數の都合上、此處に詳述することが出来ない。改正の主點を次の如く要約して置くに止める。國線は最低運賃の京圖線一籽三分(錢)を基本賃率として、これに遠距離遞減率を採用した。その結果、特に海港より遠い北滿の貨物輸送運賃の引下率は莫大なものとなつた。

社線は遠距離遞減率を増大した結果、新京、大連間の例をとれば、舊運賃の六%の低減率に對して新運賃二二%の低減率となつてゐる。が基本賃率を引上げた爲め三百籽以内の近距離運賃は若干の引上をみてゐる。

その他、北滿開發を目標とする特に低廉なる奥地開發特定運賃を設定し、又運賃、料金規則、等級表、料金率等を社國線同一とし取扱を簡易化したものである。

(B) 國民負擔の輕減

運賃改正の結果、荷主の運賃負擔は可成りに輕減されることになつた。滿鐵並に總局の發表する處によると荷主負擔額の減少は社國線を通じて年五百六十萬圓と言はれてゐる。この内の五百萬圓は國線關係のもので、これは昭和九年度營業貨物收入六千三百萬國幣圓の約八%に當る。國鐵にとつては可成りに大きな犠牲と云はなければならぬ。右の内譯は次表の如くだが、これに依つて明かな如く

(一) 國鐵關係運賃減收内譯(國幣圓)	特産類に對する低減が目立つて著しく、滿鐵社線
(イ) 鑛産類……………一九萬圓	(ロ) 農産類……………四二一萬圓
(ハ) 雜貨類……………二〇萬圓	(ニ) 林産類……………二七萬圓
(ホ) 官用品……………一八萬圓	とする新興滿洲國產業の興隆を期してゐる當局の

意圖が看取される。併し、これに依つて直ちに國民負擔が輕減し、農民生活が安定するとなすことは滿洲國の農業機構から見て頗る疑はしいものがある。

(C) 運賃改正の影響

前述せる如く新運賃機構は(一)社國線の可及的統一、(二)遠距離遞減制の實施と強化、(三)北滿開發の三項目を目標として作成されたもので、これが全滿運輸系統の上に劃期的な變化を與へるだらうことは疑ふべくもないが、就中北滿地帯に最も顯著であることは容易に豫想される處であらう。

北滿開發と云つても運賃の關する限り特産の輸出増進と必需品輸入促進との二つに歸する。換言すれば特産物の商品化を増大すること及び販路開拓に進む日本商品への市場開拓と云ふ二點が含まれることになる。特産物は國內的にも國際的にも滿洲を代表する生産である。この特産助長策として北滿發諸海港向特産運賃の引下が敢行されたことは全般的に奥地開發に好影響を與ふること明かである。

この北滿發諸海港向運賃の引下は次表の如くだが、大連埠頭向、北鮮三港向のいづれも可成り思ひ切つた切下が行はれてゐる。北鮮三港を通ずる日滿交通路の發達を前提とし、大連と併用所謂二港主義を以て遠距離遞減制をより效果的たらしめんとするものだ。價格の低廉な農産品にとつて運賃は貨物のコースを決定する上に重要な要素だから、北鮮地方がこの爲めに著しく發達を助長されることは豫想に難くない。

又、前述せる如く、運賃改正が必需品の輸入を促進されることは見遁すことが出來ない。現在の熾

(二) 北滿海港向新舊運賃比較表 (一車扱一吨に付)

目的地	大連埠頭		北鮮三港					
	舊運賃 新運賃	値下額 割合	舊運賃 新運賃	値下額 割合				
哈爾濱	三・一六	二〇・九六	一・三〇	五・四	二〇・九二	二〇・二四	〇・六六	三・三
海倫	三〇・一七	二七・〇〇	三・一七	一〇・五	二六・八四	二四・七九	四・〇五	一四・〇
北安	三・九三	二六・三〇	三・六三	一一・四	三三・五五	二六・〇九	六・四六	一九・八
黑河	四・九三	三〇・七三	一三・二二	二八・五	四三・五五	二八・五二	一五・〇四	三三・五
齊齊哈爾	二六・七一	二七・七(中)	〇・四八	一・八	三三・四九	二六・九三	五・五六	一七・一
滿洲里	五〇・八八	三三・四六	一八・四三	三六・二	五〇・四〇	三三・八四	一六・五六	三三・〇
牡丹江	三四・九三	三〇・三三	四・六	一三・二	二二・六四	一一・五九	一〇・五	七・九
密山	—	—	—	—	—	—	—	—
佳木斯	—	—	—	—	—	—	—	—

二、滿獨貿易協定の成立

(A) 協定の成立とその要點

昨秋來懸案の滿獨貿易協定は、四月三十日、遂に成立を見るに至つた。滿洲國と獨逸との通商貿易に關しては獨逸當業者間に豫てよりその要望のある所で、この目的を達成するために、獨逸東亞經濟使節オットー・キープ博士は昨年十月末來朝、爾來在京滿洲國大使謝介石氏との間に、日本政府の幹

旋により具體的交渉を進めて來たのである。その間、南京政府に於いては、滿獨通商協定の締結は獨逸政府の滿洲國承認を意味するものとして、該交渉に横槍を入れる等のももあつたが、其後かゝる誤解も一掃せられ、交渉は基本的諒解より、更に細目的一致に迄進捗し、遂に四月三十日、キープ代表と謝駐日大使との間に、滿獨貿易協定の調印を了するに至つたものである。右貿易協定は兩國政府間の通商協定の形式をとらず、獨逸爲替管理局代表キープ氏と滿洲國當該官憲代表謝介石氏との間に行はれた貿易協定であるが、これによつて嚴重な貿易管理下にある獨逸と滿洲國間の通商關係を打開する意義は毫も弱められるものではない。

而して該協定の内容に就いて見るに、その效力發生日たる六月一日を期して協定全文十四ヶ條が公表されたが、これによつて次の如く要點を指摘することが出来る。

- 一、獨逸は向ふ一年間年額一億圓を限度として滿洲國生産品の輸入を許可する。(第一條)
- 二、その代金の四分三、即ち七千五百萬圓は外國爲替で、四分一即ち二千五百萬圓はライヒスマルクで支拂ふこととし、後者のライヒスマルクは一定の銀行に特別勘定として振込み、これを滿洲國の輸入する獨逸生産品の代金に當てる。(第二條)
- 三、若し豫測し得ざる事情に依つて獨逸が右の七千五百萬圓に達する外國爲替を用意し得ない時に

は右に規定した一億圓の金額は六千五百萬圓を下らぬ金額まで減らすことが出来る。この場合も代金の四分三は外國爲替、四分一はライヒスマルクでなすべきことに變りはない。

獨逸の對日出超額が年額六千三百七十五萬圓を超過した場合は、この超過額だけは前項の外國爲替で支拂はれる獨逸側の輸入に追加さるべきである。この場合にはライヒスマルクで支拂ふべき獨逸側の輸入もこの超過額の三分一だけ増加さるべきものとする。(第三條)

四、滿洲國側は右のライヒスマルク振込勘定の全額を利用して獨逸國生産品を輸入する。(第四條) 協定全文は十四條よりなつてゐるが、要點は右の四つで大體盡きてゐる。

(B) 日滿獨の三角貿易

では右の協定は實際上に於いて如何なる意味を有するものであるか。先づ結論から先に云ふと、これは相互に著しい片貿易の状態にある日滿獨三國間に於いて、貿易尻の決済を調整する爲めに所謂三角貿易を實現せんとするものである。而してこれは次の具體的な實證に依つて容易に理解される。

先づ滿獨間の貿易を見るに、昨年の實績に依ると滿洲國の對獨輸出は三千二百八十萬國幣圓であつた。若しこれが右の協定の最高限度まで即ち一億圓まで、増大するとせば、三倍餘の輸出激増となる。一見してこの點は不可思議に感ぜられるかも知れぬ。併し周知の様に獨逸は滿洲大豆の最大の顧客で

あつて、世界恐慌以來甚しき國際收支の悪化のため極度に輸入を制限せねばならなかつた。これを滿洲國の側から見ると、その建國の年度たる一九三二年は七千四百萬圓幣圓だつたのが、それに比して昨年は半分以下に減つてゐるのである。だから、昨年の如きは寧ろ著しき變態で代金決済の道さへつけば滿洲國の對獨輸出が年額一億圓に上るのは寧ろ自然だとさへ云へる。今回の滿獨協定が獨逸側の輸入限度を一億圓としたことには獨逸の産業的必要より見て充分の理由があることゝ頷かれる。而して昨年滿洲國が獨逸から輸入したのは總額千四百七十萬圓幣圓に過ぎなかつたが、若し對獨輸出が一億圓にも増せば、右の協定の如く輸入を二千五百萬圓に増すことは充分可能なのである。

併しこの滿獨貿易の回復はその間に日本が介在することに依つて始めて圓滑に行き得る關係にある。即ち、日本の對獨貿易は第三表の如く近年、年額八、九千萬圓の入超、即ち獨逸側の受取超過になつてゐる。獨逸としては、この受取勘定を對滿洲國の支拂勘定に當てればよい。右の協定中に云ふところの、七千五百萬圓の外國貿易とは事實上に於いてこの對日受取勘定を目當てにしたものであらう。そして、國別に輸出入のバランスをつけることに依つて、貿易全體の調整をしようと云ふのが近年に於ける獨逸の政策であるから、いま假りに日滿を一單位として考へれば、その政策に副ふ譯である。また現に一九三二年頃の事實を顧ると、獨逸の對日貿易は六千二百六十萬圓の受取超過、對滿洲

(三) 日滿兩國對獨貿易額

	滿洲國對獨貿易(千圓幣圓)			日本對獨貿易(千圓)		
	輸出	輸入	出超	輸出	輸入	入超
1932年	74,073	6,511	67,567	9,098	71,742	62,643
3年	66,395	10,577	55,818	12,412	95,797	83,385
4年	53,310	12,486	40,824	19,677	109,584	89,407
5年	32,799	14,742	16,057	26,766	120,818	94,050

(四) 獨逸對日滿貿易尻(千圓)

	對日本	對滿洲國	差引
1932年	(+)62,643	(-)61,438	(+)1,205
3年	(+)83,385	(-)56,565	(+)26,820
4年	(+)89,406	(-)45,245	(+)44,162
5年	(+)94,050	(-)16,822	(+)77,228

(備考) (+)は受取勘定, (-)は支拂勘定
滿洲國分は當該年中の平均日滿爲替にて日本圓に換算せるもの。

國分(日本圓に換算)は六千四百四十萬圓の支拂超過で、兩者の差は百三十萬圓の少額に過ぎない。然るに、第四表に明らかなる如く、一九三五年に於いては對日輸出の増加にも拘らず、對滿輸入の激減のため、その差は七千七百萬圓の莫大な受取超過となつてゐる。即ち、この受取超過の分だけを、滿洲よりの輸入の増加によつてバランスし、同時に國內の要求に應ぜんとしたものである。具體的に云へば、滿洲國よりの大豆の輸入によつて、缺乏を來しつゝあるバター

其他の油脂工業品の生産を増大せんとするのだ。

又、一方滿洲國側の利益は勿論のこと、日本側に於いても、日滿不可分の建前から、滿洲國の輸出増大はあらゆる角度から見望まじきことに違ひはなく、従つて、右協定は實際上に於いても頗る圓滑に處期の目的を達成するものと推測される。

(c) 滿洲國への影響

かくて滿洲の對獨輸出が茲に顯著なる回復を示す

べきは明かだが、その結果滿洲國の蒙る好影響は頗る大である。協定文には一ヶ年と期限を付してゐるが、これが更新は第十四條に示す如く可能であるから、この好影響は今後永續されるものと見ていだらう。先づ第一に期待されるのは大豆産業の回復である。今春以來の大豆相場の強調は素よりこれを見越したものであつたが、長い間の所謂特産恐慌は今後可成り緩和されるであらう。第二に貿易が著しく改善される。尤も商品の形態で這入る日本の對滿投資が未だ頗る盛な現在に於いては、假へ滿洲國の對獨輸出が一億圓の最高限に達しようとも、貿易尻は矢張り入超となるが、而も年額四億圓餘りの輸出が五億圓餘に増大することは、その影響する處大と云はねばならない。而して第三に、この貿易上の收穫は當然國幣圓の基礎を安固にし同時にまた日滿の通貨聯繫關係を著しく深めることになる。

更に、かうした經濟上の利益だけでなく、この協定の締結によつて滿洲國が國際的に承認される氣運が濃厚になつて來たことは明かである。既に滿獨兩國は互にその商務官をして兩國の首都に駐屯せしめることになつたが、少なくとも獨逸に關する限り滿洲國は一つの國家として實質上承認されたも同然である。これは來るべき治外法權の撤廢と共に、滿洲國が今後國際的に健全に發達する上から、大いに祝福さるべきことである。

第九節 戒嚴令下に於ける特別議會の成果

五月一日召集された第六十九議會は、會期二日間が再延長されたにも拘はらず、僅か二十三日の短期議會ではあつたが、その意義は我議會政治史上稀れに見る深きものがあつた。その意義の重大性は單に廣田内閣最初の議會であるとか、議案の内容からのみいふのではなく、實に特別議會を圍繞する客觀的狀勢との關聯性に於てある。即ち二・二六事件を承けて戒嚴令下の劍光裡に開かれた未曾有の議會であつたこと、及び岡田内閣の所謂肅正選舉によつて選出された新議員の試鍊舞臺といふ點に關心の焦點があつたのである。以下過ぎしこの議會論戰の跡を回顧し、その明暗の姿を摘描することとする。

一、未曾有の開院勅語

何よりも先づ特筆大書さるべきは、長くも五月四日の開院式に賜つた異例の勅語である。勅語は形に於てこそ數十文字の短きものに拜せられるが、併し之を敢て議會の開院に當り、上御一人の御口よ

り發せられたといふ事はもとより容易の次第ではない。實に千萬無量の御感慨が茲に藏されることを恐察するのである。

勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣フ
今次東京ニ起レル事件ハ朕力懃トスル所ナリ我カ忠良ナル臣民朝野和協文武一致力ヲ國運ノ進暢ニ效
サムコトヲ期セヨ
朕ハ國務大臣ニ命シテ緊要ナル追加豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕力意ヲ體シ和
衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム

二・二六事件に對しては朝野齊しくその責任を痛感してゐたところであるが、いま茲に優渥なる勅語を拜して、政府も、議會も、國民も、恐懼感激して、聖明に對へ奉るべく「朝野和協文武一致」の固き決意を神明に誓つたことは申すまでもない。これは貴衆兩院の慎重なる審議を盡した未曾有の奉答文となつて現はれ、更に衆議院では聖旨奉戴決議案を提出して、「自肅自彊國民の儀表となる」と共に、政府に對し速に庶政一新の實を示さんことを要望した。

政府も廣田首相が施政方針演説の冒頭に於て、
「聖旨を奉戴し、誓つて報效の誠を謁す」
べきを宣明し、肅軍の實を擧ぐるため拔本塞源の途を講ずる旨をも強調した。聖旨を奉戴して朝野が如何に深く恐懼感激したかは之等の決意表明によつて窺はれるところであらう。特別議會を通じて最大の意義を茲に見出すのである。

然らば此政府の決意、議員の覺悟が、實際の議會行動の上に如何に反映したかといふに、遺憾ながら満足する譯に行かない。殊に政府の態度に最も幻滅を感じる點が多い。此批判に入る前にまづ特別議會の具體的成績を述べて見ることにしたい。

二、特別議會の成績

豫算案	可決件數 七	審議未了件數 ナシ	議員提出法案	可決件數 一五	審議未了件數 二〇	先づ第六十九特別
事後承諾案	算 二	ナシ	衆議院	ナシ	ナシ	議會における議事審
政府提出法案	四	ナシ	貴族院	一	ナシ	議の結果を見るに上
	四	ナシ	衆議院	一	ナシ	
	五	ナシ	貴族院	一	ナシ	

第九節 戒嚴令下に於ける特別議會の成果

の如くである。

政府提出法律案四十六件中審議未了となつたものは總動員祕密保護法一件のみで右は衆議院委員會において審議未了となつた。兩院を通過成立せる法律案四十五件中修正通過せるものは航路統制法、臺灣拓殖株式會社法、退職積立金及び手当法、不穩文書臨時取締法の四件、議員提出法案二十件中衆議院において可決され貴族院に送付されたるものは七件で、何れも貴族院の委員會に於て審議未了となり殘餘の十三件は衆議院委員會において審議未了となつた。貴族院にて可決された建議案一は貴族院機構の改正に關するもの、衆議院において可決された決議案四は聖旨奉體庶政一新に關するもの、議會制度革新に關するもの、衆議院議員選舉法改正に關するもの、雪害對策に關するものである。兩院協議會にかけられたるものは臺灣拓殖株式會社法で衆議院において修正通過したるものに對し貴族院は再修正し政府原案に復歸せしめた。よつて兩院協議會に於て妥協案作成の結果之が可決されたので妥協案が成立した。

成立豫算七件

- 一、昭和十一年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)
- 一、昭和十一年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特

- 第一號)
- 一、豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要するの件
- 一、昭和十一年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)

- 一、昭和十一年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)
- 一、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要するの件(追第一號)
- 一、昭和十一年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)

承諾を求めたる件四件

- 一、昭和十一年勅令第十八號(一定の地域に戒嚴令中必要の規定を適用するの件)
- 一、昭和十一年勅令第二十一號(東京陸軍軍法會議に關する件)
- 一、昭和十一年勅令第七號(災害善後に關する經費支辨の爲公債發行に關する件)
- 一、イ、昭和九年度第一豫備金支出の件
- ロ、昭和九年度特別會計第一豫備金支出の件
- ハ、昭和九年度特別會計豫備費支出の件
- ニ、昭和九年度滿洲事件第一豫備金支出の件
- ホ、自昭和十年四月至同年十二月昭和十年度第二豫備金支出の件

第九節 戒嚴令下に於ける特別議會の成果

- 一、自昭和十年四月至同年十二月昭和十年度特別會計第二豫備金支出の件
- ト、自昭和十年四月至同年十二月昭和十年度特別會計豫備金外に於て豫算外支出の件

政府提出成立法律案四十五件

- 一、昭和十一年度一般會計歳入の財源に充つる爲公債發行に關する法律案
- 一、昭和十一年度一般會計歳入の財源に充つる爲特別會計に關する資金の繰替使用に關する法律案
- 一、昭和七年法律第一號中改正法律案(滿洲事變に關する經費支辨のため公債發行に關する件)
- 一、昭和九年法律第七號中改正法律案(滿洲事變に關する一時賜金として交付する公債發行に關する件)
- 一、貯蓄銀行法中改正法律案
- 一、國稅徵收法中改正法律案
- 一、日本銀行特別融通及び損失補償法中改正法律案
- 一、關稅定率法中改正法律案
- 一、昭和七年法律第四號中改正法律案(輸入稅の從量

稅率に關する件)

- 一、大正十三年法律第二十四號中改正法律案(贅澤品等の輸入稅に關する件)
- 一、對支文化事業特別會計法中改正法律案
- 一、米穀自治管理法案
- 一、米穀統制法中改正法律案
- 一、米穀共同貯藏助成法案
- 一、産繭處理統制法案
- 一、蠶絲業法中改正法律案
- 一、蠶絲業組合法中改正法律案
- 一、重要肥料業統制法案
- 一、土地賃賃價格改訂法案
- 一、土地賃賃價格改訂施行に伴ふ耕地整理の特例に關する法律案
- 一、農村負債整理組合法中改正法律案
- 一、競馬法中改正法律案
- 一、昭和六年法律第四十號中改正法律案(重要産業統制に關する件)
- 一、商工中央金庫法案

- 一、自動車製造事業法案
- 一、製鐵業獎勵法中改正法律案
- 一、昭和九年法律第四十五號中改正法律案(貿易調節及び通商擁護に關する件)
- 一、重要輸出品取締法案
- 一、輸出組合法中改正法律案
- 一、輸出絹織物取締法中改正法律案
- 一、東北興業株式會社法案
- 一、東北振興電力株式會社法案
- 一、鐵道敷設法中改正法律案
- 一、岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及び兼業に關する資産買收の爲公債發行に關する法律案
- 一、江當軌道株式會社所屬軌道の廢止に關する補償の爲公債發行に關する法律案
- 一、航路統制法案(修正)
- 一、航空法中改正法律案
- 一、朝鮮事業公債法中改正法律案
- 一、臺灣拓殖株式會社法案(修正)
- 一、臺灣私設鐵道補助法中改正法律案

- 一、思想狂保護觀察法案
- 一、大正十二年法律第五十二號中改正法律案(司法官試補及び辯護士資格に關する件)

- 一、職業紹介法中改正法律案
- 一、退職積立金及び退職手當法案(修正)
- 一、不穩文書臨時取締法案(修正)

會期の延長再度に亘ると雖も、首相その他が施政方針を表明したのは五月六日であつたから、結局實質的會期は僅かに二十日に過ぎない。此短期間の匆忙裡に、兩院を通過した議案は四十數件、そのうちには米穀、産繭、肥料等の難問題を始め退職積立金、怪文書取締法等時局に應じた重要法案も相當にあつたのである。之を殆ど全部消化せるのみならず、その態度も亦眞摯であつたことは、最近の議會に於て見ることの出来ない所であつた。第六十八議會は解散されたので比較は出来ぬが、その前の第六十七議會の政府提出法案で兩院通過したもの四十四件、審議未了十一件であつた。これに比較してもこの特別議會に於て晝夜兼行審議に當つた兩院の勞を多としなければならぬ。けれども議會は單なる法案通過の機關ではなく慎重審議法案議決の立法機關である。此見地よりすれば短期の議會に於て、唯單に多數の議案が成立した、といふ理由のみで議會の成績良好なりとし之に讃辭を呈することは出来ぬ。

三、聲明書の頻發と政策貧困

今期議會に於て能く多數の法案が通過せしめられたのには意識すると否とに拘らず、二・二六事件直後に於ける非常時氣分が手傳つてゐることは言ふまでもないが、併し具體的には二つの理由がある。一つの理由は政民兩黨の提携であり、他の一つは之等法案の多くが前内閣の方針を踏襲せるものであつたからだ。

廣田内閣は組閣前後幾多の聲明を頻發しながら、さてその提案を見るに此聲明の具體化と見るべきものは殆どなく、中には馬場藏相の發表した聲明書の如く却つて財界の不安を招いたことさへあり全くの「聲明書作文練習内閣」に墮し終つた。偶あれば不穩文書取締法案、總動員祕密保護法案の如く反動的彈壓案のみで、唯一つ退職積立金法案が社會立法として異色を發揮してゐるに過ぎない。これでは「庶政一新」を叫び「國民生活の安定」を唱へる内閣の政策としては、組閣日尙淺き憾はあるにしても餘りに貧困過ぎよう。議會は凡ゆる角度より、廣田内閣の庶政一新の内容を確めようと企てたけれども、其文字の聲明以外に何もものも捕捉することは出来なかつた。一體責任ある政治家は猥りに庶政一新など口にすべき事ではない。常に進歩發達しつゝある社會國家に於ては、絶へず庶政刷新の必要が生ずる。然らざれば世の進歩發達はない。庶政の一新豈獨り廣田内閣のみならんやである。未曾有の開院勅語の萬分に副ひ奉らんが爲には、衆議院決議案の示す通り「審かに國內百弊の淵源を究

めて時代の推移を明にし」、「具さに精神物質兩方面の全生活を檢討してその福祉を増進すべき」ことは云ふを俟たない。

四、統制經濟と廣田内閣

此の特別議會に於て注目せられた一つは馬場財政の内容であつたが、その結果は別稿にも述べたるが如く、曖昧模糊たるものであり、たゞその後の藏相の談話等によつて増稅方向が稍や分明したに過ぎなかつた。更に増稅問題と共に注目せられた統制經濟問題も、議會に於ける質疑應答を通じて與へられた解答は極めて消極的なものであり、廣田内閣の本質を暴露した。即ち廣田首相は自由主義經濟を以て經濟組織の基調となしこれより生ずる弊害を是正するため例外的に國家權力による統制主義を採用する旨を明らかにしてゐる。一方馬場藏相は首相よりやゝ積極的な意向を持つてゐるものゝ如く産業發展の必要のために統制經濟を執らねばならぬ場合があり、少くも軍需品工業は統制さるべきを強調し、從來の所謂官僚的統制經濟に根本的な再檢討を加ふべきことを明にした。この主張に對し寺内陸相が、廣義國防の見地に立つ軍の積極的統制經濟主義をどの程度反映せしむるか極めて注目された所であるが、議會における陸相の言説は甚だしく抽象的で、たゞ我國の工業生産力は甚しく低度で

此が急速なる發展は自由主義經濟の下に於ては困難なりとの見解を持つてゐる様であつたが、適確なる方針を明らかにするを得なかつた。

従つて現在の所、この問題に對する廣田内閣の考へ方はせいふ馬場藏相の方針程度以上を出でず一步統制經濟的方向に踏み出す事はあつてもその根本は依然として自由主義經濟にあるものと見られる。しかし決定的な點は今後軍が廣田内閣独自の政策樹立の過程においてこの問題を積極的に取上げる可能性のある事で、この意味において問題はなほ將來に残されたものと見るべきであらう。

五、議會主義の昂揚

政黨の今議會に於ける特異性は非常時の重壓の下に於てよく活潑なる論戰を展開し、軍部、官僚に攻勢を執り議會主義を昂揚した點にある。之はいふまでもなく長くも開院式に賜つた異例の勅語に刺戟され恐懼自戒したことが最大の原因であるが、他の一つは政民兩黨内に於ける鬱勃たる官僚ファツシヨに對する反感である。されば政民兩黨とも最後まで論議を盡し、短期間に六十數件の重要議案をよく消化し、議會制度の改革選舉法の改正、聖旨奉戴決議案等によつて自肅自彊の片鱗を示すと共に、他面官僚の無責任なる提案に對しては飽くまでも嚴正な批判を試み、不穩文書案は大修正し、祕密保

護法案は握り潰し、官僚の陣容を徹底的に粉碎し議會主義の威力を示すところがあつた。その當面の目標とされたものは、所謂新官僚を中心とする内務省であつた。内務省の提案が退職積立金法案といひ、不穩文書取締法案といひ何れも問題の法案のみであつたが、根本的には肅正選舉に於ける峻嚴な取締その他内務省最近の行藏と官僚陣營の主流に對する反感であつた。馬場藏相に對する風當りが強かつたことも、一つは非常時財政擔當の當局者として當然甘受すべき運命であつたらうが、一つは官僚に對する反感の現はれが含まれてゐたとも蔽ひ難い。司法省の提案が内務省案程難航せざりし所以のものは、今日の時局に於て反對を叫び得ない左翼取締法案であつたことも幸ひしてゐるが、或は政黨出身の政務官の斡旋が無かつたならば内務省案と同様荆棘の道を辿らねばならなかつたであらう

六、肅軍問題の質問演説

特別議會は二・二六事件に伴ふ肅軍問題及其原因の糾明に最大の關心をかけられてゐただけに、此論戰が注目焦點となつたことはいふまでもない。此問題に對しては政民兩黨、無産黨、右翼的色彩ある一群等、それらの立場によつて凡ゆる角度から論ぜられたが最も肝銘を與へたのは、齋藤隆夫氏の熱辯であつた。「軍人の政治運動は嚴禁すべきものだ。これが行はれなかつたから五・一五事件が

おこり、五・一五事件後の措置が肯綮を得なかつたがために今回の大不祥事件がおこつたのである。軍部以外の政治家にして或は軍の一部と結託通謀して政治上の野心を行はうとする如きは許すべからざるところであるが、軍部當局も十分自重して、政治に對する國民總意の發露を一部單獨の意思によつて蹂躪すべきではない」といふのが齋藤氏の演説の要領である。單に無責任なる批判乃至は放言に墮せず、言々句々肅軍の大義を説いて陸相に詰めより、

「國民は皆憤慨してゐるが今日國民はこれを口に出して云ふ自由を奪はれてゐる。然し國民の忍耐力には限りがある。私は異日國民の忍耐力の盡き果てる時の來らないことを衷心希望する」

と論じ來つた時は、東朝紙の言葉を藉りて云へば二・二六事件によつて象徴された軍の現状に憂慮を感ずる程のものは、恐らく無條件に同感の拍手を送らざるを得なかつたであらう。國民の齊しくいはんと欲して云ひ得ざりしことをよくも云つてくれたといふのが、一般の偽らざる印象であつたと思ふ。もしこの議論が三、四年前に發せられたならばといふのは、何人も考へるところであらう。しかしながら果してさやうのことが數年前に可能であつたであらうか。故高橋是清翁は曾て閣議の席上において「今日わが國民は全く意見の發表の路を鎖され、滿腔の磊塊吐くによしなく、たゞ黙々としてゐなければならぬ」といつて嘆じたことが傳へられたが、これすら高橋翁ならではとの世評さへあつたのである。

である。

さような空氣の横流しつゝある時にあつて、卒直なる言論の聲を潜めたのは無理もなかつた。だが今や時勢は漸く轉換せんとしてゐる。物窮つて通じ、我國民は始めて自己の姿を顧み、數年來の經過を客觀するに至らうとしてゐる。この點よりすれば齋藤氏の演説の如き、また變轉する時代の所産であるといつてよい。然しかくいへばとて齋藤氏の演説は毫もその價値を割引せらるべきものでない。

寺内陸相が之に對し、「熱誠適切なる御所論を承つて論旨には同感である」と冒頭し、軍人の政治干與に關しては、

「勅諭の——世論に惑はず、政治に拘らず只々一途に己が本分の忠節を守り云々——これが信念で御座います軍部におきましては、政治は不肖私を通じて干與する點につきましては、過日もよく全軍に徹底するやうに申し述べました」尙ほ現役軍人と政治干與に關する法的根據と致しましては、衆議院議員選舉法及びこれに準ずる法令、陸軍刑法、軍隊内務書等の法令條規において、その禁止を明示せられたる事項」「或ひは政治に關し上書建白訴願を爲し或ひは演説若くは文書を以て意見を公にする等は現役軍人に禁止せられたる政治干與であります」

と卒直に軍人の政治干與の限界を明確にしたことも國民の信頼を博するに充分であつた。たゞ陸相が後になつて、部分的に之を修正するかの如き態度に出でたことは、軍の現状に於て止むを得ざること

ではあらうが、一抹の物足らなさを感じしむるものがあつた。二・二六事件に因む肅軍の問題は凡ゆる場合凡ゆる人々によつて論ぜられたことは今議會の精神的收穫とするを憚らぬが、たゞ一つの餘興的悲喜劇は貴族院に於ける津村前議員の舌禍であつた。この一寸劇によつて、我等はまた軍部が軍民離間的な言論に對し、いかに強い決意を持つてゐるかを窺ひ知られると共に、貴族院改革の必要を痛感したのである。

七、貴革案に時代を反映

超時代的存在に過ぎざる貴族院にも、流石に時代の嵐は反映したものと見え、「貴族院は貴族院改革に關する建議案」を可決した。

「貴族院をして一層機能を發揮せしむるため、その機構の改善すべき點につき、政府は有效適切なる調査を遂げ」

成案を得て、貴族院に提出すべきことを要望したのは、我議會史上特筆すべきことであつた。即ち明治二十三年議會開設以來、貴族院は前後四回に亘つて改革されたが、それは何時も外部的に刺戟又は輿論に抗し得ずして、貴族院は止むを得ず政府の改革に屈服したのであるが、今議會に於ては自發

的に建議したのであるから、此處にも我等は時代的な革新氣運の反映を認めない譯には行かない。貴族院の議論は多く時局に對する認識不足にして、平凡低調にして殆ど何等の印象を残さなかつた。然し此平凡低調の裡にも、何處か革新的な大流に抗し得ざる苦悶の相を示したことは特別議最に於ける注目すべき現象であらう。

八、小會派の活躍と政黨の分裂的萌芽

政黨が眞剣に議會主義の昂揚に努めたことは、特別議會の一收穫であつたが、更に政黨内部の動きを観ると我等はそこに二つの新しき現象を見出すのである。即ちその一つは小會派の活躍である。そのよつて來つた原因を探究すれば勿論多種多様の事情がある。肅正選舉の結果、社大黨が飛躍的に進出し中立議員が激増した外國民同盟の分裂、昭和會の登場によつて政界分野に一大變化を齎したことも原因の一つではあるが、時局の重壓が與黨たる政民同派の自省を強要し、自重的態度を執らせたことが蓋しその主因であらう。議會前小會派の間で問題とされた交渉團體資格は制度の實體を討議することなく事實に於て解決され、二十五名以下の小會派も實際的に交渉權を獲得し、議事その他の決議に大政黨と均等に協議し得たことは、議會政治の精神に鑑み喜ぶべき進歩といはねばならぬ。小會派

の意見や提案が大勢を支配する力となり得ないのは、數が物言ふ議會政治に於てはやむなきことであるがその牽制的役割は看過し得ないものがある。

殊に社大黨を主體とする無産議員團の活躍は最も目立つた。その議會行動の全部を無條件に容認するわけには行かないにしても現在の情勢においてあれだけの活動をしたことは一般の期待を裏切つたものとはいへぬ。然し強ひて難をいへば、社大黨は複雑な議事發言のかけ引きに不馴れなものと、合議制を採り適材適所を得ず、總花的に發言慾を満足させたために、議會行動としては集團的鬭争が不完全だつた嫌もある。特別議會に於ける政黨の與へた第二の新現象は、既成政黨の分解作用の萌芽であつた。即ち地域的思想的乃至は職能的分裂の徴候である。此萌芽は勿論以前から現はれてゐたのであるが、今度の議會で特に顯著な發展を見せた。例へば職能的或は地域的對立状態は米穀關係法案に於て最も露骨に現はれ殊に民政黨に於ては農村議員と都市議員との抗争が尖鋭化し、一時は案の運命すら危まれた程であつた。肥料問題に於ても生産者側と消費者側の對立は、各政黨政派を超越して横斷的戰線を展開した。

議會の掉尾を賑はした不穩文書取締法案、退職積立金法案並に總動員祕密保護法案に對する渦卷は種々の暗示を與へたが、特に積立金法案に於ては、勞資の對立抗争は、すさまじいまでに如實に深刻

に議會の各分野に反映した。元來この案は社會立法とはいつても退職手當の最少限度の確保を目的とするもので、失業保險を要望する勞働陣營からすれば欺瞞的施設の立法といつてもよい位の糊塗的微温的立法であるが、それにも拘らず資本家陣營の反對は物凄く、これを代辯する聲は政民兩黨を始め既成勢力を背景として議會を壓する觀があつた。

之に對し政民兩黨内に於ける進歩的分子は此反對を苦々しく感じて無産派と提携し陰に陽に原案を支持した。之等の葛藤が亦交錯して、一時は揉み潰しの危機をも孕み、會期延長の一原因となつた程であつた。庶政一新、國民生活の安定を唱へ、聖旨奉戴決議案まで提出した政黨が、これしきの社會立法に反對せることはそれ自體矛盾撞着であるのみならず、國民の議會に對する信用を失はしめ、自ら求めて墓穴を掘るの醜態で、更生議會のために惜しまれる所である。かくの如く政黨關係を超越して、隨所に横斷的對立が實現したことは、これを以て直に政黨分裂の傾向と見ることは出來ぬにしても、議會後無産派議員が異日同音に語つた如く、新しき曙光を仰望する者に注目すべき一つの暗示を與へたものといへよう。

勿論政黨をして、かくの如く横斷的結成を結合せしめたものは政黨の統制力の弛緩も其有力な原因である。従來の政黨の統制難は、主として人事關係を原因とするものであつたが、今特別議會を通じ

て暴露された統制難は、幹部の支配力の衰微である。此が原因は種々あらうが、最大の事情は從來の如く幹部の黨員に對する財的支配力が減じたこと、肅正選挙の結果、黨員も亦從來の如く、幹部の財的支援を期待する必要が減じたことであらう。

日本經濟年報 附録

一、重要經濟統計表……………	三
一、昭和十一年第一四半期日誌……………	四三
一、第二十三輯(昭和十年第四四半期)索引……………	七一
一、二・二六事件日誌(第一部附録)……………	四九

爲替・貿易

(三〇)	倫敦市場爲替相場	附録頁 一六
(三一)	紐育市場爲替相場	一六
(三二)	各國貿易月表	一七
(三三)	英國貿易月表	一八
(三四)	米國貿易月表	一八

支那及滿洲

(三五)	上海金融統計	一九
(三六)	上海市場爲替相場	一九
(三七)	滿洲中央銀行紙幣發行高	一九
(三八)	滿洲國對外爲替相場	一九
(三九)	大連爲替相場	一九
(四〇)	滿鐵貨物輸送概況	二〇
(四一)	上海卸賣物價指數	二〇
(四二)	新京卸賣物價指數	二〇
(四三)	支那總貿易	二一
(四四)	滿洲國貿易表	二一

金融・財政 (第三部 第三節參照)

(四五)	國庫歲入歲出現計	二三
(四六)	日本銀行營業週報	二三

附録 四

(四七)	大藏省預金部資金及運用表	附録頁 二三
(四八)	全國銀行預金貸出現在高	二四
(四九)	全國銀行有價證券、預ヶ金及現金在高	二五
(五〇)	東京及大阪市中金利表	二五
(五一)	全國信託會社信託勘定表	二六
(五二)	郵便貯金現在表	二六
(五三)	簡易保險及郵便年金表	二六
(五四)	內國諸保險月末現在契約高表	二六
(五五)	公社債發行並現在高	二七
(五六)	外貨邦債月末現在高	二七
(五七)	公社債及株式利廻	二七
(五八)	銀行會社計畫資本	二八
(五九)	公社債及株式拂込金調	二八
(六〇)	東株主要株式及公債各月平均相場	二九
(六一)	外貨邦債內地及外地平均相場	二九

爲替・貿易 (第三部 第四節參照)

(六二)	東京市場爲替相場	三〇
(六三)	帝國外國貿易月報	三〇
(六四)	帝國金銀輸出入月報	三〇
(六五)	本邦對支及對滿貿易月別概算表	三〇
(六六)	本邦輸出入重要品別表	三一
(六七)	本邦貿易指數	三一

爲替・貿易

(六八)	本邦仲繼貿易表	附録頁 三三
(六九)	輸出入貨物分類別價額及比例表	三三

專業及商品 (第三部 第五節參照)

(七〇)	主要事業の生産制限率一覽	三三
(七一)	重要品生産額一覽表	三三
(七二)	橫濱及神戸生絲集散	三四
(七三)	米國生絲集散調	三四
(七四)	人造絹絲需給	三四
(七五)	綿絲需給表	三四
(七六)	綿布集散調	三五
(七七)	綿織物集散調	三五
(七八)	全國米穀集散調	三五
(七九)	重要商品相場	三六

勞働者狀態 (第三部 第六節參照)

(八〇)	全國生計費指數	三八
(八一)	東京小賣物價指數	三八
(八二)	勞働人員及賃銀統計	三八
(八三)	職工の作業時間、休憩時間及作業日數	三九
(八四)	職工一日平均賃銀諸手当賞與	三九
(八五)	職業紹介成績	三九
(八六)	工場職工異動調	四〇

附録 四

(八七)	鑛山勞働者異動調	附録頁 四〇
(八八)	解雇職工歸趨調	四〇
(八九)	勞働爭議統計	四一
(九〇)	本邦失業狀況推定概要	四二
(九一)	各國失業統計	四二
(九二)	農民狀態 (第三部 第七節參照)	四二
(九三)	小作爭議統計	四二

(1) 本邦事業活動指數 (東洋經濟調) (ノール=100)

年月	鐵道貨物發送噸數	電力消費量	石炭消費高	原油供給高	綿生產高	輸出箱檢査高	羊毛輸入高	洋紙賣高	セメント消費高	鋼供給高	平均 (加重式)
9年中	96.4	83.5	118.7	99.3	111.1	127.6	85.1	76.5	100.9	121.8	103.3
10年中	100.6	80.8	122.9	112.7	113.6	113.7	85.2	73.2	106.3	137.0	105.8
10.10	102.5	81.3	124.8	138.8	111.0	105.9	85.4	73.7	109.5	138.0	107.3
10.11	104.3	80.1	125.2	134.9	108.6	94.7	93.4	73.8	112.0	132.4	105.9
10.12	105.1	77.2	126.6	128.4	106.6	83.4	97.6	73.3	111.1	134.0	104.5
11.1	101.6	71.8	123.9	119.5	106.6	73.2	100.4	71.2	100.4	140.1	102.5
11.2	101.1	68.2	127.1	125.6	108.6	73.1	107.5	70.4	92.9	148.6	103.4
11.3	101.0	66.4	130.2	126.6	110.0	73.9	108.1	67.4	91.2	149.6	103.8
10.9	102.2	76.9	123.2	100.2	118.4	127.4	80.0	69.9	106.0	136.0	106.0
10.10	96.4	74.8	120.2	89.3	108.8	140.6	111.0	70.5	104.8	110.9	100.5

(2) 鐵道貨物發送噸數 (鐵道省調) (單位噸)

年月	總貨物	米	麥	木材	木炭	石材	砂利	石炭	鐵及鋼	肥料	棉織物	セメント
10.8	6,013,301	230,670	186,320	544,455	73,993	40,238	268,003	1,823,209	86,777	109,228	47,099	129,593
10.9	6,381,580	240,179	104,600	536,918	86,237	43,494	229,059	1,986,422	85,460	188,608	52,803	127,994
10.10	7,326,842	271,521	49,015	616,628	104,844	51,560	271,679	2,238,473	88,871	287,796	55,168	148,213
10.11	7,042,204	287,303	33,792	592,080	98,508	41,319	265,116	2,217,787	91,197	185,914	49,487	128,587
10.12	7,428,188	390,339	32,221	564,007	125,795	41,918	235,988	2,339,898	105,826	223,661	48,630	94,508
11.1	5,910,681	269,087	31,978	456,901	110,951	28,042	127,516	2,018,828	75,322	253,920	42,269	62,641
11.2	6,403,270	216,841	33,833	552,776	121,678	24,777	162,009	2,238,595	78,961	321,094	45,966	73,564
11.3	7,684,707	217,270	33,952	718,799	114,855	44,035	270,414	2,574,672	104,089	432,847	53,043	116,533
10.9	7,355,698	208,034	31,001	744,774	103,771	54,200	331,421	2,215,403	95,572	458,056	54,107	132,473
10.10	6,736,952	275,238	24,292	651,563	101,646	50,641	250,618	2,195,666	69,608	399,990	48,389	113,506
10.11	6,736,952	703,198	99,763	1,728,476	347,484	96,854	559,939	6,832,095	258,372	1,007,861	141,278	252,738
10.12	736,122	107,669	1,918,819	337,533	132,633	734,980	6,221,381	265,383	1,004,473	110,053	303,624	303,624

(3) 國有鐵道運輸成績

年月	旅客人員	貨物噸數	旅客收入	貨物收入	手形交換			不渡手形					
					金額	一日平均	枚數	金額	一日平均	枚數			
10.10	85,319	6,639	26,598	21,134	2,289,473	88,057	1,962,345	75,475	3,419	5,678,844	218,625	432	172,657
10.11	71,979	6,347	23,248	19,912	2,256,486	94,020	1,917,087	79,879	3,414	5,563,676	232,817	378	171,505
10.12	72,142	6,694	23,102	21,368	3,059,696	122,388	2,193,610	87,744	4,387	6,845,286	273,825	439	156,508
11.1	82,542	5,346	25,539	15,458	2,025,231	84,385	1,789,470	74,561	2,977	5,033,507	209,729	404	136,137
11.2	66,154	5,805	20,465	16,963	2,019,827	96,182	1,866,048	77,752	3,085	5,115,215	225,517	456	224,418
11.3	79,740	6,951	26,854	20,697	2,260,206	90,408	2,016,058	80,642	3,385	5,659,782	226,391	332	146,817
10.9	73,971	6,565	25,824	20,122	2,048,941	81,958	1,970,080	78,803	3,196	5,299,894	212,004	309	108,724
10.10	66,713	6,114	24,173	18,203	2,698,922	103,805	2,416,446	92,940	3,113	6,403,650	246,986	384	128,551
10.11	228,436	18,102	72,858	53,118	6,305,264	90,075	5,671,576	77,651	9,447	15,808,505	220,256	1,192	507,367
10.12	102,144	17,754	70,075	53,179	5,759,505	81,120	5,516,677	77,667	9,146	14,758,199	207,760	913	486,687

(4) 手形交換高及不渡手形高 (東京手形交換所調)

(5) 全國營業倉庫在荷及入出庫 (日本倉庫協會調)

年月	全國在荷		六大都市出入個數		東京出入金額		大阪出入金額	
	個數	金額	入庫	出庫	入庫	出庫	入庫	出庫
10.9	27,253	550,614	3,930	5,866	18,904	166,552	236,077	455,352
10.10	24,729	505,736	4,328	6,271	16,961	187,024	229,847	412,529
10.11	24,746	503,850	4,476	4,998	15,440	189,887	195,238	407,178
10.12	27,285	537,810	5,582	5,185	16,837	210,009	187,560	429,627
11.1	29,153	577,466	6,246	4,806	18,277	197,046	173,248	453,425
11.2	33,178	615,316	6,062	4,970	19,369	192,242	166,012	479,656
11.3	32,094	647,026	6,322	5,626	20,065	220,093	187,729	512,019
10.9	38,273	770,837	6,653	5,423	26,806	211,402	185,669	656,760
10.10	42,361	746,637	7,478	4,537	29,858	209,017	168,384	627,859

(6) 東京卸賣物價指數 (東洋經濟調) (大正2年1月=100)

月未	穀物	其他食料品	織物及同原料	金屬	雜品				總平均
					燃料	建築材料	工業用品	肥料	
9年中	148.2	171.8	155.5	135.9	177.0	207.7	319.9	99.1	165.2
10年中	168.2	186.1	151.8	152.3	187.3	207.1	319.5	115.9	175.4
10.9	183.0	188.8	152.2	154.5	185.2	216.3	309.2	117.1	179.3
10.10	185.4	191.9	161.9	163.4	184.6	214.3	324.9	123.0	185.0
10.11	178.9	192.4	158.8	152.3	186.1	203.8	330.6	119.4	180.5
10.12	179.7	192.2	154.3	153.7	185.6	200.0	334.1	121.0	180.4
11.1	183.6	193.1	152.2	147.4	185.9	199.8	350.7	128.2	180.4
11.2	177.5	192.6	148.5	151.5	185.9	199.2	360.8	123.0	179.5
11.3	174.7	192.8	150.4	152.5	185.9	198.0	362.8	117.1	179.4
10.3	170.8	183.4	147.8	157.0	189.9	211.7	319.7	116.0	176.0
9.3	142.4	169.1	152.9	129.0	169.7	199.6	304.9	98.2	159.9

(7) 東京株價指數 (東洋經濟調) (大正2年平均=100)

年月	平均	銀行	信託	保險	取引所	海運	造船	電鐵	電力	鑛業	紡績	毛織	製麻	製紙	製粉	製糖	麥酒	洋灰	肥料	土地建物	雜
10年中	98.8	63.6	94.8	92.2	74.0	47.6	72.2	124.6	103.4	157.5	175.8	97.8	22.8	162.4	107.1	116.4	246.6	51.2	35.7	67.2	61.2
10.9	100.7	63.1	95.1	92.3	78.1	52.7	76.0	126.0	106.9	165.0	176.7	91.9	22.8	162.6	112.5	123.0	244.4	53.7	36.9	68.9	64.6
10.10	101.0	63.5	94.3	92.9	80.0	52.2	74.7	124.4	108.3	164.1	179.0	94.1	22.7	162.5	112.8	124.0	246.5	53.6	38.2	68.9	63.2
10.11	101.8	65.7	95.2	93.4	79.8	52.8	78.0	126.3	112.1	162.1	175.1	91.1	22.9	163.1	108.9	127.2	255.0	52.9	40.1	69.3	65.5
10.12	102.2	65.6	93.1	92.9	76.3	54.4	81.2	126.4	113.3	163.2	165.6	87.8	24.1	168.2	110.9	134.0	263.0	52.4	40.4	67.3	64.7
11.1	104.7	65.3	96.8	97.6	75.4	53.4	86.5	128.8	116.2	168.4	163.9	86.3	25.7	171.6	112.3	133.9	279.2	54.1	42.6	68.2	68.4
11.2	107.8	67.8	100.3	98.4	75.2	54.2	93.9	132.7	120.6	169.9	166.5	90.8	26.6	174.5	112.4	134.1	297.4	54.9	44.1	70.8	71.5
11.3	101.2	64.1	96.1	96.3	66.1	53.3	91.5	130.4	110.6	156.4	161.3	85.0	26.4	165.2	107.9	120.7	266.2	50.7	38.9	68.9	67.1
10.3	99.9	64.0	96.9	93.1	73.3	45.7	69.7	126.8	101.0	159.5	182.5	113.3	23.4	163.4	112.3	113.7	248.6	48.2	35.1	68.2	59.0
9.3	111.6	67.8	110.9	97.2	87.9	48.1	79.1	132.6	105.9	181.9	183.7	169.4	26.8	176.4	112.6	119.5	273.0	71.1	44.0	82.5	60.5

(8) 我社關本邦生産數量指數 (除季節變動) (昭和3年月平均=100)

年月	總平均	鑛產品							製品						
		鑛產平均	金	銀	銅	石炭	石油	製造品平均	鐵及鋼	普通鋼	平均	織物	原料	精紡	毛絲
9年中	166	105	156	143	102	104	82	173	194	200	160	142	116	147	140
10年中	192	113	184	169	106	109	104	200	237	249	174	145	116	141	144
10.10	201	120	185	180	116	117	103	209	242	254	175	142	103	129	159
10.11	202	117	193	174	104	115	98	210	243	253	170	138	102	132	164
10.12	200	115	202	174	108	111	98	209	233	242	178	138	101	133	129
11.1	206	113	183	176	103	109	126	215	268	285	178	142	109	116	147
11.2	207	128	217	185	116	124	127	215	265	281	184	146	120	116	147
11.3	203	128	228	200	134	119	132	211	258	274	184	145	116	125	156
10.3	183	113	179	154	118	107	110	191	227	238	173	146	141	147	139
9.3	160	109	153	138	104	109	73	165	186	194	161	132	166	148	160

年月	平均	工業藥品及肥料							製品							
		苛性曹達	曹達灰	晒粉	硫安	石灰	石炭	過燐酸灰	紙	セメント	板ガラス	平均	清酒	燒酎	麥酒	砂糖
9年中	305	201	929	154	424	585	108	122	127	131	92	77	98	110	110	94
10年中	380	280	1,135	168	510	853	128	132	148	137	96	80	98	118	116	107
10.10	418	284	1,196	201	573	1,008	148	134	158	117	97	79	104	117	110	
10.11	421	284	1,185	194	611	1,003	138	136	160	144	98	79	109	124	100	
10.12	435	296	1,308	167	662	843	146	134	146	146	104	81	114	125	102	
11.1	432	309	1,238	151	676	956	131	135	132	147	101	82	115	125	102	
11.2	428	295	1,263	139	663	964	133	139	129	123	98	81	112	138	98	
11.3	414	277	1,192	139	716	701	133	132	138	133	91	78	105	111	103	
10.3	346	242	960	141	538	757	110	122	146	132	92	81	105	113	93	
9.3	274	181	837	121	403	452	105	109	128	125	89	81	94	106	105	

(16) 英米物價指數比較 (1931.9.18=100) (エコノミクス)			(17) 主要國物價比較 [弗按算物價=物價×(對米爲替÷對米平價)]												
年月日	全商品		重要商品		年 月	我 社 調 査		日 銀 調 査		東京 賣物價 1925=100					
	英國	美國	英國	米國		東京卸 米國卸 英國卸 日本	東京卸 紐育卸 倫敦卸 巴黎 里 小賣	東京卸 紐育卸 倫敦卸 巴黎 里 小賣	東京卸 紐育卸 倫敦卸 巴黎 里 小賣						
1935. 10.23	118.4	133.6	144.9	144.9	9年中	98.1	96.7	97.7	100.2	134.2	106.5	99.1	366	148.7	97.0
11.20	118.0	131.4	144.5	144.5	10年中	105.7	101.1	101.8	101.8	147.5	114.8	103.5	347	151.6	96.1
12.18	118.1	131.2	141.7	141.7	1936. 1.29	109.6	105.3	105.3	106.6	152.6	119.0	107.8	357	155.6	103.3
2.26	117.4	132.8	145.0	145.0	2.26	180.4	105.9	105.1	108.1	152.5	115.1	107.7	362	156.8	104.3
3.25	117.4	133.9	144.3	144.3	3.25	179.5	104.5	104.5	107.4	151.9	113.9	107.1	377	159.1	105.4
1935. 3.27	109.4	123.3	147.6	147.6	1935. 3.27	176.0	102.2	104.5	106.4	151.7	113.2	107.1	379	159.9	106.4
1934. 3.28	108.3	121.4	127.5	127.5	1934. 3.28	159.9	96.9	97.5	95.7	145.9	111.0	99.8	344	149.9	96.4
								96.4	101.0	140.7	105.3	98.8	380	149.9	96.6

國 名	前回の改定			最近の改定			年 月	(19) 英米市場金利						
	改定前 割引歩合 %	改年 月 日	割引 歩合 %	改年 月 日	現行率 %	年 月		倫敦商 手紐育一流銀行紐育 (8ヶ月)割引率		紐育一流銀行紐育 割引率		紐育一流銀行紐育 割引率		
								最高	最低	最高	最低	最高	最低	
日本銀行	4.75	1933. 7. 3	4.02	1936. 4. 7	3.65	1935. 8	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
紐育銀行	2.50	1933.10.19	2.00	1934. 2. 1	1.50	9	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
佛蘭西銀行	3.00	1932. 5.12	2.50	1932. 6.30	2.00	10	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
奧國銀行	3.50	1936. 3.28	5.00	1936. 5. 6	6.00	11	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
義國銀行	5.50	1932. 4.28	5.00	1932. 9.22	4.00	12	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
瑞典銀行	3.00	1934. 8.28	2.50	1935. 5.13	2.00	12	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
伊和伊銀行	4.50	1936. 2. 3	2.50	1936. 5.29	3.50	3	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
太西銀	3.50	1935. 9. 9	5.00	1936. 5.18	4.50	3	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
立銀	2.50	1933. 1.22	2.00	1935. 5. 2	2.50	3	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
瑞銀	3.50	1933. 6. 1	3.00	1933.12. 1	2.50	3	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1
立銀	3.00	1933.12. 1	2.50	1935. 8.21	3.50	3	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1

年 月 日	兌換券 流通高	兌換券 發行高	正 準 貨 備	預 金			貸 出			預 金 準備 (%)	預 金 準備 (%)		
				政 府	銀 行	其 他	政 府	其 他	計				
1935. 7. 31	408,262	452,774	193,362	24,360	75,680	38,500	87,371	10,842	13,359	111,572	45,100	32.5	32.5
8.28	399,565	453,355	194,084	9,360	96,935	36,454	81,275	12,935	12,261	106,471	54,519	38.3	38.3
9.25	398,164	453,573	194,360	19,491	87,241	38,956	83,165	12,411	12,191	107,717	56,196	38.4	38.4
10.30	399,889	454,684	195,522	26,226	82,524	38,552	85,890	11,210	12,270	109,370	55,633	37.4	37.4
11.27	401,345	457,632	198,439	19,707	90,887	36,536	85,545	9,500	12,820	107,865	57,094	38.1	38.1
12.25	424,507	460,051	200,662	12,146	72,079	37,109	81,855	8,501	12,805	103,161	36,155	29.5	29.5
1936. 1.29	397,138	460,469	201,116	15,851	106,040	36,723	80,045	18,753	13,989	112,787	63,978	40.7	40.7
2.26	399,881	460,612	201,357	8,823	106,189	35,457	82,105	10,999	14,128	107,232	61,475	40.7	40.7
3.25	406,494	460,615	201,394	18,000	83,617	36,959	80,305	4,963	16,711	101,979	54,899	39.1	39.1
1935. 3.27	381,440	452,523	193,123	20,107	96,625	41,227	87,636	5,552	11,382	104,570	71,683	45.1	45.1
1934. 3.28	378,779	451,080	192,153	17,514	94,469	36,916	77,100	5,634	11,043	93,777	73,374	49.1	49.1

年 月 日	政 府 金證券	現 金 準備	手形割引高 合計	一 般 市 場 取 引		手 形 及 聯 邦 準 備	預 金 準備	預 金		對 預 金 準備率
				政 府 證券	政 府 證券 準備			政 府 證券	其 他 共 計	
1935. 10.30	7,027	239	6	2,430	2,474	3,511	5,653	60	6,009	76.5
11.27	7,267	227	6	2,430	2,474	3,627	5,789	54	6,124	77.0
12.31	7,553	265	5	2,431	2,473	3,709	5,587	543	6,386	77.6
1936. 1.29	7,644	347	7	2,430	2,474	3,600	5,863	478	6,643	78.2
2.26	7,322	348	7	2,430	2,474	3,677	5,839	433	6,594	78.2
3.25	7,313	354	6	2,430	2,472	3,732	5,059	1,147	6,546	78.2
1935. 3.27	5,581	254	8	2,430	2,464	3,131	4,285	393	4,919	72.5
1934. 3.28	4,314	221	53	2,432	2,514	2,997	3,439	56	3,657	68.2

(22) 佛蘭西銀行主要勘定 (單位百萬法)

Table with columns for date, gold reserve, foreign exchange, domestic exchange, and various securities. Rows include dates from 1934.3.30 to 1935.8.30.

(24) 各國金準備 (聯邦準備局調) (單位百萬弗)

Table showing gold reserves for various countries including USA, South America, Europe, and Japan. Columns include country, gold, silver, and total reserves.

(備考) (24)表は新平價にて換算せるものなり。純金一オンスに付舊貨20.67弗、新貨35弗。×印概數

(25) 各國金産額調 (單位千弗)

Table detailing gold production and trade for various countries like USA, Canada, Mexico, and Europe. Columns include country, production, and trade balance.

(26) 各國金移動調 (單位千弗)

Table showing gold movement (imports and exports) for various countries including USA, UK, France, and India. Columns include country, import, and export.

(備考) (25)(26)表は新平價により換算せるもの。日本の金及銀移動は第(64)表参照のこと。×印概數

(33) 英國貿易月表 (英國貿易月報) (單位千磅) × 印概數

年月	貨物		金		銀		金		銀		金	
	輸入	輸出(內國)	再輸出	輸出計	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
1934年中	731,414	395,985	51,243	447,229	284,186	128,712	262,483	133,771	12,549	22,187	9,338	143,500
1935年中	756,936	425,921	55,265	481,187	275,749	174,020	244,091	70,071	54,911	40,426	14,485	55,586
1935. 11	71,455	39,400	4,572	43,972	27,483	12,475	15,979	3,504	11,860	2,908	8,952	5,448
1935. 12	74,481	34,917	5,432	40,349	34,132	8,001	15,921	7,920	7,850	4,472	3,378	4,542
1936. 1	70,024	34,460	4,320	38,780	31,244	3,795	12,154	8,359	3,471	3,799	379	8,738
1936. 2	62,317	35,111	5,651	40,761	21,556	2,406	9,748	6,342	2,833	4,949	2,116	8,458
1936. 3	68,052	36,510	5,900	42,409	25,643	3,872	12,935	9,063	1,359	469	890	8,173
1935. 3	60,507	35,952	4,472	40,423	20,084	5,420	18,825	13,405	3,919	1,548	2,371	11,034
1934. 3	61,942	33,069	5,631	38,700	23,242	27,987	46,338	18,351	334	874	540	17,811
1-3 { 1936	200,321	106,081	15,862	121,943	78,378	10,087	34,851	24,764	7,661	9,232	1,571	26,335
累計 { 1935	178,419	105,498	13,912	119,410	59,009	44,025	48,554	4,529	9,621	5,577	4,044	485

(34) 米國貿易月表 (米國貿易月報) (單位千磅) × 印概數

年月	貨物		金		銀		金		銀		金	
	輸入	輸出	再輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	
1934年中	1,655,055	2,132,800	477,745	1,185,671	52,759	102,725	16,551	1,220,086	949,928	1,182,872	489,632	1,165,423
1935年中	2,047,540	2,282,268	234,728	1,740,979	1,960	354,531	18,801	2,074,749	1,028,227	1,253,573	599,005	1,448,282
1935. 11	169,385	269,308	99,923	210,810	242	60,065	512	270,121	144,510	124,801	60,680	108,705
1935. 12	187,023	223,478	36,455	190,180	170	47,603	769	236,844	110,183	113,332	60,799	126,064
1936. 1	187,440	197,950	10,510	45,981	338	58,483	253	103,873	91,669	106,289	55,201	132,239
1936. 2	192,776	181,838	10,938	7,002	23,637	17,536	141	760	83,697	98,141	51,612	127,977
1936. 3	200,000	195,000	5,000	7,795	2,315	8,115	237	13,358
1935. 2	152,491	162,999	10,508	122,817	46	16,351	1,661	137,461	66,481	96,525	40,345	112,192
1934. 2	132,753	162,752	29,999	452,622	51	2,128	734	453,965	82,094	80,635	48,319	84,434
1-2 { 1936	380,216	379,788	428	52,983	23,975	76,019	394	104,633	175,365	204,422	108,550	271,666
累計 { 1935	319,324	339,222	19,898	272,573	409	35,437	2,909	304,692	145,032	194,190	86,900	232,424

(35) 上海金融統計

年月	月末紙幣發行高 (千銀幣)	月末銀在荷			金利率 (千銀幣)	手形交換高 一日平均	對英		對米		對日 平均
		支那銀行	外國銀行	合計			最高	最低	最高	最低	
1935. 8	378,693	288,399	40,184	328,583	0.18	149,927	1/-5 1/8	37 1/8	35 1/8	126.13	
1935. 9	391,144	293,351	42,662	336,013	0.14	146,867	1/-6 1/8	38 1/8	36 1/8	129.97	
1935. 10	433,210	293,529	40,884	334,413	0.14	179,134	1/-6 3/8	38 1/8	30 1/8	125.18	
1935. 11	556,182	245,617	41,198	286,815	0.15	195,517	1/-3	30 1/8	29 1/8	103.87	
1935. 12	623,916	239,443	36,159	275,602	0.10	204,622	1/-2 1/2	29 1/8	29 1/8	103.13	
1936. 1	782,366	127,379	19,619	146,998	0.08	307,817	1/-2 1/2	29 1/8	29 1/8	103.15	
1936. 2	778,687	132,556	17,587	150,143	0.07	454,516	1/-2 1/8	30 1/8	29 1/8	103.32	
1935. 2	403,185	289,657	44,043	333,700	0.08	130,332	1/-5 1/8	38 1/8	35 1/8	128.92	
1934. 2	338,940	285,488	268,295	436,104	0.01	109,686	1/-4 1/8	35 1/8	32 1/8	115.33	

(36) 上海市場為替

年月	紙幣發行額			正貨準備	準備率	保證準備	對英			對米			對日 平均
	最高	最低	平均				最高	最低	最高	最低	最高	最低	
1935. 10	135,383	121,003	127,387	69,728	51.7	65,244	1-2.02	80.37	124.68	97.77	101.45		
1935. 11	147,770	132,893	136,895	75,490	51.1	72,279	1-1.98	96.42	109.49	100.79	101.95		
1935. 12	179,208	147,564	160,948	92,231	51.6	86,425	1-1.99	97.65	101.29	95.22	101.95		
1936. 1	180,375	170,564	176,574	98,591	57.8	71,974	1-2.01	97.21	100.06	101.95	103.21		
1936. 2	178,491	166,401	170,124	97,059	54.4	81,433	1-1.98	98.00	99.43	103.21	104.07		
1936. 3	178,491	168,241	172,521	103,407	60.9	66,306	1-1.98	97.88	99.57	104.07	104.07		
1935. 3	162,084	146,377	153,779	66,430	45.2	80,483	1-3.59	89.59	135.15	101.45	101.45		
1934. 3	134,028	125,597	129,471	68,051	54.2	57,546	1-3.63	97.55	120.10	97.30	97.30		

(37) 滿洲中央銀行紙幣發行高 (單位國幣千圓)

年月	紙幣發行額			正貨準備	準備率	保證準備	滿洲國對外為替相場			(39) 大連為替 (平均)		
	最高	最低	平均				日本向	紐育向	倫敦向	上海向	鈔票對金票	鈔票對上海國幣
1935. 10	135,383	121,003	127,387	69,728	51.7	65,244	100.00	28.62	1-2.02	80.37	124.68	97.77
1935. 11	147,770	132,893	136,895	75,490	51.1	72,279	100.00	28.65	1-1.98	96.42	109.49	100.79
1935. 12	179,208	147,564	160,948	92,231	51.6	86,425	100.00	28.71	1-1.99	97.65	101.29	95.22
1936. 1	180,375	170,564	176,574	98,591	57.8	71,974	100.00	28.93	1-2.01	97.21	100.06	101.95
1936. 2	178,491	166,401	170,124	97,059	54.4	81,433	100.00	29.11	1-1.98	98.00	99.43	103.21
1936. 3	178,491	168,241	172,521	103,407	60.9	66,306	100.00	28.94	1-1.98	97.88	99.57	104.07
1935. 3	162,084	146,377	153,779	66,430	45.2	80,483	111.86	31.01	1-3.59	89.59	135.15	101.45
1934. 3	134,028	125,597	129,471	68,051	54.2	57,546	112.68	33.15	1-3.63	97.55	120.10	97.30

(38) 滿洲國對外為替相場

年月	紙幣發行額			正貨準備	準備率	保證準備	滿洲國對外為替相場			(39) 大連為替 (平均)		
	最高	最低	平均				日本向	紐育向	倫敦向	上海向	鈔票對金票	鈔票對上海國幣
1935. 10	135,383	121,003	127,387	69,728	51.7	65,244	100.00	28.62	1-2.02	80.37	124.68	97.77
1935. 11	147,770	132,893	136,895	75,490	51.1	72,279	100.00	28.65	1-1.98	96.42	109.49	100.79
1935. 12	179,208	147,564	160,948	92,231	51.6	86,425	100.00	28.71	1-1.99	97.65	101.29	95.22
1936. 1	180,375	170,564	176,574	98,591	57.8	71,974	100.00	28.93	1-2.01	97.21	100.06	101.95
1936. 2	178,491	166,401	170,124	97,059	54.4	81,433	100.00	29.11	1-1.98	98.00	99.43	103.21
1936. 3	178,491	168,241	172,521	103,407	60.9	66,306	100.00	28.94	1-1.98	97.88	99.57	104.07
1935. 3	162,084	146,377	153,779	66,430	45.2	80,483	111.86	31.01	1-3.59	89.59	135.15	101.45
1934. 3	134,028	125,597	129,471	68,051	54.2	57,546	112.68	33.15	1-3.63	97.55	120.10	97.30

(39) 大連為替 (平均)

年月	紙幣發行額			正貨準備	準備率	保證準備	滿洲國對外為替相場			(39) 大連為替 (平均)		
	最高	最低	平均				日本向	紐育向	倫敦向	上海向	鈔票對金票	鈔票對上海國幣
1935. 10	135,383	121,003	127,387	69,728	51.7	65,244	100.00	28.62	1-2.02	80.37	124.68	97.77
1935. 11	147,770	132,893	136,895	75,490	51.1	72,279	100.00	28.65	1-1.98	96.42	109.49	100.79
1935. 12	179,208	147,564	160,948	92,231	51.6	86,425	100.00	28.71	1-1.99	97.65	101.29	95.22
1936. 1	180,375	170,564	176,574	98,591	57.8	71,974	100.00	28.93	1-2.01	97.21	100.06	101.95
1936. 2	178,491	166,401	170,124	97,059	54.4	81,433	100.00	29.11	1-1.98	98.00	99.43	103.21
1936. 3	178,491	168,241	172,521	103,407	60.9	66,306	100.00	28.94	1-1.98	97.88	99.57	104.07
1935. 3	162,084	146,377	153,779	66,430	45.2	80,483	111.86	31.01	1-3.59	89.59	135.15	101.45
1934. 3	134,028	125,597	129,471	68,051	54.2	57,546	112.68	33.15	1-3.63	97.55	120.10	97.30

(40) 滿鐵貨物輸送概況 (單位噸)				(41) 上海卸賣物價指數 (1926年平均=100)																						
年月	滿洲特產物	其他主要品	合計	社內貨物 (石炭其他)	糧食		其他食物		纖維		金屬		燃料		建築材料		化學藥品		雜類		總指數					
					1934年中	1935年中	1934年中	1935年中	1934年中	1935年中	1934年中	1935年中	1934年中	1935年中	1934年中	1935年中	1934年中	1935年中	1934年中	1935年中		1934年中	1935年中			
1933年度	4,418,399	14,715,783	19,134,177	10,640,395	69.1	111.1	82.2	123.8	122.1	106.9	139.2	93.1	97.1	4,418,399	14,715,783	19,134,177	10,640,395	69.1	111.1	82.2	123.8	122.1	106.9	139.2	93.1	97.1
1934年度	4,405,551	17,164,231	21,569,782	11,602,241	79.7	111.1	78.6	113.7	120.0	99.1	133.0	90.7	196.1	4,405,551	17,164,231	21,569,782	11,602,241	79.7	111.1	78.6	113.7	120.0	99.1	133.0	90.7	196.1
1935. 11	337,549	1,521,239	1,858,788	863,348	73.7	105.8	74.9	103.2	113.5	92.2	128.3	89.1	91.1	337,549	1,521,239	1,858,788	863,348	73.7	105.8	74.9	103.2	113.5	92.2	128.3	89.1	91.1
1935. 12	551,827	1,493,535	2,045,362	1,058,124	79.1	109.5	75.6	117.3	114.8	93.5	127.3	90.9	94.1	551,827	1,493,535	2,045,362	1,058,124	79.1	109.5	75.6	117.3	114.8	93.5	127.3	90.9	94.1
1936. 1	543,371	1,368,504	1,911,875	889,949	86.5	117.7	84.9	133.7	126.9	105.3	136.1	96.0	103.3	543,371	1,368,504	1,911,875	889,949	86.5	117.7	84.9	133.7	126.9	105.3	136.1	96.0	103.3
1936. 2	458,249	1,436,650	1,894,899	915,146	84.3	118.7	84.7	132.2	130.1	104.8	140.2	95.9	103.3	458,249	1,436,650	1,894,899	915,146	84.3	118.7	84.7	132.2	130.1	104.8	140.2	95.9	103.3
1936. 3	529,364	1,557,171	2,086,535	974,659	85.2	119.6	85.9	132.2	132.5	104.8	140.2	95.9	103.3	529,364	1,557,171	2,086,535	974,659	85.2	119.6	85.9	132.2	132.5	104.8	140.2	95.9	103.3
1935. 3	312,184	1,470,492	1,782,676	971,705	87.8	120.6	86.4	128.5	131.4	111.6	141.2	98.4	105.4	312,184	1,470,492	1,782,676	971,705	87.8	120.6	86.4	128.5	131.4	111.6	141.2	98.4	105.4
1934. 3	433,882	1,287,157	1,721,039	923,844	93.2	119.5	87.8	127.9	129.8	112.2	140.9	98.1	106.4	433,882	1,287,157	1,721,039	923,844	93.2	119.5	87.8	127.9	129.8	112.2	140.9	98.1	106.4
4月以 降累計	34,159,106	15,768,794	19,927,900	10,605,897	77.8	110.1	79.8	112.9	119.8	104.0	134.3	91.3	96.4	34,159,106	15,768,794	19,927,900	10,605,897	77.8	110.1	79.8	112.9	119.8	104.0	134.3	91.3	96.4
1934. 3	3,378,615	15,568,617	18,947,232	9,875,059	60.6	113.6	84.5	120.4	122.0	108.3	141.9	95.1	96.6	3,378,615	15,568,617	18,947,232	9,875,059	60.6	113.6	84.5	120.4	122.0	108.3	141.9	95.1	96.6

(42) 滿洲新京卸賣物價指數 (滿洲中銀調) (1932年7月=100)

年月	幣										重要商					
	穀物	食料品	紡織品	金屬	建築材料	燃料	雜品	平均	大豆	豆粕	豆油	高粱	粟	棉絲	銑鐵	石炭
1934年中	84.7	100.6	97.4	92.3	88.4	81.7	109.5	96.6	67.1	73.3	77.2	92.6	73.1	108.8	74.3	62.8
1935年中	140.0	114.0	98.6	91.2	89.2	83.8	114.7	108.3	103.2	107.5	132.9	223.7	156.7	112.5	83.1	66.1
1935. 9	147.8	119.4	98.9	93.2	92.5	84.2	115.2	111.1	99.5	112.2	119.0	248.1	172.0	110.6	90.5	70.2
1935. 10	142.1	120.2	101.7	98.3	89.3	84.2	122.2	112.6	114.6	121.1	148.5	220.2	167.2	114.8	90.5	70.2
1935. 11	124.6	119.1	100.4	94.8	90.7	84.2	117.1	108.8	102.4	111.4	154.4	170.4	147.9	113.3	90.5	70.2
1936. 1	118.0	117.9	100.7	87.9	89.4	84.6	118.6	107.0	95.6	111.6	148.4	157.3	138.8	113.6	90.5	70.2
1936. 2	123.3	115.0	99.7	87.1	89.3	85.0	116.4	106.5	97.8	122.8	144.0	152.3	161.0	112.6	90.5	70.2
1936. 3	120.7	119.7	99.7	86.8	89.4	85.0	114.2	106.5	97.4	116.3	143.4	147.1	155.3	111.7	90.5	70.2
1935. 3	151.3	112.6	96.5	88.5	86.5	84.0	115.9	108.9	110.2	111.4	142.7	153.0	152.8	110.4	90.5	70.2
1934. 3	65.2	99.4	94.1	83.1	87.7	80.3	108.4	91.8	53.6	64.2	66.8	60.4	52.5	102.5	75.6	60.7

(43) 支那總貿易

年月	貨物輸出入				金 (千金單位)				銀 (千元)					
	千金單位	千	元	千金單位	千	元	千	元	千	元	千	元	千	元
1935. 10	32,686	61,581	25,751	48,516	13,065	159	7,057	6,898	55	111	—	—	—	55
1935. 11	32,142	72,737	26,635	60,276	12,461	10	—	10	988	988	67,530	—	—	111
1935. 12	28,895	65,534	31,124	70,590	5,056	761	—	761	1,248	1,248	16,664	—	—	988
1936. 1	27,019	61,199	31,246	70,773	9,574	51	—	51	573	573	(300)	—	—	1,248
1936. 2	27,997	63,412	20,646	46,763	16,649	25	—	25	677	677	—	—	—	573
1936. 3	25,042	79,404	21,370	48,425	30,980	—	—	—	—	—	—	—	—	677
1935. 3	54,350	97,776	21,723	39,079	58,697	—	4,800	4,800	987	987	—	—	—	987
1934. 3	51,473	100,115	20,674	40,211	59,904	—	1,678	1,678	2,032	2,032	—	—	—	2,032
1-3	90,058	204,016	73,263	165,961	38,055	837	—	837	2,497	2,497	—	—	—	2,497
累計	136,889	255,919	72,277	135,930	119,989	77	13,969	13,992	4,246	4,246	(100)	—	—	4,246

(44) 滿洲國貿易表 (單位國幣千圓)

年月	總計 (其他共)				日本及朝鮮				支那				米				獨逸										
	輸出	輸入	入超	輸出	輸入	入超	輸出	輸入	入超	輸出	輸入	入超	輸出	輸入	入超	輸出	輸入	入超	輸出	輸入							
1934年中	448,427	593,562	145,136	218,675	408,601	65,694	57,595	5,966	35,227	53,310	12,487	2,004	362	421,078	604,149	183,072	217,292	456,675	65,383	31,993	15,596	24,936	32,799	14,742	—	3,006	
1935. 12	40,298	49,407	9,109	22,330	36,716	5,786	5,096	974	1,649	2,837	767	—	—	40,298	42,597	17,990	33,790	33,496	5,154	2,623	2,601	1,869	4,293	1,377	—	3,000	
1936. 1	60,587	42,597	17,990	33,790	40,485	2,623	2,601	1,869	1,812	4,293	1,377	—	—	60,587	51,048	7,200	37,016	40,485	2,623	2,601	1,869	4,293	1,377	—	—	—	
1936. 2	58,248	51,048	7,200	37,016	41,547	9,100	3,156	1,477	1,518	6,218	—	—	—	58,248	51,941	12,471	32,875	41,547	9,100	3,156	1,477	1,518	6,218	—	—	—	
1935. 3	41,218	48,237	7,019	22,230	37,330	5,418	2,401	1,949	3,242	2,448	—	—	—	41,218	48,237	7,019	22,230	37,330	5,418	2,401	1,949	3,242	2,448	—	—	—	
1934. 3	32,649	38,278	5,629	20,125	27,780	5,200	2,139	575	1,253	2,133	—	—	—	32,649	38,278	5,629	20,125	27,780	5,200	2,139	575	1,253	2,133	—	—	—	
1-3	183,248	145,586	37,662	103,682	115,528	16,877	8,697	5,230	4,010	16,014	—	—	—	183,248	145,586	37,662	103,682	115,528	16,877	8,697	5,230	4,010	16,014	—	—	—	
累計	123,716	132,800	9,084	67,623	99,079	9,085	6,511	6,123	7,041	11,915	—	—	—	123,716	132,800	9,084	67,623	99,079	9,085	6,511	6,123	7,041	11,915	—	—	—	—

(45) 國庫歲入出現計 (大藏省調) (單位千圓)

歲入科目	10年度 9年度		比較增減	歲入科目	10年度 9年度		比較增減	歲出科目	10年度 9年度		比較增減
	11年3月	10年3月			11年3月	10年3月			11年3月	10年3月	
經常部	891,213	852,801	38,412	入	15,401	13,369	2,032	經常部	1,013,689	969,887	43,802
稅	727,467	682,223	45,244	入	2,396	2,230	166	費	4,500	4,500	—
所得稅	178,862	153,349	25,513	入	1,654	1,270	384	皇	15,899	15,174	725
租稅	45,323	45,057	266	入	2,815	1,914	871	外	44,477	45,007	530
地稅	49,252	42,019	7,233	入	—	7,925	611	內	266,553	244,682	21,871
營業稅	14,349	14,161	188	入	—	—	—	外	152,119	146,589	5,530
利子稅	14,708	15,142	434	入	585,039	620,107	35,068	內	174,758	163,134	11,624
本業稅	14,708	15,142	434	入	9,559	7,726	1,833	外	32,204	30,797	1,407
實業稅	2,477	2,350	127	入	187	74	113	內	114,847	115,967	1,120
酒稅	159,807	166,515	6,708	入	4,655	4,449	206	外	26,353	26,001	352
清涼飲料稅	3,386	3,287	99	入	247	249	2	內	4,822	4,668	154
糖物稅	70,826	63,787	7,039	入	4,471	2,954	1,517	外	4,822	4,668	154
雜物稅	35,305	30,018	5,287	入	16,876	23,506	6,630	內	175,277	171,487	3,790
引所稅	13,391	13,484	93	入	—	—	—	外	1,879	1,881	2
織物稅	137,215	130,647	6,568	入	11,540	18,712	7,172	內	649,975	670,070	20,095
關稅	2,563	2,406	157	入	5,336	4,795	541	外	12,082	14,570	2,488
營業稅	3	2	1	入	806	1,655	849	內	85,311	87,183	1,872
紙及紙業	71,146	70,734	412	入	1,984	5,896	3,912	外	16,569	19,873	3,304
紙業	57,643	53,459	4,184	入	2,822	2,828	6	內	239,768	225,708	14,060
紙業	14,860	16,041	1,181	入	443,645	487,575	43,930	外	209,285	203,712	5,573
紙業	24,860	26,041	1,181	入	—	—	—	內	2,341	1,882	459
紙業	669	634	35	入	—	—	—	外	2,340	17,671	15,331
紙業	26,787	22,069	4,718	入	—	—	—	內	52,958	59,335	6,377
紙業	5,309	4,607	702	入	—	—	—	外	4,259	4,401	142
紙業	20	108	88	入	83,978	77,097	6,881	內	12,915	15,504	2,589
紙業	19,555	33,016	13,461	入	25,369	701	24,668	外	2,147	20,232	18,085
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			
紙業				入				內			
紙業				入				外			

(48) 全國銀行預金貸出現在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	預金				合計 (其他共)	貸出			合計	コーロ ローソ
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金		證書貸付	手形貸付	當座貸越		
10. 8	974,597	1,846,663	539,755	5,757,254	9,416,666	806,934	3,548,203	759,374	5,872,283	353,550
9	1,070,140	1,841,658	529,602	5,813,967	9,550,198	808,673	3,569,005	751,701	788,690	355,357
10	1,116,481	1,836,753	515,677	5,839,798	9,608,947	811,592	3,609,943	758,255	831,954	307,939
11	1,113,254	1,862,640	554,925	5,877,248	9,710,372	817,846	3,661,373	788,770	831,008	390,842
12	1,201,214	1,887,642	577,662	5,929,258	9,873,585	806,734	3,709,351	741,738	863,353	389,529
11. 1	1,102,719	1,929,145	580,655	5,970,145	9,860,509	803,062	3,663,674	752,069	796,435	438,304
2	986,915	1,861,249	503,997	5,990,974	9,633,565	800,116	3,630,132	789,322	772,984	344,247
3	1,089,080	1,873,528	512,319	5,999,033	9,758,401	800,061	3,632,963	780,959	832,908	291,855
10. 3	999,269	1,785,798	511,112	5,526,032	9,140,872	816,819	3,578,676	762,723	749,878	353,676
9. 3	993,733	1,823,710	541,904	5,064,452	8,758,487	883,202	3,571,949	786,813	668,456	478,166

(49) 全國銀行有價證券、預金及現金在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	特別				合計 (日銀を含む)	普通				合計	現金	
	國債	地方債	社債株式	有價證券合計		國債	地方債	社債株式	有價證券合計			
10. 7	820,009	29,179	133,325	1,200,186	133,780	293,613	2,332,017	353,308	1,568,998	4,310,894	362,766	453,012
8	747,058	27,042	132,431	1,126,706	127,050	288,121	2,337,047	362,988	1,588,811	4,361,739	340,182	373,955
9	667,006	25,928	136,610	1,063,613	125,003	299,055	2,349,817	357,538	1,581,176	4,363,826	339,288	477,390
10	780,031	24,469	141,495	1,196,774	109,712	294,933	2,353,331	353,285	1,598,994	4,380,611	312,558	510,502
11	893,145	24,441	141,500	1,320,545	117,801	300,514	2,271,971	353,532	1,602,457	4,306,395	327,242	464,072
12	1,051,874	24,269	139,269	1,483,488	119,103	281,431	2,205,319	346,847	1,592,676	4,222,434	371,677	635,447
11. 1	785,506	24,169	131,149	1,208,541	121,666	280,919	2,398,272	350,823	1,614,010	4,441,617	346,179	476,406
2	709,069	23,566	134,710	1,136,905	132,468	289,011	2,428,824	347,191	1,638,403	4,505,081	377,983	474,888
3	838,271	23,717	134,583	1,265,029	123,876	299,041	2,501,028	345,506	1,646,513	4,585,953	294,533	486,645
10. 3	967,226	29,508	142,800	1,282,162	123,921	290,596	2,116,459	344,181	1,560,663	4,059,444	324,280	377,386
9. 3	873,954	33,074	135,592	1,160,005	120,625	295,903	1,876,951	315,176	1,482,944	3,710,904	355,152	396,859

(49) 全國銀行有價證券、預金及現金在高 (續)

年月末	貯蓄				合計	東京及大阪市中金利率表 (月中平均) (東京經濟調) (錢)						
	國債	地方債	社債株式	預金		年	月	東京	大阪	東京	大阪	
10. 7	1,046,679	55,462	439,300	206,329	20,183	10. 7	0.68	0.67	1.05	0.99	1.33	1.45
8	1,050,986	56,266	446,112	205,561	19,238	9	0.71	0.71	1.05	0.99	1.33	1.45
9	1,067,930	56,190	447,407	206,531	22,151	10	0.72	0.71	1.05	0.99	1.33	1.45
10	1,074,463	57,282	453,311	204,813	19,496	11	0.74	0.72	1.06	1.02	1.33	1.45
11	1,071,086	57,543	463,284	197,568	21,366	12	0.76	0.73	1.10	1.07	1.33	1.45
12	1,069,933	56,117	461,604	209,109	26,337	11. 1	0.73	0.73	1.10	1.07	1.33	1.45
11. 1	1,069,862	56,158	470,216	236,746	21,363	2	0.71	0.71	1.10	1.02	1.33	1.45
2	1,076,085	58,247	476,018	214,841	43,767	3	0.70	0.73	1.05	1.01	1.33	1.45
3	1,107,827	60,000	480,692	200,359	21,191	3	0.79	0.79	1.05	1.03	1.30	1.45
10. 3	983,832	52,585	433,305	217,165	19,614	10. 3	0.74	0.72	1.05	1.00	1.33	1.45
9. 3	856,498	58,759	397,188	285,948	21,150	9. 3	0.70	0.70	1.03	0.96	1.33	1.45

(51) 全國信託會社信託勘定表 (信託協會調) (單位千圓)

年月末	資產				負債				合計				
	有價證券	貸付有價證券	手形及書付	不動產	其他貸付	預金及現金	計(其他共)	金錢信託		其他の信託	有價證券の信託	金錢債權の信託	其他の信託
10. 9	913,332	29,543	3,312	241,286	390,061	49,887	1,982,750	1,697,228	9,734	233,560	9,286	32,407	1,982,215
10. 10	925,035	31,661	3,166	239,636	407,822	37,628	2,004,695	1,711,525	10,001	241,646	9,302	32,861	2,005,336
10. 11	940,645	33,898	3,000	243,995	404,298	53,847	2,029,156	1,729,993	10,169	250,205	6,052	38,789	2,029,156
10. 12	944,514	39,183	3,253	252,497	387,952	46,115	2,040,976	1,737,995	9,255	255,231	6,042	32,487	2,041,011
11. 1	950,425	36,774	3,312	252,660	401,345	48,625	2,051,826	1,747,235	8,908	255,595	6,045	34,085	2,051,868
11. 2	969,719	35,301	2,999	254,349	408,395	46,014	2,067,568	1,761,826	8,864	256,996	6,104	33,825	2,067,616
11. 3	1,015,975	30,530	2,938	254,919	402,451	41,094	2,085,501	1,775,551	9,089	262,077	6,017	32,667	2,085,400
10. 3	849,912	22,070	3,244	233,502	360,599	34,339	1,871,867	1,608,938	9,126	211,917	9,041	32,379	1,871,401
9. 3	663,925	23,705	3,338	227,141	305,531	38,350	1,689,893	1,446,575	10,031	191,421	9,214	32,530	1,689,822

(52) 郵便貯金現在表

(53) 簡易保險及郵便年金表

(54) 內國諸保險月末現在契約高表 (百圓調)

年月	月末現在 (千圓)		簡易保險 (千圓)		郵便年金 (千圓)		年月末	生命徵兵傷害	火災	海上	其他
	普通貯金	振替貯金	新契約	月末現在	新契約	月末現在					
10. 8	3,102,676	70,340	41,058	3,110,795	240	26,273	10. 8	12,396.4	35,129.5	3,079.7	514.2
10. 9	3,118,646	65,624	41,382	3,137,646	389	26,520	10. 9	12,511.2	35,140.9	3,043.0	500.5
10. 10	3,130,665	74,673	48,769	3,169,428	383	26,740	10. 10	12,639.3	35,430.4	3,115.7	553.4
10. 11	3,124,066	73,288	40,415	3,195,046	469	27,062	10. 11	12,784.9	35,632.1	3,025.6	535.8
10. 12	3,112,458	75,805	30,809	3,210,254	423	27,362	10. 12	12,881.6	35,513.3	3,747.2	575.1
11. 1	3,134,513	79,312	21,832	3,217,490	169	27,358	11. 1	13,030.4	35,522.4	3,546.8	560.7
11. 2	3,155,288	71,634	20,617	3,224,654	168	27,417	11. 2	13,190.6	35,412.8	3,370.4	508.7
11. 3	3,155,315	77,632	18,436	3,227,448	158	27,443	11. 3	13,370.9	35,245.8	3,360.0	556.2
10. 3	2,990,255	72,496	18,267	2,929,944	168	25,563	10. 3	11,694.2	33,535.7	3,104.3	442.1
9. 3	2,848,673	73,596	23,184	2,653,259	374	21,933	9. 3	10,274.0	33,127.9	2,770.2	432.1

(55) 公社債發行並現在高 (日銀調) (單位千圓)

年月	國債 (內債)		大藏省證券	米穀證券		地方債 (內債)		銀行債 (內債)	會社債 (內債)
	發行高	月末現在		發行高	月末現在	發行高	月末現在		
10. 11	124,360	8,163,788	—	32,000	422,500	47,542	2,112,395	12,839	1,919,627
10. 12	44,216	8,208,005	—	136,000	421,500	3,791	2,097,404	19,239	1,913,969
11. 1	814,820	8,819	—	55,443	431,943	2,430	2,097,693	15,000	1,905,331
11. 2	1,165,820	9,984	—	61,640	441,083	33,625	2,103,946	11,755	1,889,390
11. 3	407,916	8,522,439	—	124,517	453,601	34,672	2,106,008	26,863	1,885,190
10. 3	439,201	7,687,510	—	135,125	522,390	70,883	2,074,002	25,813	1,942,084
9. 3	324,457	6,724,440	—	142,169	543,645	150,118	1,983,109	33,521	2,125,235
1-3 累計	409,896	—	—	241,601	—	70,728	—	53,619	—
1-3 累計	444,940	—	—	276,136	—	115,304	—	59,383	—

(56) 外幣外債月末現在高 (日銀調) (單位百萬圓)

(57) 公社債及株式週利 (勸銀調) (單位%)

年月	國債		地方債		銀行債及會社債		平均		株式		
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	平均	平均相配當率(%)	
10. 9	1,398	217	340	4.457	4.694	4.538	4.614	4.607	4.613	5.370	85.00
10. 10	1,398	217	340	4.462	4.690	4.538	4.607	4.604	4.609	5.380	85.45
10. 11	1,397	217	340	4.451	4.638	4.546	4.607	4.624	4.600	5.330	86.25
10. 12	1,373	217	340	4.323	4.500	4.352	4.606	4.489	4.498	5.340	85.54
11. 1	1,335	217	340	4.322	4.476	4.352	4.538	4.487	4.467	5.340	86.70
11. 2	1,332	215	335	4.366	4.479	4.350	4.538	4.449	4.471	5.320	84.73
11. 3	1,332	215	335	4.500	4.476	4.344	4.522	4.443	4.481	5.410	82.87
10. 3	1,403	224	363	4.537	4.815	4.621	4.883	4.762	4.785	5.360	82.85
9. 3	1,415	229	402	4.461	4.937	4.928	5.229	5.054	5.020	4.840	89.07

(58) 銀行會計書資本 (日銀調) (單位千圓)

種別	新設及增資											社債		
	昭11年1月	2月	3月	昭10年3月	昭10年9月	11年3月	11年10月	昭11年1月	2月	3月	昭10年3月	昭10年9月	11年3月	11年10月
保險業	7,000	500	100	200	2,100	7,600	200	30,000						
倉庫運輸業	4,000	5,600	400	1,630	9,700	400	6,670	30,000						
鐵道運輸業	3,200	5,000	100	500	8,200	2,000	740	30,000						
海運業	300	100	6,680	14,700	10,000	400	2,500							
製造業	3,350	3,785	24,050	10,000	5,000	36,815	39,500							
礦業	38,218	17,610	600	38,700	79,878	157,255	7,000							
電力業	1,680	100	5,000	1,000	5,000	600	5,000							
電氣業	14,400	2,750	2,450	20,400	14,500	4,230	5,000							
互換業	830	1,200	1,200	18,350	1,130	71,800	7,000							
化學業			300	300	300	1,130	1,200							
林業				500	3,500	1,200	1,200							
其他業	7,075	21,125	13,975	24,620	12,925	42,175	54,430							
合計	59,643	49,450	45,605	115,750	72,525	154,698	295,755	30,000	7,000	1,200	10,000	2,000	38,200	66,500

(59) 公社債及株式拂込金額調 (勤銀調) (單位千圓)

種別	昭10年											昭11年	
	8月	9月	10月	11月	12月	昭11年1月	2月	3月	昭10年3月	昭10年9月	11年3月	11年10月	
國庫債	50,539	41,431	240,393	152,378	134,133	44,296	79,144	390,200	278,817	157,600	513,640	400,133	
地方債	38,381	9,361	28,850	32,713	11,815	4,267	23,068	26,692	57,879	109,722	54,027	83,341	
銀行債	60,600	34,100	56,100	10,500	11,995	15,000	11,700	26,740	18,700	14,100	53,440	50,261	
株式	140,005	70,095	133,800	63,700	63,000	10,900	62,050	45,050	46,600	353,490	118,000	164,900	
合計	48,441	27,082	58,667	14,693	44,939	12,339	41,460	29,640	32,292	39,742	88,439	99,184	
合計	337,968	182,071	517,810	273,983	265,882	86,802	217,421	518,322	434,288	674,654	822,545	797,819	

(60) 東京株式取引所主要株式及公債各月平均相場 (單位圓)

銘柄	新東	大株新	鐘紡	郵船	帝人新	日魯	三菱	日産	鋼管	東電	薄鐵	甲	號	一	回	佛	貨	20年3月	
拂込	37.5圓	25.0圓	50.0圓	50.0圓	25.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	五分利	四分利	四分利	四分利	四分利	四分利	四分利	
10.7	136.97	83.84	211.27	51.27	69.37	61.93	108.24	69.37	92.84	45.64	63.34	104.28	98.75	186.68	102.89				
8.8	139.34	85.45	215.12	54.57	73.60	53.55	111.69	73.79	103.30	49.20	61.30	104.26	98.85	186.91	102.95				
9.9	150.72	92.76	223.95	65.03	80.14	56.19	115.06	80.38	114.58	53.18	61.17	104.29	98.84	186.75	102.95				
10.10	161.12	97.92	229.41	71.15	82.89	57.05	115.54	81.82	114.27	53.78	60.83	104.15	98.82	186.12	102.88				
11.11	166.70	99.81	229.74	66.53	78.88	59.79	113.33	80.31	111.34	56.43	59.74	104.35	98.71	185.59	102.85				
12.12	171.96	99.76	227.82	70.35	72.20	58.12	117.42	72.33	104.18	58.18	58.27	104.96	98.65	186.86	102.89				
11.1	161.36	92.60	215.39	70.24	72.73	59.75	117.12	73.40	104.71	59.39	58.01	105.42	98.65	186.95	103.16				
2.2	161.77	92.81	225.39	70.64	75.35	64.33	118.16	74.64	108.48	62.54	59.54	105.54	98.66	186.90	103.21				
3.3	130.90	77.16	211.81	68.71	68.90	63.73	111.66	70.83	105.88	56.99	58.44	102.21	99.31	189.23	102.12				
10.3	148.59	92.64	226.67	53.66	81.45	65.45	122.05	102.37	112.84	44.62	64.75	103.66	98.90	185.38	102.79				
9.3	177.95	129.37	239.30	58.27	100.20	57.63	137.63	135.57	137.92	38.78	69.03	104.30	99.32	187.34	103.31				

(61) 外貨報價內地及外地平均相場

年月	英貨一圓四分利		英貨五分利		英貨六分利		英貨五分半		米貨六分利半		米貨五分利半	
	倫敦	東京	倫敦	東京	倫敦	東京	倫敦	東京	紐約	東京	紐約	東京
10.7	66.17	1,446.3	83.39	1,695.7	94.27	1,844.8	89.60	1,788.9	97.82	396.8	87.38	362.7
8.8	66.11	1,455.9	83.65	1,722.9	92.99	1,890.7	90.60	1,820.7	98.77	399.6	86.48	370.5
9.9	66.30	1,507.5	81.56	1,740.0	91.95	1,897.9	89.10	1,833.8	98.68	401.8	84.67	371.0
10.10	67.04	1,520.0	80.67	1,740.0	92.30	1,900.0	87.76	1,840.0	96.94	396.9	84.39	366.3
11.11	67.80	1,506.7	82.83	1,718.3	95.11	1,870.3	88.73	1,811.7	98.13	400.0	87.20	370.3
12.12	67.86	1,526.7	83.33	1,724.1	95.44	1,873.5	88.91	1,820.0	99.09	406.6	87.68	378.5
11.1	65.86	1,540.6	84.04	1,749.4	93.80	1,892.7	86.94	1,821.3	99.38	412.8	87.94	384.1
2.2	63.58	1,567.5	81.20	1,760.3	91.36	1,912.5	84.70	1,845.5	98.23	415.1	85.93	386.4
3.3	61.26	1,603.3	76.29	1,780.0	87.48	1,950.0	82.39	1,870.0	96.10	409.0	82.32	381.4
10.3	63.73	1,409.6	77.97	1,684.8	89.77	1,819.6	83.56	1,769.6	92.73	390.9	80.74	356.0
9.3	65.25	1,230.0	79.00	1,450.0	89.88	1,715.0	82.38	1,635.0	90.38	367.3	77.44	335.0

(62) 東京市場為替相場

平價	100圓付付	1圓付付
年月	對社育平均	對倫敦平均
9年中	29.640	1.2.143
10年中	28.693	1.2.061
11. 1	28.729	1.1.993
11. 2	28.981	1.2.001
10. 3	29.071	1.1.986
9. 3	28.928	1.1.984
	27.995	1.2.071
	29.990	1.2.148

(63) 帝國國外貿易月報 (單位千圓)

年月	內地及樺太		朝鮮		臺灣		總計 (含南洋)	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
10. 10	236,346	174,678	61,668	6,384	3,712	2,908	246,444	185,476
11. 11	218,377	213,226	5,151	6,260	2,640	3,222	227,326	226,250
11. 12	222,796	246,538	23,742	5,525	3,003	5,497	231,324	262,394
11. 1	174,547	244,939	70,392	4,949	2,200	5,294	181,699	261,225
11. 2	194,390	251,839	57,449	4,937	1,933	6,037	201,414	267,332
10. 3	215,475	275,983	60,508	5,424	2,300	5,241	223,249	293,176
10. 3	213,789	220,195	6,406	5,679	3,387	4,716	222,898	235,760
9. 3	175,796	206,894	31,098	4,070	1,877	2,467	181,743	216,920
	584,412	772,761	188,349	15,310	6,433	16,572	606,272	821,733
	561,362	711,027	149,665	12,481	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	9. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	1-3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584
	10. 3	11	149,665	22,269	8,676	12,212	582,600	745,584</

(67) 本邦貿易指數 (正金銀行調) (昭和3年同月=100)

年月	金額指數			數量指數			單價指數			年月	總額 (其他共)	積換 內	價騰 降
	輸出	輸入	合計	輸出	輸入	合計	輸出	輸入	合計				
10. 11	142.3	128.9	135.4	205.3	134.0	168.3	69.3	96.2	80.4	10. 12	10,231	9,112	1,119
10. 12	128.1	121.5	124.6	185.6	126.7	153.9	69.0	95.9	81.0	11. 1	7,252	5,095	2,157
11. 1	120.9	127.6	124.7	174.0	132.6	150.4	69.5	96.2	82.9	11. 2	9,358	5,194	4,164
11. 2	120.9	125.3	123.3	178.2	132.3	152.7	67.8	94.7	80.8	11. 3	12,609	7,504	5,106
10. 2	111.0	126.3	119.5	161.1	125.1	141.1	68.9	101.0	84.7	10. 3	8,534	3,674	1,973
9. 2	98.6	87.9	92.7	145.3	96.3	118.1	67.9	91.3	78.5	9. 3	9,874	4,088	1,883

(69) 輸出入貨物分類別價額及比例表

年次	粗製食品		製造食品		原料品		原料用品		全製品		其他品		合計		
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	
9年中	48,316	123,615	95,739	498,529	1,345,512	27,485	2,171,925	2,619	174,547	2,133	194,390	3,134	215,475	2,507	213,789
10年中	51,801	145,309	110,463	672,413	1,451,330	28,997	2,499,073	2,449	174,939	2,507	194,390	3,134	215,475	2,507	213,789
11. 1	3,830	9,600	6,840	55,208	93,419	2,619	174,547	2,133	194,390	3,134	215,475	2,507	213,789	2,507	213,789
11. 2	3,667	10,200	9,001	53,996	112,161	2,133	194,390	1,934	194,390	1,934	194,390	2,507	213,789	2,507	213,789
11. 3	3,521	12,289	10,146	58,061	123,804	3,134	215,475	2,507	213,789	2,507	213,789	2,507	213,789	2,507	213,789
10. 3	5,053	11,514	8,577	52,571	130,079	2,507	213,789	2,507	213,789	2,507	213,789	2,507	213,789	2,507	213,789
9年中	125,936	48,513	1,400	210,415	841	276,219	10,323	2,282,602	5.5	2.1	61.3	18.2	12.1	0.5	100.0
10年中	147,496	45,109	1,507	620,468	616	286,292	10,507	2,472,236	6.0	1.8	61.0	18.9	11.8	0.4	100.0
11. 1	16,205	3,797	164	2,275	34,984	24,092	244,939	987	244,939	6.6	1.6	67.1	14.3	9.8	100.0
11. 2	19,768	4,318	168	1,185	33,191	25,015	251,839	834	251,839	7.8	1.7	66.8	13.2	9.9	100.0
11. 3	26,004	6,371	179	2,287	34,124	29,106	275,983	634	275,983	9.4	2.3	65.0	12.4	10.5	100.0
10. 3	16,448	4,127	130	1,134	42,840	25,658	220,195	523	220,195	7.5	1.9	59.1	19.5	11.7	100.0

(70) 主要事業の生産制限率一覽 (東洋經濟調)

年月	紡績	絹紡	人絹	晒粉	洋紙	毛絲	洋灰	丸	銅		石炭		石油		硫黃		金		銀	
									商工省	紙業聯合	商工省	紙業聯合	商工省	紙業聯合	商工省	紙業聯合	商工省	紙業聯合	商工省	紙業聯合
10. 1	18.8	40.6	50.0	44.7	30.0	57.0	30.0	69,313	710	30,049	4,212	1,833	621	108,510	13,493	185,345	14,662	214,059	253,608	
10. 2	18.8	40.6	60.0	44.7	30.0	57.0	30.0	67,777	864	33,061	9,602	3,188	213	128,423	14,662	214,059	17,837	253,608		
10. 3	18.8	40.6	60.0	44.7	30.0	57.0	30.0	69,829	836	34,904	4,818	2,935	0.53	152,019	17,837	253,608				
11. 1	23.8	40.6	60.0	44.7	20.0	57.0	30.0	5,593	276	3,086	3,04	250	677	13,748	1,581	24,166				
11. 2	23.8	40.6	60.0	44.7	20.0	57.0	30.0	6,078	030	3,144	639	230	998	13,415	1,586	22,727				
11. 3	23.8	40.6	60.0	44.7	20.0	57.0	30.0	6,232	715	3,279	426	234	292	13,752	1,658	22,585				
10. 1	27.6	40.6	52.0	44.7	20.0	57.0	30.0	5,852	385	2,935	2,05	291	069	13,159	1,417	20,810				
10. 2	27.6	40.6	55.0	44.7	10.0	55.0	0	5,510	991	2,785	953	240	585	10,682	1,266	18,314				
10. 3	27.6	40.6	55.0	44.7	10.0	55.0	0	11,714	762	6,083	625	553	968	24,571	3,055	42,496				
11. 1	29.8	40.6	45.0	44.7	全廢	53.0	30.0	10,957	489	5,630	5,668	515	699	22,185	2,587	37,189				
11. 2	33.8	40.6	57.0	43.7	全廢	53.0	30.0	5,109	060	1,444	1,054	781	031	1,841	723	59,088				
11. 3	33.8	40.6	60.0	43.7	全廢	57.0	30.0	6,143	614	1,591	4,754	729	390	2,025	702	64,981				
10. 1	33.8	40.6	60.0	43.7	全廢	58.5	30.0	2,718	861	1,719	6,37	4,500	3,62	2,440	248	71,118				
10. 2	33.8	40.6	60.0	43.7	全廢	58.5	30.0	637	709	145	5,92	444	807	217	659	7,015				
10. 3	33.8	40.6	60.0	43.7	全廢	58.5	30.0	643	068	148	2,85	419	358	231	942	7,109				
11. 1	33.8	40.6	60.0	43.7	全廢	58.5	30.0	642	659	143	923	364	313	245	548	6,424				
11. 2	33.8	40.6	60.0	43.7	全廢	58.5	30.0	650	952	141	779	307	503	235	386	5,821				
11. 3	33.8	40.6	60.0	43.7	全廢	58.5	30.0	704	696	146	217	296	932	232	261	5,152				
10. 1	40.6	40.6	55.0	58.5	58.5	58.5	58.5	555	176	141	242	273	933	175	000	5,121				
10. 2	40.6	40.6	55.0	58.5	58.5	58.5	58.5	1,355	648	287	996	604	035	467	647	10,973				
10. 3	40.6	40.6	55.0	58.5	58.5	58.5	58.5	1,133	628	276	814	551	522	361	857	11,117				

(71) 重要品生産額一覽表

(備考) (70) 丸鋼の制限率は生産額當額に對する増産率。×印は8月11日より實施。△印は9月13日より實施。(71) 肥料は硫酸、磷、石灰質の合計を採る。

(72) 橫濱及神戸生絲集散 (單位俵)

年月	月末在荷	入荷高	賣行高	內地行	年月	總額	額		日		本埠	消費高
							輸入高	消費高	月末在荷	輸入高		
8年度	13,280 ¹ / ₂	584,355 ¹ / ₂	529,583 ¹ / ₂	39,308	8年度	61,060	483,673	462,738	53,245	459,581	404,020	
9年度	28,745	548,122 ¹ / ₂	515,743 ¹ / ₂	41,220 ¹ / ₂	9年度	36,762	448,873	473,171	34,795	438,866	457,316	
10. 11	26,602 ¹ / ₂	50,754 ¹ / ₂	43,796	1,586	10. 11	51,458	41,693	37,012	46,059	37,850	33,759	
10. 12	32,400 ¹ / ₂	53,337 ¹ / ₂	46,009	1,530 ¹ / ₂	10. 12	54,941	39,042	35,559	47,344	33,601	32,316	
11. 1	22,279	27,856	35,672	2,305 ¹ / ₂	11. 1	56,511	40,565	38,995	47,665	35,638	35,312	
11. 2	21,387	27,991 ¹ / ₂	26,474	2,409 ¹ / ₂	11. 2	64,680	40,222	32,053	55,952	37,577	29,290	
11. 3	20,213	38,516	33,570	6,120	11. 3	53,689	25,009	36,000	46,023	24,425	34,354	
10. 3	26,302 ¹ / ₂	46,067	42,146	2,929	10. 3	36,583	32,202	44,347	34,077	31,398	43,185	
9. 3	33,434	40,024	39,360	3,161 ¹ / ₂	9. 3	62,828	32,301	44,080	54,333	31,559	42,815	
6月以 下累計	461,978 ¹ / ₂	461,978 ¹ / ₂	427,444	34,225	6月以 下累計	409,478	409,478	382,555	380,479	380,479	369,251	
9	461,119 ¹ / ₂	429,840 ¹ / ₂	33,721 ¹ / ₂	907,365 ¹ / ₂	9	370,575	395,053	395,053	361,951	361,951	381,119	

(74) 人造絹絲需給 (函)

年月	生產	輸入	輸出	內地推 定供給	年月	生產高	輸入高	輸出高	紡績會社		月末在荷	推定市場 供給量
									自家消費	販神		
10. 9	174,906	21	17,919	157,008	10. 9	289,270	881	8,047	79,505	6,207	6,723	203,280
10. 10	179,090	55	35,394	143,705	10. 10	292,640	1,813	9,464	79,800	5,134	5,599	207,694
10. 11	183,139	47	40,719	142,467	10. 11	295,878	1,436	7,698	81,870	6,110	4,470	208,115
10. 12	186,591	44	45,974	140,661	10. 12	295,065	2,756	7,782	81,993	7,678	4,096	206,767
11. 1	187,061	4	43,109	143,956	11. 1	281,565 ¹ / ₂	1,528	8,322	75,814	7,592 ¹ / ₂	5,156 ¹ / ₂	197,655 ¹ / ₂
11. 2	185,146	2	44,244	140,904	11. 2	295,440	1,165	9,030	77,403	9,745	6,950 ¹ / ₂	205,857 ¹ / ₂
11. 3	201,066	5	47,872	153,199	11. 3	293,818 ¹ / ₂	957	11,847	78,096	9,965	7,701	198,011 ¹ / ₂
10. 3	143,154	14	23,553	119,615	10. 3	295,655 ¹ / ₂	1,500	8,409	81,693	16,937	2,799 ¹ / ₂	205,470
9. 3	106,559	42	29,106	77,495	9. 3	266,872	2,642	6,855	76,722	12,369 ¹ / ₂	1,133	184,022
1-3 累計	10410,750	152	1135,225	438,059	1-3 累計	870,824	3,650	29,199	231,314	248,129	231,314	608,374
			147,686	320,154		907,365 ¹ / ₂	4,813	19,061	248,129			640,932 ¹ / ₂

(75) 綿絲需給表 (紡績聯合會調) (單位担)

(76) 綿布集散調 (紡績聯合會調)

年月	生產高	輸出高 (貿易月表調)			月 末 在 荷	產 額 (商工省調)	輸 出 高 (大藏省)
		生地綿布	晒綿布	其他綿布			
10. 11	152,937	83,585	33,669	104,149	7,518	24,494	7,278
10. 12	152,956	78,174	35,656	95,123	7,366	32,003	7,296
11. 1	143,326	70,484	31,007	81,252	5,429	28,661	6,250
11. 2	149,556	81,485	41,079	89,385	5,325	21,967	7,457
11. 3	148,985	97,769	48,771	95,048	5,830	18,980	8,453
10. 3	154,723	95,307	54,545	124,479	4,675	19,429	8,222
9. 3	142,995	75,829	44,610	102,735	10,931	8,052	7,316
1-3 累計	441,867	249,738	120,857	265,685	8,052	161,717	22,160
	466,855	242,689	147,686	320,154	190,413	190,413	20,925

(77) 綿織物集散調

(78) 全國米穀集散調 (農林省調) (單位石)

年月	米穀輸移入高	管移出高	全國營業倉庫在米		政府 府有米 所末殘高
			內地米	朝鮮米	
10年中	140,559	8,474,248	13,047,811	12,618,825	5,269
9年中	60,924	9,523,195	14,767,090	14,863,848	10,190
10. 12	20,817	1,233,301	1,890,084	1,793,253	5,269
11. 1	35,711	970,970	1,305,616	1,225,826	5,915
11. 2	5,419	568,334	204,111	1,076,420	6,199
11. 3	1,659	720,001	231,396	953,056	6,176
10. 3	22,710	973,626	1,141,191	793,644	10,041
9. 3	2,556	1,025,031	1,251,850	3,378,537	12,473
1-3 累計	42,789	2,259,305	3,036,536	3,347,931	
	23,005	2,868,651	3,703,704	3,121,055	

年月		米		棉 (一封度)		絲 (一捆)		生		絲 (100斤)		紐育生絲(一封度)		
		紐育先物 最高	最低	紐育現物 最高	最低	大 最高	阪先 最低	限 平均	橫濱 最高	先 最低	限 平均	自十 D平均	紐育 最高	先 最低
10.	8	11.19	10.36	12.00	10.65	202.90	182.90	193.93	748.0	639.0	689.0	756	1.65	1.41
10.	9	10.89	10.42	11.00	10.65	202.00	181.70	190.72	890.0	710.0	785.0	829	1.86	1.61
10.	10	11.33	10.68	11.40	11.05	210.60	198.40	205.71	991.0	821.0	913.0	927	2.07	1.80
11.	11	11.44	10.57	12.45	11.35	212.50	200.50	206.76	983.0	853.0	917.0	932	2.04	1.92
11.	12	11.42	10.51	12.35	11.65	210.00	198.60	203.43	895.0	828.0	865.0	866	1.92	1.83
11.	1	10.68	10.51	12.20	11.60	199.40	189.90	193.72	887.0	775.0	827.0	852	1.96	1.79
11.	2	10.38	9.92	11.80	11.25	192.30	187.10	190.01	785.0	692.0	750.0	772	1.80	1.52
11.	3	10.36	10.05	11.72	11.20	194.90	185.70	191.48	816.0	671.0	731.0	748	1.63	1.47
10.	3	12.59	10.16	12.60	10.65	221.05	195.60	209.05	618.0	568.0	589.0	591	1.35	1.25
9.	3	12.75	12.21	12.50	12.00	201.90	195.10	198.44	606.0	539.0	575.0	572	1.45	1.35
10.	8	70	57	—	—	56.50	56.50	8.30	8.20	77.10	73.20	75.15	8.30	7.80
10.	9	74	64	26.0	26.0	56.50	56.50	9.00	8.30	81.75	76.45	79.08	8.70	8.15
10.	10	87	76	28.0	26.0	56.50	56.50	9.70	9.10	84.70	81.35	82.85	9.05	8.65
11.	11	95	85	29.5	27.0	56.50	56.50	9.00	8.20	83.00	81.10	82.11	8.87	8.62
11.	12	85	65	29.5	28.5	56.50	56.50	8.30	8.00	83.70	80.60	81.90	8.97	8.57
11.	1	72	65	29.5	28.0	56.50	56.50	8.20	8.00	81.50	79.65	80.66	8.80	8.55
11.	2	67	65	31.0	29.5	56.50	56.50	8.40	8.10	83.65	80.10	82.10	9.00	8.67
11.	3	65	61	31.0	31.0	56.70	56.50	9.70	8.50	84.05	82.70	83.50	9.10	8.92
10.	3	86	81	22.0	20.5	56.00	56.00	10.30	10.20	74.90	68.55	70.13	7.45	6.62
9.	3	123	110	86.5	34.5	53.00	53.00	8.80	8.60	75.45	74.00	74.77	8.25	8.00

(79) 鹽 粟 商 品 相 場 (續)

年月	正 米 (一石)		內地小麥(百斤)		シカゴ小麥(一ブツセル)		李甫小麥(百斤)		東京製粉(一袋)		精 糖 (百斤)	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
10.	30.90	29.80	7.15	6.45	0.96	0.89	65	60	3.65	3.16	20.55	20.00
10.	31.90	31.00	8.70	7.35	1.01	0.91	75	64	4.35	3.65	21.00	20.45
10.	31.90	31.10	8.70	8.40	1.06	0.87	77	69	4.30	3.87	22.30	20.95
10.	31.10	29.00	8.20	8.10	0.92	0.88	72	65	4.05	3.85	22.10	21.80
11.	29.40	28.70	8.55	8.25	0.92	0.87	76	67	4.16	3.92	22.25	21.70
11.	29.90	29.40	8.80	8.55	0.90	0.87	78	74	3.85	3.60	22.20	21.70
11.	30.00	29.40	8.75	8.45	0.90	0.87	75	70	3.63	3.44	21.65	20.60
11.	30.30	29.90	8.30	8.25	0.89	0.84	76	73	3.64	3.45	20.85	20.25
10.	30.20	29.40	7.20	7.00	0.92	0.88	65	60	3.50	3.28	19.20	18.80
9.	23.20	22.80	6.60	6.50	0.89	0.86	55	52	3.28	3.16	19.90	19.00
10.	12.24	12.07	12.14	5.9250	3.770	3.600	1.255	1.245	19	19	5.18	5.18
10.	12.51	12.25	12.38	5.9250	4.400	3.700	1.290	1.210	19	18	5.18	5.18
10.	12.00	11.20	11.60	5.9250	4.360	4.250	1.450	1.310	22	22	5.18	5.18
11.	12.44	11.46	11.94	5.9250	4.150	4.050	1.680	1.490	22	21	5.18	5.18
11.	12.99	12.51	12.71	6.0025	4.060	3.950	1.870	1.585	24	22	5.18	5.18
11.	13.39	12.53	13.04	6.0025	4.470	4.060	2.050	1.780	24	22	5.18	5.18
11.	12.66	11.71	12.11	6.0025	4.360	4.000	1.915	1.710	26	24	5.18	5.18
11.	12.53	11.80	12.16	6.0025	4.220	3.950	1.770	1.700	26	24	5.18	5.18
10.	10.79	10.46	10.63	5.4500	4.410	4.200	1.550	1.340	21	17	5.18	5.18
9.	11.85	10.80	11.51	5.3500	3.150	3.020	1.105	1.025	18	16	5.18	5.18

(80) 全國生計費指數 (朝日新聞調) 大正3年7月=100

年月	類別指數				總指數	年月 (15日調)	東京小賣物價指數 (日本銀行調) (大正3年7月=100)					
	飲食費	住居費	光熱費	被服費			文化費	食料品	燃料	燈火	服用	飾品
10. 9	172	233	178	146	182	10. 9	177	182	108	148	154	
10. 10	172	233	179	148	183	10. 10	175	182	110	149	154	
10. 11	169	233	180	148	183	10. 11	175	185	112	149	154	
10. 12	168	233	180	148	183	10. 12	177	185	111	149	155	
11. 1	171	233	181	148	183	11. 1	180	187	111	149	156	
11. 2	172	233	185	148	183	11. 2	185	198	110	149	157	
11. 3	173	233	185	149	183	11. 3	186	197	110	150	159	
10. 3	163	233	179	145	182	10. 3	166	185	107	149	150	
9. 3	144	234	182	147	179	9. 3	166	184	109	146	149	

(82) 勞働人員及賃銀統計 (日銀調) (昭和1年=100)

年月	勞働人員		賃銀		總計	實收賃金	實收賃金指數
	總計	指數	總計	指數			
10. 6	1,154,579	101.0	561,711	108.7	81.0	132.2	67.0
10. 7	1,157,995	100.9	566,150	109.3	81.0	132.1	66.9
10. 8	1,154,595	100.6	568,672	109.8	81.0	132.1	66.9
10. 9	1,158,466	101.0	572,489	110.6	81.0	132.1	66.9
10. 10	1,158,975	100.9	575,692	111.1	81.0	132.1	66.9
10. 11	1,163,216	101.1	579,183	111.6	81.0	132.1	66.9
10. 12	1,129,269	101.1	582,566	112.0	80.9	132.0	66.7
11. 1	1,122,354	100.8	584,759	112.2	81.0	132.1	67.0
11. 2	1,143,826	101.4	589,513	113.0	81.1	133.0	67.1
10. 2	1,096,073	96.5	537,206	104.6	82.0	133.7	67.7
9. 2	952,229	86.7	458,847	93.7	83.7	136.2	68.6

(83) 職工の作業時間、休憩時間及作業日數

年月	總數乃至平均			紡織			工業			金屬		
	工場	作業時間	內休憩時間	工場	作業時間	內休憩時間	工場	作業時間	內休憩時間	工場	作業時間	內休憩時間
9年中平均	961	10.11	0.56	275	10.26	0.54	27.1	9.57	0.51	26.8	9.57	0.51
10. 7	1,001	10.14	0.58	304	10.33	0.56	27.4	9.57	0.51	27.2	9.57	0.51
10. 8	1,001	10.14	0.58	305	10.32	0.55	27.1	9.56	0.51	27.2	9.56	0.51
10. 9	999	10.15	0.58	304	10.33	0.54	27.8	9.56	0.51	27.3	9.56	0.51
10. 10	997	10.15	0.57	301	10.33	0.54	27.6	9.57	0.51	27.3	9.57	0.51
10. 11	1,000	10.14	0.57	303	10.29	0.54	27.8	10.00	0.51	27.1	10.00	0.51
10. 12	997	10.13	0.57	302	10.30	0.54	27.4	10.02	0.51	27.0	10.02	0.51
9. 12	973	10.13	0.57	287	10.26	0.53	27.8	10.00	0.52	27.5	10.00	0.52
8. 12	958	10.11	0.57	270	10.27	0.54	27.5	9.58	0.51	27.5	9.58	0.51

(84) 職工一日平均賃銀諸手當費與 (內閣統計局調)

年月	總數乃至平均										(85) 職業紹介成績 (中央職業紹介事務局調)				
	窯業	石工業	金屬工業	機械製造業	化學工業	紡織工業	紙工業	印刷業	木竹草	食料品	瓦	斯	年月	求人	求職者
9年中平均	189.3	171.7	303.1	263.8	183.0	77.9	184.0	139.3	159.4	247.5	247.5	10. 11	273,469	152,924	75,552
10年中	187.7	171.8	304.6	250.9	180.5	77.4	181.6	137.7	156.4	246.2	246.2	10. 12	155,654	108,246	59,001
10. 8	182.7	170.6	295.6	240.2	173.8	76.7	182.1	134.7	151.6	247.0	247.0	11. 1	171,170	115,751	68,495
10. 9	184.1	168.8	296.1	243.8	176.8	76.6	180.8	136.7	151.1	247.7	247.7	11. 2	176,570	115,406	76,171
10. 10	187.1	171.7	299.5	248.2	177.0	76.4	178.3	139.7	151.1	242.6	242.6	10. 3	226,214	193,836	89,138
10. 11	190.3	172.1	305.1	256.5	184.8	77.0	184.3	141.2	159.8	248.5	248.5	9. 3	189,653	164,287	75,572
10. 12	195.1	175.5	312.0	262.7	183.0	78.4	187.9	142.3	162.7	248.5	248.5	9. 3	126,191	157,697	69,536
9. 12	194.6	173.8	316.7	274.4	189.3	78.6	192.9	144.5	166.6	250.5	250.5	1-3	574,854	507,013	233,804
8. 12	195.6	181.3	312.4	279.2	186.2	79.1	188.3	149.2	163.7	244.7	244.7	累計	497,707	471,686	214,911

(86) 工場 職工 異動 調 (當時職工五十人以上を使用する) (工場に付社会局の調査せるもの)

Table with columns for 年月 (Month/Year), 解雇 (Dismissal), 雇入 (Hiring), 現在 (Current), and 職工数計 (Total Worker Count). Rows show data for 10.5, 10.6, 10.7, 10.8, 10.9, 10.10, 10.11, 10.12, 11.1, 11.2, 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 11.10, 11.11, 11.12, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 12.7, 12.8, 12.9, 12.10, 12.11, 12.12.

(87) 鑛山労働者異動調

Table with columns for 年月 (Month/Year), 解雇 (Dismissal), 雇入 (Hiring), 現在 (Current), and 職工数計 (Total Worker Count). Rows show data for 10.1, 10.2, 10.3, 10.4, 10.5, 10.6, 10.7, 10.8, 10.9, 10.10, 10.11, 10.12, 11.1, 11.2, 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 11.10, 11.11, 11.12, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 12.7, 12.8, 12.9, 12.10, 12.11, 12.12.

(88) 解雇 職工 歸趨 調 (社会局調)

Table with columns for 年月 (Month/Year), 同種工業に轉職 (Transfer to same industry), 他種工業に轉職 (Transfer to other industry), 農業者 (Farmer), 其他 (Other), 未業者 (Unemployed), 不詳 (Unknown), and 合計 (Total). Rows show data for 10.1, 10.2, 10.3, 10.4, 10.5, 10.6, 10.7, 10.8, 10.9, 10.10, 10.11, 10.12, 11.1, 11.2, 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 11.10, 11.11, 11.12, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 12.7, 12.8, 12.9, 12.10, 12.11, 12.12.

(89) 労働 争議 統計 (内務省社会局調)

Table with columns for 年月 (Month/Year), 参加員数 (Participants), 争議事件数 (Dispute cases), 業種別争議事件数 (Cases by industry), 要求事項別争議事件数 (Cases by demand), 小作争議統計 (Small tenant dispute statistics), and 其他 (Other). Rows show data for 10.1, 10.2, 10.3, 10.4, 10.5, 10.6, 10.7, 10.8, 10.9, 10.10, 10.11, 10.12, 11.1, 11.2, 11.3, 11.4, 11.5, 11.6, 11.7, 11.8, 11.9, 11.10, 11.11, 11.12, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 12.7, 12.8, 12.9, 12.10, 12.11, 12.12.

(91) 本邦失業狀況推定概要

(内務省社會局)

年月	給料生活者		勞働者		其他		計	
	調査人口 千人	失業者 千人	調査人口 千人	失業者 千人	調査人口 千人	失業者 千人	調査人口 千人	失業者 千人
10. 5	1,755	68	1,797	177	4,091	118	7,643	362
10. 6	1,757	68	1,803	170	4,102	113	7,662	352
10. 7	1,759	68	1,802	171	4,124	114	7,685	354
10. 8	1,761	68	1,759	169	4,130	113	7,688	350
10. 9	1,758	68	1,806	168	4,111	111	7,676	347
10. 10	1,763	68	1,811	169	4,123	112	7,697	348
10. 11	1,787	68	1,815	168	4,161	111	7,674	346
10. 12	1,787	68	1,816	170	4,175	114	7,778	351
11. 1	1,791	68	1,804	175	4,154	117	7,749	360
10. 1	1,731	67	1,796	178	3,983	120	7,517	366
9. 1	1,714	69	1,787	185	3,909	129	7,411	382
		失業率	失業率	失業率	失業率	失業率	失業率	失業率
		3.88	3.88	9.83	9.93	2.87	4.74	4.87
		3.88	3.88	9.44	10.36	2.76	5.16	5.16
		3.88	3.88	9.51		2.76		
		3.84	3.84	9.43		2.74		
		3.86	3.86	9.31		2.69		
		3.83	3.83	9.32		2.71		
		3.80	3.80	9.24		2.66		
		3.82	3.82	9.34		2.72		
		3.79	3.79	9.69		2.82		
		3.87	3.87	9.93		3.02		
		4.00	4.00	10.36		3.29		

(92) 各國失業狀況推定概要

(國際聯盟調)

年月	獨逸		英國		佛蘭西		加奈陀		米國		捷大利		丁抹		波蘭		白耳義	
	失業登録數 千人	失業率 %	全體失業者 千人	失業率 %	全體失業者 千人	失業率 %	全體失業者 千人	失業率 %	全體失業者 千人	失業率 %	全體失業者 千人	失業率 %	全體失業者 千人	失業率 %	全體失業者 千人	失業率 %	全體失業者 千人	失業率 %
1935. 9	1,714	9.1	1,645	12.6	408	2.4	71,016	21	290	72	255	11.1	137	14.9	255	11.1	137	14.9
1935. 10	1,829	9.8	1,659	12.7	428	1.9	78,312	22	302	81	263	11.3	131	15.4	263	11.3	131	15.4
1935. 11	1,984	10.6	1,680	12.9	454	1.7	90,447	22	336	100	309	13.4	143	15.9	309	13.4	143	15.9
1935. 12	2,508	13.7	1,648	12.6	481	1.6	85,095	22	384	140	403	18.4	162	17.9	403	18.4	162	17.9
1936. 1	2,520	13.5	1,780	13.6	523	2.7	92,247	22	415	131	472	21.5	167	18.6	472	21.5	167	18.6
1936. 2	2,515	13.5	1,752	13.4	529	2.0	89,470	21	416	140	489	22.3	168	18.6	489	22.3	168	18.6
1936. 3	1,937	10.4	1,639	12.5	509	1.9	92,588	21	392	126	475	475
1935. 3	2,402	13.1	1,819	14.0	526	2.4	82,300	23	400	102	506	21.9	207	21.8	506	21.9	207	21.8
1934. 3	2,798	16.3	1,908	14.8	379	2.5	88,452	25	403	114	388	18.3	183	18.8	388	18.3	183	18.8

昭和十一年第一四半期日誌

(自一月一日至三月三十一日)

一月

- ◇ 一日 (水) チェッコ、國立銀行公定割引歩合を三分半より三分に引下。
- ◇ 六日 (月) 軍縮第八次第一委員會開催。
- ◇ 米、農事調整法に違憲判決下る。
- ◇ 八日 (水) 日、濠會商キヤムベラに再開。
- ◇ 九日 (木) 日英軍縮代表的に會談し、兩者の妥協不能。
- ◇ 佛蘭西銀行公定割引歩合を五分から四分に引下。
- ◇ 十日 (金) 農村關係六法案再開議會提出に閣議で決定す。
- ◇ 十一日 (土) 蘇聯、人民委員會議長モロトフ氏「日獨兩國が露國の脅威」なる旨演説。
- ◇ 外務、海軍兩省會議に於て軍縮會議の最後の回訓案決定す。
- ◇ 十三日 (月) 日英私的會談に於て、我が國の軍縮會議脱退愈々決定す。
- ◇ 米、聯邦大審院、バンクヘッド棉花統制法の上告を却下。
- ◇ 支、國民政府、地方に依り銀貨支拂を許容する旨通電。
- ◇ 十五日 (水) 日本全權英代表部へ正式軍縮會議に脱退の通告文を提出す。
- ◇ 藏相、軍縮會議を脱退せるも、軍事費の急激な膨脹なく増税は尙ほ不必要なりと談話。
- ◇ 十六日 (木) 軍縮會議脱退に際し、首相、外相、海相各々中外に聲明す。
- ◇ 十七日 (金) 軍縮第一委員會日本を除く四國代表間に開催、建艦通報案につき協議し、日本全權團に於ては單にオブザーヴァとして出席。
- ◇ 佛、エリオ無任所相辭職。佛内閣危機に陥る。
- ◇ 獨、ゲツペルス宣傳相、舊植民地返還要求を言明。
- ◇ 十八日 (土) 葡、サラザール内閣總辭職。
- ◇ 二十日 (月) 政友大會岡田内閣不信任を決定

◇民政黨大會、舉國一致岡田内閣支持を意味する決議をなす。
◇英、皇帝御不例中、攝政會議設置さる。

廿一日 (火)

◇議會再開され、政友會の岡田内閣不信任案提出されて、首相、外相、藏相の演説後議會は解散。
◇英、皇帝ジョージ五世陛下崩御。

廿二日 (水)

◇十年度産米實收高發表。
◇英、新帝エドワード八世陛下即位御宣布。

佛、ラバール内閣總辭職。

◇埃及、ネシム・パシヤ内閣總辭職。ワクド黨首に大命降下。

廿三日 (木)

◇須磨南京總領事孔財政部長に對し輸入關稅引上に反省を促す。
◇滿洲國、外蒙側の挑戰的不法行為に對し、最後の警告發送。

廿四日 (金)

◇佛、サロー新内閣成立。

◇外蒙政府、日滿兩國軍の越境につき抗議を提出。

廿五日 (土)

◇國民政府外交部、日本の對支外交三原則に對し、修正的再聲明。

廿七日 (月)

◇米、軍人恩給法案上院再可決、同法成立す。

廿九日 (水)

◇佛外相、獨のライオンランド武装化で、英の協力を要請。
◇希臘、コンヂリス内閣總辭職。

卅一日 (金)

◇英米佛伊四ヶ國軍縮第一委員會建艦通報案を可決す。
◇埃及、マヘル・パシヤ内閣成立

二月

一日 (土)

◇松田文相逝去す。
◇硫安配給組合は硫安二萬トンの追加輸入を決定す。

◇蘇滿國境警備滿洲國軍の一部反亂し關東軍聲明す。

二日 (日)

◇川崎文相の親任式舉行。

三日 (月)

◇ソヴェート國境軍司令部、蘇滿國境軍反亂に對し、聲明す。
◇和蘭銀行、公定割引率を三分より二分半に引下。

四日 (火)

◇十一年度實行豫算編成方針閣議で決定す。
◇國境軍反亂に就き滿洲國外交部聲明す。

關東軍國境兵變に第二次聲明。

◇米、上院、バンクヘッド棉花統制法、煙草統制法、馬鈴薯統制法の廢止を決議。翌五日、下院も通過

五日 (水)

◇關東軍、滿軍兵變蘇國聲明に對し反駁の聲明をなす。

六日 (木)

◇外、陸、海の三省當局、最近の

對蘇關係につき協議す。

◇佛蘭西銀行、公定割引率を四分から三分半に引下。

七日 (金)

◇樞府本會議、財政緊急處分案可決、上奏裁可を経て公布さる。
◇佛蘇兩當局軍事協力につき協議

十日 (月)

◇米、ピットマン氏上院外交委員會で日本外交政策を非難す。
◇米、ローズヴェルト大統領、汎米會議招集を言明。

十二日 (水)

◇滿蒙國境オラホドカ附近に於て外蒙日滿兩軍相衝突す。
◇軍縮參加四ヶ國質的制限妥協成立す。

十三日 (木)

◇佛軍縮代表、質的軍縮協定に、歐洲の安全保障を要求、米國は直ちに不同意。

◇米、モーゲンソー大藏長官、昨年來の支那新幣制援助操作を

昭和十一年第一四半期日誌

發表。

十四日 (金)

◇大藏省、期限到來の五分利公債九千四百萬圓を四分利に借換に決定。

蘇、新疆省と密約締結説傳はる。

十五日 (土)

◇米、大統領汎米會議招請狀公表。

十七日 (月)

◇首相藏相總選舉を控へ國民大衆に政府の政策闡明の演説をなす
◇蘇聯在滿領事館は、ハルビン總領事館を除き、四領事館を閉鎖決定。

米、I.V.A違憲訴訟に、合法性を是認、政府側勝利の判決下る。

◇英佛借款四千萬磅倫敦に成立。
◇西班牙、總選舉の結果左翼壓倒的多數を占む。

巴拉グアイ、革命勃發。

十八日 (火)

◇軍縮オブザーヴァ藤井代理大使太平洋防備制限の存續に賛成。

◇巴拉グアイ、革命政府樹立。

十九日 (水)

◇大田大使の國境劃定の申出に對し、ソ聯側紛争解決のため共同委員會を提唱。

◇軍縮質的制限の草案成る。

◇西班牙、内閣更迭、アサニヤ左翼共和黨首組閣成功。

二十日 (木)

◇獨、蘇佛援助條約反對正式宣明

廿二日 (土)

◇總選舉の結果民政二〇五、政友一七四、昭和二〇、國同一五、社大一八、中立二五、諸派九となる。

◇支、リースロス英特使、胡漢民氏と會見、南北合作を條件に對支援助を申入る。

廿六日 (水)

◇青年將校蹶起事件勃發す。(本件の詳細日誌は別掲)

◇東京警備司令部に戰時警備令下る。

- ◇ 全國證券商品市場取引中止す。
- ◇ 東京手形交換所、交換中止す。
- ◇ 獨、二月廿六日期限の外債モラトリアム更に一年延長に決定。
- ◇ イーデン外相とヘツシユ獨駐英大使と英獨海軍協定折衝開始。
- ◇ 廿七日 (木)
- ◇ 東京市に戒嚴令布かる。
- ◇ 岡田内閣辭表捧呈。
- ◇ 佛、佛蘇條約批准下院可決。
- ◇ 廿八日 (金)
- ◇ 露領漁區の入札無事終了。
- ◇ 米大統領七億弗増稅計畫發表。
- ◇ 廿九日 (土)
- ◇ 叛徒午後二時頃全く歸順。
- ◇ 川島陸相聲明書發表。
- ◇ 外蒙政府、滿洲國に對し國境處理混合委員會を提言。

三月

- ◇ 政府二・二六事件につき聲明書

- ◇ 發表。
- ◇ 米、新農業法成立。
- ◇ 二日 (月)
- ◇ 全國商品市場一齊に開市す。
- ◇ 廿六日叛亂當時出勤に際し、片倉陸軍省軍事課員重傷と發表。
- ◇ 歩兵第三聯隊附天野武輔少佐、叛徒歸順の勸告成らず廿九日責任を感じ自殺せりと發表さる。
- ◇ 聯盟、十八人委員會、伊エ和協工作を十三人委員會に附託。
- ◇ 四日 (水)
- ◇ 近衛文磨公に組閣の大命下る。
- ◇ 近衛公大命を拜辭す。
- ◇ 東京軍法會議新設緊急勅令公布
- ◇ 二・二六事件費七十二萬圓は國庫剩餘金より支出と閣議で決定
- ◇ 戒嚴司令部、民間側参加者は全部自首或は逮捕と發表。
- ◇ 蘇聯、スターリン氏『日本外蒙を侵せば一戰を辭せず』と豪語
- ◇ 五日 (木)
- ◇ 廣田外相に組閣の大命降下。

- ◇ 政民兩黨廣田内閣を支持言明。
- ◇ 西大將教育總監に就任。
- ◇ エチオピア和協案を無條件受諾
- ◇ 六日 (金)
- ◇ 永野、馬場兩氏入閣を受諾す。
- ◇ 寺内大將、組閣に際し陸軍の意見を聲明す。
- ◇ 松平恒雄氏、宮内大臣に親任。
- ◇ 湯淺倉平氏、内大臣に親任。
- ◇ 植田大將、關東軍司令官兼特命全權大使滿洲國駐在仰付らる。
- ◇ 林、眞崎、荒木、阿部の四陸軍大將、軍事參議官を待命せらる
- ◇ 牧野伯襲撃の際重傷せる河野元航空大尉衛戍病院にて自殺。
- ◇ 戒嚴司令部、聯隊別叛亂参加者數を發表す。
- ◇ 七日 (土)
- ◇ 獨、ロカルノ條約破棄、獨軍、ライン・ランド非武裝地帶を占據、ヒトラー總統、條約破棄に就き重大宣言をなす。
- ◇ 八日 (日)

- ◇ 陸軍部内に廣田氏の時局認識並に組閣方針に不滿の意見起る。
- ◇ 佛、獨のライン非武裝地帶侵犯を聯盟に提訴することに決定。
- ◇ 九日 (月)
- ◇ 組閣側と軍部側との會見に於て國策並に閣員につき全く一致す
- ◇ 廣田内閣成立親任式行はる。
- ◇ 馬場新藏相、財政經濟政策第一次聲明。
- ◇ バルカン協商諸國、ロカルノ條約的遵守要求に對し、佛國を支持。
- ◇ 十日 (火)
- ◇ 馬場藏相、第一次聲明の反響に鑑み再び聲明す。
- ◇ 樞密院議長は平沼男、同副議長は荒井氏と決定。
- ◇ 戒嚴司令部、二・二六事件民間側關係者北一輝、西田稅等百五十餘名檢擧と發表。
- ◇ 東京株式取引所再開され、一齊に暴落す。
- ◇ ロカルノ調印國會議パりに開催

- ◇ さる、英佛の意見對立。
- ◇ 獨、ヒトラー總統、侵略の意なき旨聲明。
- ◇ 十一日 (水)
- ◇ 軍縮質的制限案決定す。
- ◇ 佛、英の對獨妥協案を一蹴。
- ◇ 十二日 (木)
- ◇ 農林省、三月一日在米高發表。
- ◇ 英外相、獨逸に對し自發的に和協手段に出る様警告、これに對し獨、應諾せざる旨回答。
- ◇ 佛、上院、佛蘇相互援助條約案を可決、同案成立。
- ◇ 十三日 (金)
- ◇ 特別議會召集は五月一日、會期は三週間と變更される。
- ◇ 英外相、獨逸に對し、再度警告。
- ◇ ロカルノ條約國小委員會、倫敦に開かる。
- ◇ 十四日 (土)
- ◇ 馬場藏相、銀行家中金首腦者招待會に於て、財政經濟政策に對する決意を闡明す。

- ◇ 聯盟理事會、倫敦に開會、獨逸を招請することに決定。
- ◇ 十六日 (月)
- ◇ 聯盟理事會、佛代表、獨逸問責決議案を提出。
- ◇ 十七日 (火)
- ◇ 廣田内閣、政綱につき閣議の意見一致し、聲明書發表。
- ◇ 米、アリゾナ州に於ける日本人に對する農業禁止令解除さる。
- ◇ 十八日 (水)
- ◇ 戒嚴司令部、集會禁止條項の一部を解除す。
- ◇ 蘇支密約説傳へらる。蘇側否定す。
- ◇ 十九日 (木)
- ◇ 大藏省、新規公債三億一千萬圓米券一億一千二百萬圓の劃期的低利廻發行を發表。
- ◇ 陸軍省、留置取調中なりし叛亂兵千三百六十名中、千三百二十名は留置解除と發表。
- ◇ 聯盟理事會、獨逸問責案可決。

二十日 (金)

戒嚴司令指揮下の東京部隊歸還
英、佛、白、ロカルノ協定案を承認、英、協定案全文を公表。

廿二日 (日)

伊・埃・洪三國協定羅馬で調印。

廿三日 (月)

株式市場、増税不安により暴落。
馬場藏相、株式暴落を見て増税具體案未だ無しと言明す。

二・二六事件陸軍の責任者待命と之に伴ふ首脳部異動發表さる

伊、フアシスト黨結黨十七周年ム首相議會制度の廢止、基本工業の統制、貿易國營斷行を決す。

シヤム關稅改正令公布、廣範圍に増率行はる。

廿四日 (火)

藤沼書記局長、當局の責任ある發表言明を聴けと聲明す。

獨、新ロカルノ協定案の屈辱的條件忍び得ぬと全面的に拒否。

佛、獨の新ロカルノ案拒否に對

し獨、折衝打切論有力化する。

土耳其古、ダーダネルス海峡の再武裝斷行を關係諸國に通告。

廿五日 (水)

平生鈺三郎氏文部大臣に就任す

蘇滿國境長嶺子附近に於て日ソ衝突事件勃發す。

英、米、佛三國海軍々備縮少案可決さる。

廿六日 (木)

大藏省、預金部普通預金利子は四月一日より利下げと發表。

廣田外相の抗議に對しユレニエフ大使は逆捻的抗議す。

日滿、蘇聯兩國々境監視兵與安北省に於て衝突す。

廿七日 (金)

川崎商工大臣逝去す。

小川郷太郎氏商工大臣に就任。

二・二六事件關係所屬聯隊長以下各隊長の責任者待命發表さる

佛、法貨危機濃化、佛銀公定割

引歩合三分半より五分に引上。

廿九日 (日)

滿蒙國境ポイル湖タウラン附近に於て日滿外蒙軍衝突す。

獨、總選舉終る。ナチ大勝す。

三十日 (月)

印度、立法議會はオツタワ協定破棄を決定す。

英、佛、白參謀本部間の國境地帶作戦協定成る。

卅一日 (火)

十一年度實行豫算案一般會計廿三億七百萬圓竝に特別會計豫算案閣議で可決さる。

農林省、曩に賣却せる政府米の身替米五十五萬石を買入に決定

ストモニヤニフ氏大田大使に蘇聯外蒙の軍事的相互援助條約の締結されてゐることを確信す。

ポイル湖附近に於ける衝突事件惡化、アデクローン附近に於て日滿外蒙兩軍再衝突す。

第一部附録

二・二六事件日誌

二月二十六日 (水曜)

戰時警備下令

東京警備司令部
午後七時發表

一般に對する官廳公示事項

一、本日午後三時第一師管戰時警備を下令せらる

二、戰時警備の目的は兵力を以て重要物件を警備し併せて一般の治安を維持するにあり

三、目下治安は維持せられあるをもつて一般市民は安堵して各々の業に従事せらるべし

二・二六事件の勃發 (午後八時十五分陸軍省發表)

二月廿六日午前五時頃、一部青年將校等は左記個所を襲撃せり

△首相官邸、岡田首相即死△齋藤内大臣私邸、内大臣即

死△渡邊教育總監私邸、教育總監即死△牧野前内大臣宿

舎(湯河原伊東屋旅館)牧野伯爵不明△鈴木侍從長官邸

侍從長重傷△高橋大藏大臣私邸、大藏大臣負傷△東京朝

日新聞社

此等將校の蹶起せる目的は、その趣意書に依れば、内外重大危急の際、元老、重臣、財閥、軍閥、官僚、政黨等の國體破壞の元兇を艾除し、以て大義を正し國體を擁護開顯せんとするにあり。右に關し在京部隊に非常警備の處置を講ぜしめられたり。

東京・大阪兩灣警備

二月廿六日午後八時四十分
海軍省發表

一、第一艦隊、第二艦隊は各東京灣及び大阪灣警備のため廻航を命ぜられ、廿七日入港の豫定。

二、横須賀警備戰隊は東京港警備を命ぜられ廿六日午後芝浦に到着せり。

香椎東京警備司令官就任辭

二月廿六日午後十時二
十五分左記告諭發表

告諭 今般第一師管に戰時警備を命ぜらる。本職はこゝに大命を奉じ軍隊の大部を所要方面に出動せしめたり。今回の出動は帝都の治安を維持し、緊要なる物件を擁護する目的に出づるものなり。軍隊出動の目的以上の如し。本職は官民が互に相戒め謠言を慎しみ、秩序の維持に協力せられんことを切望す

昭和十一年二月廿六日

東京警備司令官 香 椎 浩 平

内閣總辭職

内閣は總辭職することに決定し後藤首相臨時代理は二十六日夜各閣僚の辭表を取纏めて閣

下に捧呈したが聖旨により後繼内閣の成立するまで政務を見ることになつた。

總理大臣臨時代理 (内閣發表) (午後六時)

後藤内相は廿六日午後左の如く首相臨時代理仰付られた

内務大臣 後藤 文 夫
正三位勳一等

内閣總理大臣臨時代理被仰付

政友有志議員宣言

政友會では二十六日午後二時より本部に於て有志代議士會を開き現下の時局に關し左の如き宣言を可決した。

宣 言

國民は今、非常重大の時局に直面す、吾等は我黨の綱領たる忠誠もつて皇室に奉じ國家に對する臣民の分義を盡さんとする趣旨に依り
憲法を守り其の條章に由り統治權の施用を完からしめ以て政黨の面目を發揮し、國家の爲め死力を致さんことを期す
一、政府は速に帝都の靜謐を期すべし
一、政府は速に民心の安定を期すべし

在京有志代議士會

各市場休市

今廿六日市中各銀行は平日通り營業してゐるが、證券市場及び各商品市場は都合に依り休

市した。尙右市場は當分休止の豫定である。手形交換中止。東京手形交換所では本日は交換を中止した。

二月二十七日 (木曜)

各地方平穩

二十七日午前零時内務省發表

その後各地方より來着せる情報によれば各地方とも何等事故なく平穩なり、帝都に於ては軍隊、憲兵、警察相協力して治安の維持に當り、一般に平穩なり。

戒嚴令發布

内閣發表 二十七日午前三時半

政府は二月二十六日樞密院の御諮詢を仰いで、戒嚴令を發布することとなり、左の如く公布した。

勅 令

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十一年二月二十七日

内閣總理大臣臨時代理

外國務大臣副書

【勅令第十八號】

一定ノ地域ヲ限リ別ニ勅令ノ定ムル所ニ

依り戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕昭和十一年勅令第十八號ノ施行ニ關スル件ヲ裁可シ

茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十一年二月二十七日

内閣總理大臣臨時代理

内務大臣 後藤 文 夫

陸軍大臣 川 島 義 之

【勅令第十九號】

昭和十一年勅令第十八號ニ依り左ノ區域ニ戒嚴令第九條及第十四條ノ規定ヲ適用ス

東京市

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕戒嚴司令部ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十一年二月二十七日

内閣總理大臣臨時代理

内務大臣 後藤 文 夫

陸軍大臣 川 島 義 之

【勅令第二十號】

戒嚴司令部

第一條 戒嚴司令官ハ陸軍大將又ハ中將ヲ以テ之ニ親補シ

天皇ニ直隸シ東京市ノ警備ニ任ス

戒嚴司令官ハ其ノ任務達成ノ爲前項ノ區域内ニ在ル陸軍

軍隊ヲ指揮ス

第二條 戒嚴司令官ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣ノ區

處ヲ承ク

第三條 戒嚴司令部ニ左ノ職員ヲ置ク、參謀長、參謀、副

官、管理部長、經理部長、軍醫部長、部附、部員、衛兵

長、憲兵長、准士官、下士官、判任文官

第四條 參謀長ハ戒嚴司令官ヲ補佐シ事務整理ノ責ニ任ス

第五條 參謀ハ參謀長ノ指揮ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第六條 副官ハ參謀長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第七條 管理部長經理部長軍醫部長ハ戒嚴司令官ノ命ヲ承

ケ各擔任ノ事務ヲ掌理ス

第八條 部附、部員、衛兵長、憲兵長ハ各上官ノ命ヲ承ケ

事務ヲ掌ル

第九條 准士官、下士官、判任文官ハ各上官ノ命ヲ承ケ事

務ニ従事ス

【附則】 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス當分ノ内東京市内

ニ於ケル東京警備司令官ノ職務ハ之ヲ停止ス

戒嚴令第九條及第十四條の條文左の如し

第九條 臨戰地境内においては地方行政事務及び司法事務

の軍事に關係ある事件を限りその地の司令官に管掌の權

を委すものとす故に地方官地方裁判官及び檢察官はその

戒嚴の布告もしくは宣告ある時は速かに該司令官につい

てその指揮を請ふべし

第十四條 戒嚴地境内においては司令官左に記列の諸件を執行するの權を有す、但しその執行より生ずる損害は要償することを得ず

第一、集會若くは新聞雜誌廣告等の時勢に妨害ありと認むるものを停止すること

第二、軍需に供す可き民有の諸物品を調査し又は時機に依りその輸出を禁止すること

第三、銃砲彈藥兵器火具その他危険に渉る諸物品を所有する者ある時は之を検査し時機に依り押収すること

第四、郵便電報を開緘し出入の船舶及諸物品を検査し並に陸海通路を停止すること

第五、戦狀により止むを得ざる場合においては人民の動産不動産を破壊燬燒すること

第六、合圍地境内においては晝夜の別なく人民の家屋建造物船舶中に立入り檢察すること

第七、合圍地境内に寄宿する者あるときは時機によりその地を退去せしむること

【註】 戒嚴令第二條第一項ニ臨戰地境は戰時若くは事變に際し警戒すべき地方を區畫して臨戰の區域となすものなり

戒嚴司令官には東京警備司令官香椎浩平中將親補せられ司令部は軍人會館なり

第四師團司令部發表

二十七日午 前二時發表

昨二十六日東京に生じたる事件は東京市のみの事件にして、阪神地方は全く平靜にて何等憂慮すべき事象なし、巷間やもすれば誇大なる流言に惑はされる向なきにあらざるも切に冷靜を持し輕舉措置を過ることなきを望む

戒嚴司令部發表

【告諭第一號】 午前七時五十五分發表

告諭 今般昭和十一年勅令第十八及び第十九號（二月二十七日官報公布）を以て東京市の區域に戒嚴令中一部施行を命ぜらる、是蓋し前告諭に示せる如く帝都附近全般の治安を維持し緊要なる物件を掩護すると共に赤系分子等の盲動を未然に防遏するの目的に出づ、茲に本職は大命を奉じ兵力を以て戒嚴地境を警備し地方行政事務及び司法事務の軍事に關係あるものを管掌せんとす。地境内官民克くその理を辨へ協力一致深く言動を慎み本職を信倚し以て戒嚴の施行をして遺憾なからしめんことを期すべし。

昭和十一年二月二十七日

戒嚴司令官 香椎 浩平

高橋藏相薨去

大藏省午後四時發表

高橋大藏大臣は二月二十六日不慮の災禍により重傷を負はれ同日遂に薨去せられたり。

町田商相藏相兼攝

二月二十七日午前九時、宮中において大藏大臣親任式を左の如く擧げさせられた。

兼任大藏大臣

商工大臣 町田 忠治

尙、兼任町田藏相は内閣總辭職に伴ひ直に大藏大臣の辭表を捧呈した。

戒嚴司令部發表

【第一號】（午後四時發表）

一、戒嚴司令官隷下の部隊は近衛師團並に第一師團の平時在京部隊の外昨二十六日上京を命ぜられたる近在部隊の一部にしてこれ等の部隊は既に昨二十六日夜半着京せり

一、目下東京市内は平穩にしてその後變化なし

【第二號】（午後四時四十分發表）

一、集會及び時勢に妨害ありと認むる新聞雜誌、廣告等の停止

二、銃砲彈藥、兵器の賣買及び授受を禁止

三、交通は停止せず（平常通り）

四、警戒配備を嚴にす

戒嚴司令部發表（午後九時）

目下東京市中において種々流言が行はれ御心配の向もあるやうであります、戒嚴司令官は必要の軍隊をもつて嚴

重警備し、帝都の治安は確實に維持せられて居りますから徒に風説に迷はされぬやう御注意下さい。

秩父宮殿下御參内 秩父宮殿下におかせられては、二十七日、午後五時上野驛御安着、直に自動車にて宮中に御參内あらせられた。

各宮殿下御參内 軍事參議官朝香、東久通兩中將宮殿下には午前、高松宮、梨本元帥宮二殿下には午後それぞれ御參内遊ばされた。

園公坐漁莊に入る 中外商業新報二月二十八日に依れば靜岡市の縣知事官舎にあつた西園寺公は二十七日午後二時五十五分自動車で興津坐漁莊に入った。

二月二十八日（金曜）

戒嚴司令部發表

【第三號】

一、一昨二十六日早朝騒擾を起したる數百名の部隊は目下麴町區永田町附近に位置しあるも、これに對しては戒嚴司令官において適應の措置を講じつゝあり

二、前項部隊以外の戒嚴司令官隷下の部隊は陛下の大命を奉じて行動しつゝあり、軍紀嚴正にして士氣また旺盛なり

三、東京市内の麴町區永田町附近の一小部分以外は平靜なり

り、またその他の全国各地は何等の變化なく平穩なり
教育總監代理發表 陸軍省では故渡邊教育總監の後任に關
し二十八日左の如く總監代理を發表し
た。

教育總監代理被仰付
陸軍 中 將 中村孝太郎

撤容臨時閣議

政府は二十八日午前十時より宮中に於て臨
時閣議を開き時局收拾に關する善後措置に
ついて種々凝議を重ねたが、午後も引續き閣議を開き遂に
撤容協議を進めた。(讀賣二・二九)

故前藏相邸へ勅使御差遣

畏き邊では二十六日薨去した大
藏大臣高橋是清氏邸で二十七日
發喪したる趣聽召され 天皇陛下には勅使甘露寺侍從を二
十八日午前十一時半赤坂表町の同邸に御差遣あらせられた
が同四十分 皇后陛下には御使黒田事務官、同五十分 皇
太后陛下には御使清閑寺事務官を御差遣、それ〴〵御弔問
遊ばされた。(東朝二・二九)

齋藤邸へ勅使

畏き邊では二十六日薨去した内大臣齋藤實
子爵の四谷の自邸に二十八日午後一時牧野
侍從、同五分皇后陛下御使野口事務官、同十分皇太后陛下
御使西邑事務官を御弔問使としてそれ〴〵御差遣あらせら
れ御弔問遊ばされた。(東朝二・二九)

め皇王族邸に及び奉る虞もあり且その地域内には外國公館
の存在するありかゝる情勢に導くとは極力これを回避せざ
るべからざるのみならず皇軍互に相撃つが如きは皇國精神
上眞に忍び得ざるものありしに因るなり。然れども徒に時
日のみを遷延せしめて而も治安維持の確保を見ざるは寔に
恐懼に堪へざるところなるを以て上奏の上 勅を奉じ現姿
勢を撤し各所屬に復歸すべき命令を昨日傳達したるところ
彼等は尙もこれに聽かず遂に 勅命に抗するに至れり、事
已に茲に至る遂に己むなく武力を以て事態の強行解決を圖
るに決せり、右に關し不幸兵火を交ふる場合に於てもその
範圍は麹町區永田町附近の一小地域に限定せらるべきを以
て一般市民は徒に流言蜚語に迷はざるゝことなくつとめて
その居所に安定せんことを希望す。

市民心得 (午前六時發表)

本廿九日麹町區南部附近において多少危険が起るかも知
れぬがその他の地域内は危険のおそれなしと判断される、
市民は戒嚴令下の軍隊に信頼し沈著冷靜よく司令の指導に
服し特に左の注意を嚴守せよ。

- 一、別に示す時期まで外出を見合せ自宅にあつて特に火
災豫防に注意せよ。
- 二、特別に命令のあつた地域のほか避難してはならぬ。
- 三、適時正確な情況や指示を『ラヂオ』その他により傳
達するを以て流言蜚語に迷はず常にこれらに注意せよ

海軍首腦部會議

大角海相は二十八日午前五時自邸より海
軍省に登臨大臣室に長谷川次官以下首腦
部の參集を求め諸般の情勢を聴取し今後の方針について打
合せを行つた。

後藤首相代理と荒木大將會見す
商相、宮相と會見

高橋長官打合せ

東京灣警備の命に接し二十七日夕刻第一
艦隊の艦艦を率いて横須賀軍港に入港し
た聯合艦隊司令長官高橋三吉中將は二十八日暮僚を從へて
戒嚴令下の海軍省に登臨首腦部より帝都の狀況を聴取した
上種々打合せを行つた。(東朝二・二九)

二月二十九日 (土曜)

戒嚴司令部發表

【第四號】 (午前七時)

二月廿六日朝蹶起せる部隊に對しては各々その固有の所
屬に復歸することを各上官より凡ゆる手段を盡し誠意を以
て再三再四説諭したるも彼等は遂にこれを聽き入るに至ら
ずそも〴〵蹶起部隊に對する措置のため時日の遷延を敢て
辭せざりし所以のものは若しこれが鎮壓のため強硬手段を
執るに於ては流血の慘事或は免るゝ能はず不幸かゝる情勢
を招來するに於てはその被彈地域は寔に畏くも 宮城を始

昭和十一年二月二十九日

戒嚴司令官 香 椎 浩 平

【告諭第二號】 (午前七時)

本職ハ更ニ戒嚴令第十四條全部ヲ適用シ斷乎南部麹町區
附近ニオイテ騷擾ヲ起シタル叛徒ノ鎮壓ヲ期ス、然レドモ
ソノ地域ハ狭小ニシテ波及大ナラザルベキヲ豫想スルヲモ
ツテ官民一般ハ前告諭ニ示ス兵力出動ノ目的ヲヨク理解シ
特ニ平靜ナルヲ要ス

昭和十一年二月二十九日

戒嚴司令官 香 椎 浩 平

市民心得 (午前六時)

萬一流彈あるやも知れず戰鬪區域附近の市民は次のやう
に御注意下さい。

- (一) 掩護物を利用し難をさけること (二) 低い所を利用
して避けること (三) 屋内では銃聲のする反對側にあるこ
と (四) 立退き區域市電三宅坂から赤坂見付、溜池、虎ノ
門、櫻田門、警視廳前、三宅坂の結び線は戰鬪區域になる
から立退きのこと (五) 立退き隨意區域半藏門前警視總監
官舎から辨慶橋をつなぐ外廓をゆき黒田侯邸から大倉商業
靈南坂上虎ノ門をめぐる區域 (六) その外廓は交通停止區
域。

兵に告ぐ (午前八時四十分)

勅令が發せられたのである、既に 天皇陛下の御命令が

發せられたのである。お前達は上官の命令を正しいものと信じて絶対服従をして誠心誠意活動して来たのであらうが既に 天皇陛下の御命令によつてお前達は皆原隊に復歸せよと仰せられたのである。この上お前達が飽くまでも抵抗したならばそれは勅命に反することとなり、逆賊とならなければならぬ、正しい事をしてゐると信じてゐたのにそれが間違つてをつたと知つたならば徒らに今迄の行懸りや義理上から何時までも反抗的態度を執つて 天皇陛下に反き奉り逆賊としての汚名を永久に受けるやうなことがあつてはならない、今からでも決して遅くはないから直ちに抵抗を止めて軍旗の下に復歸するやうにせよ、さうしたら今までの罪も許されるのである、お前達の父兄は勿論のこと國民全體もそれを心から祈つてゐるのである。速かに現在の位置を捨て、歸つて来い。

戒嚴司令官 香 椎 中 將

市民心得 (午前九時)

事によると銃砲聲が聴えるかも知れませんが落着いて現在の位置を動かぬやうにして下さい。
 ◇軍用、官公衙及び新聞社、通信社用自動車の通行は差支ありませんが、麹町付近は流弾の危険がありますから、通行を差控へて下さい。
 ◇家の中で厚い壁や大きな家具の所で銃聲や砲聲の聲の聴えて来る方向の反対側に靜かに座つてゐて下さい。

◇特に火の用心を願ひます。

帝都交通機關

二十九日朝戒嚴司令下にある區域のうち省線を初めその他の交通は全部運轉を中止された。即ち五時半から次の各線は運轉を中止した。
 山手及び赤羽線は全部運轉を中止。◇東海道線は電車は川崎まで中止、列車は横濱までが運轉を中止、◇中央線の電車は吉祥寺まで運轉を中止し列車は八王寺まで中止◇東北線は電車は川口まで列車は大宮まで中止された◇その他これ連絡する郊外電車をはじめ省線内外とも市電、市バス、青バスは勿論全部運轉中止となりました。

戒嚴司令部當局談 (午前九時五十五分)

廿六日以来部隊を率ゐて永田町付近に占據せる矯激なる一部青年將校は奉勅命令が下つたにも拘らずこれに服従せず遂に叛徒となり終つた。これら青年將校に對しては三日間にわたり陸軍大臣、戒嚴司令官、師團長、聯隊長その他陸軍首腦者同僚らより晝夜を問はず熱誠をもつて原所屬に復歸するやうに説得したが、一應これに聽従するが如き形勢を示したることも數回に及んだが、忽ち前言を翻すなどのことあり遂に奉勅命令に叛旗を翻してしまつたのは返す返すも遺憾に堪へない。しかしかれ等に率ゐられてゐる兵士達は何も事情を知らぬものが多いことは勿論であつたのだ將校の命のまに、これに率ゐられて出て行つたものが

大部分であつて、彼等を叛徒とみることにはまことに忍び得ないものがあるので本日に至るまでこれらの兵士に對してはそれぞれ上官即ち師團長、聯隊長等より順逆の理を説き説得大いに努め場所によつては一兵に對しても馬を下りて説くなど極力努力したのである、またかなり各所に散在もしてゐるので、昨夜來順逆の理を明らかにした説得書、ピラなどを撒布し、また飛行機をもつてこれを撒布してゐるその他廣告氣球の利用電話の利用などあらゆる手段を講じてゐる。これがため、昨夜より今拂曉にかけて下士官以下百數名の歸順者があつたが、午前九時頃更に赤坂山王ホテル附近において約百五十名、赤坂見付附近において約廿名午前九時廿分頃には赤坂溜池方面において、約百廿名の歸順者があつた。

戒嚴司令部發表表

◇(午前十時十分)
 一、午前十時稍々前參謀本部前に於て機關銃を有する下士官以下約卅名歸順しました。かなり各方面に歸順の兆候があります。
 二、幸にして今に至るまで兵火を交へませぬ。

◇(午前十時五十五分)

(一)第一師團方面において叛亂軍に對し戰車を派遣して兵士説得のピラを撒布せり (二)飛行機をもつてする兵士

説得のピラの撒布は依然繼續しつゝあり (三)今朝避難を命ぜられ退去したる者の財産は戒嚴部隊の進出に伴ひ憲兵及び警察官をして逐次保護に任せしめつゝあり (四)幸ひにして只今に至るまで兵火を交へず。

◇(午前十一時三十四分)

午前十時五十分首相官邸及び山王ホテルにある極小部隊を除き叛亂部隊の下士官兵の殆んど全部は大なる抵抗をなさずして歸順したるを以て間もなく叛亂の鎮定を見るに至るべし。

◇(午前十一時四十分)

一、治安の回復も近きにあるをもつて近く國內通信の禁止は解除される豫定。
 二、避難者の状態平靜、避難民の歸還時期は後刻命令あるを以て無斷歸宅を禁止する。

鐵道省發表表 (午前十一時卅五分)

戒嚴司令官告諭第二號により帝都に發着する一切の交通機關は東海道、横須賀、東北、常磐、總武、中央各線及び省線電車全線は廿九日正午全く復舊、平常通り運轉を再開した。

戒嚴司令部發表表

◇(午後一時卅分)

鐵道軌道の運行停止は午後零時から解除された、環狀線

外方の市内電車、自動車の運行は午後一時廿分から許され、東京市内の電信電話の受付は國內に限り停止を解除す。

◇(午後三時)

叛亂部隊は午後二時ごろをもつてその全部の歸順を終り、こゝに全く鎮定を見るに至れり。

◇(午後三時二十分)

一、避難された方々はたゞ今より憲兵、警察官の指示を受け自宅にお歸り下さい。

二、環状線内の交通制限は午後四時十分以後解除いたします。

内閣發表 (午後四時五十分)

今回の事件に際し岡田首相は官邸に於て遭難せられたものと傳へられ寔に痛惜に堪へぬ次第であつたが、圖らずも今日まで首相と信ぜられてゐた遭難者は義弟の松尾大佐であつて、首相は安全に生存せられて居た事が判明した、昨朝首相は先づ後藤臨時代理を経て閣下に辭表を捧呈し、同夕刻參内して天機を奉伺すると共に、今回の事件に對し宸襟を惱まし奉り恐懼に堪へざる旨深く御詫を申し上げた處、優渥なる御沙汰を拜し恐懼感激して御前を退下したのである。次で後藤内務大臣に對し内閣總理大臣臨時代理被免の辭令が發せられた。

陸軍省發表 (午後五時四十一分)

爾後の掃蕩行動は迅速に豫定の如く進捗し叛亂部隊の將兵は續々歸順し殆ど流血の慘を見ずして午後一時頃までに完全に全地域を清掃して秩序を回復することを得たりかくして治安確立漸くその緒に就きたるもその完全なる回復と肅軍の完結とは今後なほ幾多の努力に待たざるべからず軍は本事件を契機として更始一新眞に團結鞏固なる國軍の眞價を充實し以て恭き叡慮に酬い奉り國家國民の信倚に副はんことを期す。

戒嚴司令部發表 (午後七時)

【告諭第三號】

南部麴町區付近の叛徒は廿九日午後全くその鎮定を見たるも、本職は依然警備を嚴にし治安の確保に努めんとす、官民一般愈よ言動を慎み、操志を堅くし協同一致治安の確保に努力せむことを期すべし。

昭和十一年二月二十九日

戒嚴司令官 香 椎 浩 平

叙位

畏き邊りでは今次の事件に遭難した齋藤内府高橋藏相に對し生前の勳功を嘉みせられ大勳位に叙せられ

第一部 附録

二月廿六日午後八時十五分陸軍省發表中岡田首相即死とあるはこれを取消す。

岡田首相生存

岡田首相が生存してゐたので廿九日午後四時五十分左の如く内閣より發令された。

内閣總理大臣臨時代理

内務大臣 後 藤 文 夫

内閣總理大臣臨時代理被免
川島陸相聲明 (午後七時發表)

この度輦轂の下において軍内より未曾有の叛亂を惹起して軍秩を紊り深く宸襟を惱まし奉りたるのみならず、安寧を害しつひに戒嚴の布告を見る等國の内外に對し著しく國家及國軍の名譽を汚し、昭和聖代の歴史に拭ふべからざる汚辱を貽すに至りたるは寔に恐懼痛恨に堪へざる所に於てこれ全く本職不徳の致す所その責の極めて重大なるを痛感しあり。

軍は事件を速に處理して一刻も安く治安を回復し軍秩を確定するためいやくも遺漏なからんことを期したり、しかるに本地域は畏くも皇居に近く皇王族邸を初め官廳及び外國公館の外多數住民の居室を含むを以てこれ等に對する危害を豫防し努めて流血の慘を避けんがため萬般の措置を盡し遂に若干時日の遷延を來すの已むを得ざるに至れり、昨廿八日早朝に至り戒嚴司令官は畏き勅命を拜したるを以て聖旨を叛亂部隊幹部に傳へて更に反覆その反省を促した

たが同時に渡邊教育總監並に退役陸軍大佐松尾傳藏氏に對し二十六日付を以て左の如く御沙汰あらせられた。

叙大勳位授菊花大綬章

從二位勳一等 高 橋 是 清

叙大勳位授菊花大綬章

正二位勳一等 齋 藤 實

授旭日桐花大綬章

正三位勳一等 渡 邊 錠 太 郎

授旭日桐花大綬章

故大藏大臣從 二 位 大 勳 位 高 橋 是 清

叙正二位

(特旨ヲ以テ位一級追陞セラル)

故内大臣海軍大 將正二位大勳位 齋 藤 實

叙從一位

(特旨ヲ以テ位一級追陞セラル)

故陸軍大將正三 位勳一等功五級 渡 邊 錠 太 郎

叙從二位

(特旨ヲ以テ位一級追陞セラル)

故陸軍歩兵大佐正 五位勳三等功四級 松 尾 傳 藏

附録 五九

叙從四位

(特旨ヲ以テ位一級追陞セラレ)

關係將校免官

今次事件の關係將校等に對し廿九日左の如く免本官の辭令が内閣から發令された。

(二月二十九日)

陸軍歩兵大尉	香田清貞
同	安藤輝三
同	野中四郎
陸軍歩兵中尉	中橋基明
同	栗原安秀
同	丹生誠忠
同	坂井直
陸軍砲兵中尉	田中勝
同	林八郎
同	池田俊彦
同	高橋太郎
同	麥屋清濟
同	常盤稔
同	清原康平
同	鈴木金次郎

免本官(各通)

ラヂオ・ニュース(その一部)

東京警備司令部は廿六日午後三時第一師團管下に漸次

警備を下命したが更に一層治安の徹底を期する爲戒嚴令を施行する事になり之を構成したのであります。斯くて一度戒嚴令布かるゝや續々東京に集中されました部隊は軍紀嚴正士氣亦頗る旺盛折柄の降雪ををかして集合する勇士は限りない頼もしさを全市民に與へたのであります。

二月廿六日朝蹶起せる部隊に對しては各々その固有の所屬に復歸することを各上官よりあらゆる手段を盡し誠意を以て再三、再四説諭したるも彼等は遂にこれを聴き容るゝに至らず抑も蹶起部隊に對する措置の爲時日の遷延を敢て辭せざりし所以のものは若し之が鎮壓のため強行手段を執るに於ては流血の慘事或は免るゝ能はず不幸かゝる情勢を招來するに於ては、その被彈地域は誠に長くも宮城を始め皇王族邸に及び奉る虞れもあり且その地域内には外國公館の存在するありかゝる情勢に導くことは極力これを回避せざるべからざるのみならず皇軍互に相撃つが如きは皇國精神上眞に忍び得ざるものありしに因るなり然れども徒らに時日のみを遷延せしめて而も治安維持の確保を見ざるは寔に恐懼に堪へざる所なるを以て上奏の上勅を奉じ現姿勢を撤し各々所屬に復歸すべき命令を昨日傳達したる所彼等は尙も之に聽かず遂に勅令に抗するに至れり事既に茲に至るや遂に已むなく武力を以て事態の強行解決を圖るに決せり右に關し不幸兵火を交ゆる場合に於てもその範圍は麹町區永田町附近の一小地域に限定せらるべきを以て一般民衆は

徒らに流言蜚語に迷はさるゝことなく勉めて其居所に安定せん事を希望す。

更に五將校免官

(午後九時二十二分内閣發表)

陸軍航空兵大尉	河野壽
陸軍歩兵中尉	對島勝雄
同	竹島繼夫
陸軍砲兵少尉	安田優
陸軍工兵少尉	中島莞爾

免本官(各通)

戒嚴司令部發表

【第五號】(午後四時)

一、叛亂軍の將校は一日その本官を免ぜられたり、右元將校中野中四郎は自決し、爾後の大部並に叛亂に参加しありたる村中孝次、磯部淺一及び澁川善助は衛戍刑務所に收容せられたり。

二、歸順せる下士官以下はそれぞれ兵營に隔離收容せられあり。

内閣發表

叛亂將校二十名に對し昨二十九日夫々位の返上、勳等功級徽章褫奪の件御裁可あらせらる。

後藤内相談

後藤内相は一日午後五時半内務省において、左の如く語

つた。この度は非常な大不祥事が勃發いたしましたして畏れ多くも宸襟を惱し奉り國內に不安を惹起しましたことは何とも恐懼に堪へぬ次第でありまして責任の重大な事を深く痛感致して居ります。今度の事件は全く御稜威の御力によつて靜壓を得ました次第であります。なほ當局と致しましては一層治安の回復に努めて居ります。

警視廳發表(午後一時半)

今回の事件に際し首相官邸その他の警備に當りたる警察官中殉職者五名負傷者一名があつた、その氏名左の如し。

警衛課勤務(首相官邸配置)

巡查部長 村上嘉茂左衛門(三八)

警衛課勤務(首相官邸配置)

巡查 小館喜代松(三四)

警衛課勤務(首相官邸配置)

巡查 土井清松(三二)

警衛課勤務(牧野禮遇隨衛)

巡查 皆川義孝(三二)

杉並署麹町署勤務

巡查 清水與四郎(二九)

鳥居坂署兼表町署勤務(藏相官邸配置)

巡查 玉置英男(三七)

政府聲明

去る二月二十六日早曉圖らずも帝都に大祥事件を勃發し、上は深く宸襟を惱まし奉り下は人心に衝動を與へたことは寔に恐懼に堪へず遺憾の極であると共に事是に至らしめたる責任の重且大なるを痛感する次第である。

事件は延いて内外に不安を惹起するの虞があつたので、政府は直に戒嚴令の一部を施行して秩序の回復に努め、次で皇軍の力に依り暴擧は鎮壓せらるるに至つた。

是れ偏に御稜威の然らしむる所であるが而かも國民が異常の變に處して一般に平靜を持し、經濟界も亦其常態を失はなかつたことは國家の爲不幸中の幸であつた。

今や事件は鎮靜に歸した。宜しく朝野を擧げて、相共に矯激を誡め、制節を尙び、正を履み中を執り國民の本分を盡さんことを切望して止まざる次第である。

三月二日(月曜)

西園寺公入京

未曾有の大事件の後をうけて後繼内閣首班、内大臣後任を奏薦し時局收拾の大本を定むべき重責を帯びたる西園寺老公は、いよいよ二日午後三時廿五分東京驛著、直ちに宮中御差廻しの自動車にて參

内せり。

牧野伯入京

湯河原にて危ふく難を脱れた牧野伸顯伯は西園寺公に先だち既に入京した。

樞府御前會議

二日午後一時半から宮中において樞密顧問官會議を開き一木、平沼正副議長以下各顧問官、岡田首相以下各閣僚その他關係官出席、天皇陛下御親臨あらせられ御前において重大會議が開かれた。

將校免官(追加) 二日午後内閣より左の如く發令さる。

免本官

陸軍歩兵少尉 山本 又

犠牲者記事解禁

今回の叛亂事件は重臣襲撃の他にも幾多の犠牲者を出した、戒嚴司令部では二日午後五時十五分叛軍の爲負傷した片倉少佐竝に自殺した天野少佐兩事件の記事掲載禁止を解除した。

△天野少佐

歸順勸告の努力空しく、廿九日兵營廣場に於て拳銃自殺せり。

△片倉少佐

事件當日陸相官邸前に於てピストルで射たれ負傷す。

三月三日(火曜)

清浦伯けふ上京

重臣清浦奎吾伯は三日午後三時二分熱海驛發同四時四十分東京驛着の特急「さく

ら」で上京。

園公、陸相會見す

川島陸相は三日午後二時二十分宮中に參内天機奉伺の後西園寺公と會見。

戒嚴司令部發表(午後一時半)

【戒嚴司令部當局談】

二月廿六日早朝近衛歩兵第三聯隊、歩兵第一聯隊、歩兵第三聯隊、野戰重砲兵第七聯隊等に屬した將兵約千四百數十名は軍秩を紊り不法出動を敢てし叛亂を起して先づ首相官邸、齋藤内大臣私邸、渡邊教育總監私邸、牧野前内大臣宿舎(湯河原伊藤屋旅館)鈴木侍從長官邸、高橋大藏大臣私邸等を襲撃し、齋藤内大臣、渡邊教育總監を殺害し、鈴木侍從長、高橋大藏大臣に重傷を負はしめ(高橋大藏大臣は同日薨去)次でこれ等叛亂軍は麴町區永田町附近に位置して、その内外の交通を遮斷するに至つた(その目的とする所は趣意書によれば内外重大危急の際元老、重臣、財閥、軍閥、官僚、政黨等の國體破壊の元兇を芟除して大儀を正し國體を擁護開顯せんとするにあつた、事件起るや警備司令官は直に在京部隊を指揮して治安の維持に任じ、同日午後三時第一師管戰時警備を下令せられることとなつたこの間甲府、佐倉、高崎、宇都宮等より一部の部隊に上京を命ぜられ、これ等部隊は夫々同日夜著京し警備司令官の指揮下に入る事となつた。

翌廿七日には東京市の區域に戒嚴令中一部の施行を令せ

られることとなり、新に戒嚴司令部編成せられ、東京警備司令官香椎中將は戒嚴司令官に補せられ、前記の諸部隊を指揮して帝都治安の恢復にあたることとなつた。然れどもこの叛亂軍鎮壓のために直ちに強行手段を執るときは、流血の慘事を招來する虞があり、もし不幸にして兵火を交ふる様な事態を惹起したならばその地域内は畏くも宮城に近く、且つ皇王族邸を始め、各官廳及び外國公館の外多數住民の居宅を含んでをり、人心に與ふる影響とその禍害の及ぶ所ははかり知るべからざるものがあるのでこれを避けんが爲、先づ嚴に叛亂軍を包圍監視すると共に三日間にわたる各上官、同僚等より叛亂軍幹部に對し速かに原所屬隊に復歸する如く熱誠説得に努めたのであつたが、彼等はさらる爲めに遂に強行解決を決意せらるるの已むなきに至つた次第である。

廿八日夜宇都宮、松本、水戸、仙臺、若松等より一部の部隊に上京を命ぜられ着京の上夫々戒嚴司令官の指揮下に入る事となつた。斯くて廿九日朝先づ麴町區永田町附近の住民に避難を命じ市内の交通を停止し叛亂軍に對しては強行解決の途に出ると共に他面下士官兵には歸順の餘地を與へて飛行機、戰車等に依り歸順説得のピラ等を撒布し反省を求むることに努めた所、下士官兵は漸次歸順し來るものを生じ同日午後殆ど全員歸順するに至り夫々武裝を解除

して兵營に隔離收容されることとなつた、又叛亂軍の幹部中、野中四郎は自決しその他の大部は衛戍刑務所に收容せられ、茲に兵火を交ふることなく叛亂軍の鎮定を見たわけである。

三月四日（水曜）

西大將總監任命

川島陸相は四日参内、天皇陛下に拜謁仰せつけられ教育總監更迭に關し上奏御裁可を賜はり直ちに左の如く發令された。

軍事參議官陸軍大將 西 義一
免本職補教育總監兼軍事參議官
教育總監部本部長 中村孝太郎
育總監代理陸軍中將

免教育總監代理

【軍法會議特設】

政府は四日午前の樞密院本會議で今回の事件關係者處分に關する緊急勅令「特設軍法會議に關する件」が可決されたので御諮詢案の御下渡しをまち直に緊急閣議を開き正式決定の上即日官報號外をもつて左の如く公布した。

勅令

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ東京陸軍軍法會議ニ關スル件ヲ

裁可シ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十一年三月四日

各大臣副署

勅令第廿一號

第一條 東京ニ東京陸軍軍法會議ヲ設ク

第二條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍大臣ヲ以テ長官トス

第三條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍軍法會議法條一條乃至第三條ニ記載スル者ノ犯シタル昭和十一年二月二十六日事件ニ關スル被告事件ニ付管轄權ヲ有ス

第四條 師團軍法會議ノ長官ハ捜査ノ報告ヲ受ケタル前條ノ被告事件ヲ東京陸軍軍法會議ノ長官ニ移送スベシ

前項ノ規定ニ依リ東京陸軍軍法會議ノ長官事件ノ移送ヲ受ケタルトキハ捜査ノ報告アリタルモノト看做シ處分スベシ

第五條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍軍法會議法第一條乃至第三條ニ記載スル者以外ノ者ガ同法第一條乃至第三條ニ記載スル者ト共ニ昭和十一年二月二十六日事件ニ於テ犯シタル罪ニ付裁判權ヲ行フコトヲ得

第六條 東京陸軍軍法會議ハ陸軍軍法會議法ノ適用ニ付テハ之ヲ特設軍法會議ト看做ス

付則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

警視廳發表（午後四時三十分）

二月廿六日拂曉午前五時警視廳は一部軍隊に包圍せられたりとの報に接し直ちに非常召集を行ひ警視總監以下各部課長即時參集し軍部關係者と聯繫をとりたる結果、事態の重大性に鑑み、この際叛亂軍の鎮壓については軍自體おいてこれにあたり、警察は専ら一般治安の確保に任ずるの方針を以つて非常警備司令部を神田錦町警察署に設け、各部課の配置を定めたり、よつて管下八十二署約九千の警察官及び警視廳員は直ちに部署につき、大局に鑑み冷靜沈著の態度をもつて克く帝都の治安を維持することを得たり。

警視廳當局談

二月廿六日午前五時ごろ、首相官邸、齋藤内大臣邸、鈴木侍從長邸、高橋藏相邸、渡邊教育總監邸が陸軍將校に指揮せられた武装軍隊に襲撃せられ、警視廳もまた有力なる軍隊に包圍せられ陸軍省、參謀本部、警備司令部、陸相官邸、首相官邸を中心とする永田町一帯の交通遮断せられたりとの急報に接して警視廳首腦部は直ちに集合し協議の結果、事件は單なる一部將校のみの襲撃ではなく一命令系統に屬する部隊としての行動なるに鑑み、直ちに東京憲兵隊と東京警備司令部に對し叛亂軍隊の鎮壓は軍の手においてなすべきを要求した、事態かくの如きなるをもつて叛亂軍隊より警察官に對し積極的行動ある場合は格別、然らざる場合の抗争は犠牲を多くし軍隊對警察の全面的抗争となり、却つて治安の紊亂をますます擴大し、事態收拾すべからざる結果に立ち至るを慮り

努力して抗争をさげ冷靜沈着克く大局に著眼し、専ら治安の維持に任ずる態度を決定せり、一方同日午前五時卅分警視廳管下全警察官に非常召集の命令を發し、同七時卅分應召員の配置を完了し各部各署ともそれ〴〵所定の勤務に服せり、同日午後三時戰時警備令施行せられ、次いで廿七日午前七時五十分戒嚴令施行せられたるをもつてその指揮下に入り、戒嚴令下の事務を執行しその間特に警戒にあたりたるは各大官の身邊、水源地、變電所、銀行、郵便局など要警戒の場所の警戒に任ず流言蜚語の取締、文書の取締、情報の蒐集銃砲火薬の取締、犯罪火災の豫防などに主力を注ぎたるをもつて市内は叛亂軍所在地の一部（永田町付近）を除き他は殆ど平常の状態を保ち得たり、警察電話、電信機關は事件以來叛亂軍の包圍中であつて交換、發受信を續け得たり。

戒嚴司令部發表

【第七號】（四日午後八時四十分）

叛亂軍に參加したる元豫備役歩兵少尉山本又（三月二日免官）はかねて行方不明中なりしが、本四日午後二時廿五分東京憲兵隊に自首せり。

近衛文麿公に大命降下

近衛公大命拜辭

岡田首相生存經過（午後九時半）

福田秘書官談話

二月二十六日早曉首相官邸が叛亂軍の襲撃を受くるや折柄日本間に就寝中の岡田首相は松尾大佐及び村上、土井兩護衛警官と共に日本間の奥の方に難を避けられた處彼等は松尾大佐を燈しこれを首相と誤信してそれ以上深く捜査しなかつたため首相は遂に無事なるを得られたのである。首相の無事なる事は間もなく私に判つたので速かに官邸より出さんことを努めたが叛亂軍の警戒厳しく遂に遺憾ながら同夜は其の目的を達することが出来なかつた、而して翌二十七日午後に至り弔問者の出入が許されたので男許り十二名の弔問客に紛れて無事官邸を出て貰ふことが出来た、この時の服装はモーニングの上から外套を着しマスクをかけた、此間首相は警戒の爲派遣せられた憲兵の犠牲的の掩護の下に日本間の一室に安全にして居られたのであつた、時に二、三兵の士の目に留つたこともある様であるが別に咎められることもなく無事に経過したのである。二十七日午後官邸を出て一と先づ知人淀橋區下落合三丁目目佐々木久二氏(福井縣人)宅に落ち着かれ身體を清め服装を整へ直に参内して天機を奉伺せんと熱望せられたが當時宮中において閣議中の閣僚と打合せた結果當時の情勢上事態の悪化を憂へ暫く参内を見合せた、翌二十八日午前取敢ず辭表を後藤總理大臣臨時代理の手を経て閣下に捧呈し同日夕刻に至り参内直に拜謁仰付けられ首相は今回の事件につき深く深く御詫を申上げたところ有難き御言葉を賜はつた趣

であつて恐懼感激して御前を退下せられたのである。次いで後藤總理大臣臨時代理被免の辭令が發せられ首相は謹慎の中に事態を收拾する責任を擔ふこととなつたが當時の諸般の情勢に鑑み之が公表を見合せ二十九日午後に至り之を發表した次第である、尙松尾大佐及び村上、土井、小館、清水等の護衛警官が最も勇敢に防戦し見事な最後を遂げられたことは誠に痛みても餘りある次第である。

三月五日(木曜)

廣田外相に大命降下

(組閣の経過に就いては本文参照)

三月六日(金曜)

戒嚴司令部發表

【第八號】(午後零時五十分)

湯河原にて牧野伯襲撃の際負傷し東京第一衛戍病院熱海分院に入院中の叛亂軍幹部元航兵大尉河野壽は昨五日自殺を圖りて重體に陥り本六日午前六時四十分遂に死亡せり。

【第九號】(午後七時)
叛亂部隊に参加したる下士官兵の總數は千四百數十名にしてその所屬左の如し。

一、近衛歩兵第三聯隊五十數名、一、歩兵第一聯隊四百數十名、一、歩兵第三聯隊九百數十名、一、野戦重砲兵第七聯隊十數名。

四大將待命

軍事參議官林、眞崎、荒木、阿部の四大將は六日付左の如く待命仰付けられた、近く豫備役に編入されるはず、

軍事參議官陸軍大將 荒木貞夫
同 林銑十郎
同 眞崎甚三郎
同 阿部信行
待命被仰付(各通)

植田關東軍司令官親補式

陸軍大將從三位 植田謙吉
勳一等功三級

補關東軍司令官兼任特命全權大使

特命全權大使 植田謙吉

滿洲國駐劄被仰付

軍事參議官陸軍大將 植田謙吉

免本職

關東軍司令官兼特命全權大使陸軍大將 南次郎

免本職並に兼職、參謀本部付被仰付

宮内大臣 湯淺倉平

任内大臣

正三位勳一等

新舊陸相の聲明書

廣田内閣の親任式後九日夜、寺内新陸相は肅軍の徹底と今後の非常時局に處する陸軍の覺悟並に川島前陸相は事件に對する責任とその心境に關し、夫々左の如く聲明した。

寺内陸相の聲明

未曾有の不祥事の後を承け、不肖の身を以て大命を拜し、陸軍大臣の重職に當る寔に恐懼に堪へず、抑々本事件の因て來る所は極めて深刻且廣汎なるものあり、是を以て軍は益々建軍の本義を明し、舉軍一體先づ自らを正して其の弊を是正し、軍紀を振肅して軍秩を確保し、克く天皇親率の實を發揮し以て皇運を扶翼し、宸襟を安んじ奉らざるべからず、又之と共に愈々國體を明徴にし、皇基を恢弘し大に國力を涵養して國民の慶福を増進し、所謂國政一新の實を擧げ國防を完成して國家の安固を期し、非常時局を打開して愈國運の興隆に盡瘁せざるべからず、不肖非常の秋に當て大命を拜し、其の責任の極めて重大なるを知り深く自ら決する所あり萬難を排し斃れて後已むの覺悟を以て一意所信の貫徹に邁進せんとなす、希くば神明の加護と擧國一致の支援の下に魯鈍に鞭

任宮内大臣

特命全權大使 松平恒雄
正三位勳一等

三月九日(月曜)

つて大いに其の職責の遂行に盡瘁し以て聖聲の負託に應へ奉らんことを期す。

川島前陸相聲明

曩に内外時局重大の秋に當り大命を拜し、て陸軍大臣の重責を負うて以來夙夜國體を明徴にし、國防を充備し軍紀を肅正し、以て聖明の負託に應へ奉らんことを期せり、然るに圖らずも今次の不祥事件を惹起して、國の内外に對し甚しく國家國軍の威信を失墜し、皇軍の歴史に拭ふべからざる汚辱を貽して長くも痛く宸襟を惱し奉りたるは寔に恐懼に堪へず、事の茲に至る迄には固より極めて廣汎深刻なる原因の存するものありと雖も、之を未然に艾除して未發に防止し得ざりしは一に本職不徳の致す所なり、即ち恐惶罪を闕下に謝して骸骨を乞ひ茲に其職を解かる、時局は愈重大を加へ、皇軍の使命は益々重きを加ふるの時希くは新大臣統督の下に更始一新大いにその軍容を新にし益々團結を強化し、眞に天皇親率の軍隊を完成して、以て皇運を扶翼し、宸襟を安んじ奉るに至らんことを衷心翼願して已まざるなり、尙ほ本事件に對し終始熱誠を以てその解決に協力せられたる多數の軍事參議官が又深く責任を感じて進んで其の進退を明にせられたるは寔に感激に堪へざる所なるも國軍の爲功績顯著なる此等爲の多數の軍長老を一時に失ふに至れるは、國家國軍の爲大なる損失にして益々本職不徳の責任を痛感せずんばあらず。

三月十八日(水曜)

戒嚴司令部發表

集會禁止緩和

今次の事件が勃發して以來集會は治安維持上の必要から戒嚴令第十四條を適用して禁止してあつたが、治安上その禁止を緩和するも差支なしと認めらるゝに至つたので、三月二十日以後左の集會を除く外は一般にその禁止を解除することゝなつた。
一、治安警察法第二條及び第四條により届出を必要とする集會
二、昭和十一年二月二十六日事件に關し講談論議する集會而して右の中治安警察法第二條において届出を必要とする集會とは政談演說會等の如き政事に關し公衆を會同する集會の大部分を云ふのであり、治安警察法第四條に依り届出を必要とする集會とは、屋外に於て公衆を會同する集會を云ふのであるが、屋外集會の中でも祭葬、講社、學生々徒の體育運動、その他慣例の許す所に係るものは、禁止してあるわけではない。しかし解除されたものでも若し治安上有害と認めらるゝ場合には禁止されることは言ふまでもないのである。各學校の轉出入會計年度末等の關係もあり、各種の會合が行はれると思ふが、市民各位も能く當局の意のあるところを體して、不用意の間に解除の制限を逸脱し

四十五分及び七時五十分いづれも新宿驛發原隊へ歸る。

三月十九日(木曜)

陸軍省發表

叛亂兵千三百廿數名留置解除

叛亂軍に参加した兵千三百六十名は各々所屬隊に留置し軍法會議檢察官に於て取調中なりしが、昨十八日一應の取調べを了り千三百二十數名は留置を解除せられたり。

三月廿三日(月曜)

事件責任者處分並に陸軍首脳部異動

陸軍省發表今次事件の責任者の處分並に之に伴ふ異動左の如く發令さる。

- 參謀次長 杉山 元
- 參謀本部附被仰付 陸軍中將 野戰砲兵學校長 山室 宗武
- 兵器本廠附 陸軍少將 山下 奉文
- 補砲兵監 陸軍中將 伊東 政喜
- 補歩兵第四十旅團長 陸軍中將 西尾 壽造
- 補野戰砲兵學校長 陸軍中將 井關 隆昌

補參謀次長

- 第三師團長 岩越 恒一
- 補自動車學校長 技術本部總務部長 陸軍少將 土橋 一次
- 參謀本部附被仰付 砲兵監 伊東 政喜
- 補技術本部總務部長 陸軍中將 古莊 幹郎

- 野戰砲兵學校長 山室 宗武
- 補航空本部附被仰付 陸軍中將 梅津美治郎

- 自動車學校長 井關 隆昌
- 任陸軍次官 第七師團長 宇佐美興屋

[ニ]

日露利権協約(1926年).....80
 ニュー・デイール.....147-149
 ニュー・オーダー.....147
 日加通商新協定.....182, 183
 日蘇問題.....257, 258
 シシ漁業條約.....260
 一改訂交渉.....260

[ネ]

燃料問題.....68, 84, 89

[ノ]

農業救済法.....13
 ノミナル(nominal).....32
 農村購買力.....140
 シシ破産法.....147
 農事調整法.....149
 一修正法.....149

[ハ]

廢貨銀.....4, 15
 ハンデイ・ハーマン.....18, 19
 發行準備管理委員會.....42, 43
 ハウス大佐.....55, 264
 バーゼル.....141
 巴里三國會談(英佛伊の).....153-155
 飯米飢饉.....213
 vulnerability.....247, 248
 パイオニア.....268

[ヒ]

ピットマン.....14
 百二十六事業會社業績.....188, 189

[フ]

粉狀燃料.....77

プロツキズム.....118
 武器禁輸案.....156, 157
 フアシスト大評議會.....158

[ヘ]

平衡税制度.....24, 28-33
 幣制改革.....38-47
 一令.....41, 42
 ヘゲモニー.....39, 52
 米穀統制法.....221
 米國の二割天引案.....245

[ホ]

本位貨恐慌.....7, 38-41
 防共々同戦線.....52
 磅爲替本位.....53, 54
 保護關稅.....64, 100
 獨占.....64
 white coal.....72
 北支經濟問題.....114
 シシ棉花の意義.....114
 貿易バランス.....133, 136
 磅プロツク.....137
 ホアー・ラヴァール和協試案.....151
 邦品防遏政策.....181, 182
 ボーキサイト.....265

[マ]

滿俺鑛の問題.....94
 マグネシウム.....109-110
 マグネサイト.....109, 110
 滿蘇國境紛争.....258, 259

[ミ]

密輸出(支那に於ける銀の).....28-33
 民國緊急治罪法.....42
 美濃部聲明問題.....269, 270
 民政黨十大政策.....277, 278

[ム]

無條約時代.....243

[モ]

モーラル・サポート.....33
 モラトリアム.....38
 木材化學工業.....70
 シシ乾溜.....70
 モリブデン鑛.....106

[ヤ]

Yangtze Valley Policy (長江筋確
 保政策).....52

[ユ]

有色金屬資源.....101-110
 輸出入増率の跛行.....174

[ヨ]

豫算綱要.....161

[ラ]

ランカシア.....113

[リ]

リーマー教授.....4
 理論的平價.....26, 27, 29, 30

領土的膨脹政策.....64
 リフレション政策.....132-137
 臨時町村財政補給金.....163
 量的制限問題.....246

[レ]

列國の對支政策.....49
 聯盟理事會.....153-155
 シシ規約第十六條.....155
 一の制裁規定發動.....155, 156

[ロ]

倫敦銀協定.....13-15
 六中全大會.....41
 勞働力の問題.....61
 倫敦軍縮會議.....128, 169, 241-254
 六人委員會.....156
 勞働統計.....201-212
 シシ人員指數.....201-204
 シシ賃銀指數.....202, 206
 シシ時間延長問題.....209, 210
 倫敦條約.....243
 シシ豫備會商.....243

[リ]

滙豐銀行(Hongkong & Shanghai
 Banking Corp.).....53
 華盛頓條約.....241

強制低利借替.....49
 漁業問題(日蘇の).....80, 260
 金融緩和策.....126
 金約款廢棄法.....147
 キッチン (Joseph Kitchin).....138
 金融専門委員會.....156
 寄生地主.....226
 共通最大限案.....244, 245

[ク]

グreshamの法則.....36
 軍縮會議正式脱退.....128
 軍事専門委員會.....156

[ケ]

ケメラ博士.....6
 健全通貨主義.....21
 原毛政策.....116
 ケーンズ.....141
 景氣双曲線.....145-147
 經濟制裁問題.....157
 〃〃相互支援小委員會.....157
 建艦競争問題.....243
 〃〃宣言案.....244, 245
 〃〃通報案.....244, 245

[コ]

硬貨デフレ.....36
 孔祥熙.....41, 43
 湖沼式發電.....71
 合成石油.....84, 88
 黑色金屬資源.....90-100
 合金・特殊鋼問題.....104
 コール利率.....126
 公債消化力.....135
 國際決濟銀行.....141
 〃〃貨幣金融學會.....141
 〃〃政治體制.....243

五ヶ國小委員會.....155
 國體明徴問題.....255
 〃〃〃第二次聲明.....270, 271
 5.15事件.....255, 272
 國防産業兩全主義.....276

[サ]

サプロペリト.....77, 78
 桑港ゼネ・スト.....147
 産業復興法違憲判決.....147
 財源漁り.....166, 167
 Something-else.....176, 182
 産業統制問題.....185
 産米公定價格.....222
 酒匂・カズロフスキー會談.....260
 三全主義.....276

[シ]

シルヴァー・メン.....2, 13, 14, 20
 資本逃避.....28, 31
 支那弗.....46, 47
 借款問題.....50
 植民地再分割.....55, 64
 一論.....55
 自由貿易主義.....64
 新自由貿易主義.....117
 人造石油.....84, 88
 植民政策.....117
 事業活動指數.....129, 130
 十三人委員會.....155, 156
 十七人委員會.....156, 157
 十八人委員會.....157
 十國専門委員會.....157, 158
 十一年度豫算案.....160-167
 〃〃〃實行豫算.....160
 重要産業統制法.....185
 一改正問題.....185-200
 自主的事業統制.....194

實收貨銀指數.....208, 209
 實質貨銀.....210, 211
 重臣ブロック.....256, 272
 新黨樹立運動.....273

[ス]

scrap.....107

[セ]

世界經濟會議.....14, 21, 141
 〃〃〃〃専門家會議.....141
 錢 莊.....37
 石油利權問題.....68
 〃〃獨占の問題.....83
 〃〃業法.....83, 84
 〃〃國策.....84
 〃〃コード.....147
 〃〃制裁案(對伊國).....158
 石炭の富化.....77
 〃〃低溫乾溜.....84-86
 銑鐵バランス.....94, 95
 戰時編成經濟.....118
 生産指數.....131, 132, 146, 147
 世界金總保有高.....138
 〃〃貿易數量指數.....144
 〃〃〃〃價額指數.....144, 145
 制裁統制委員會.....156
 選舉肅正.....276

[ソ]

ソルター氏.....3
 剿 匪.....10, 11
 ソマリーランド.....153
 總選舉.....274, 275

[タ]

兌換停止令.....44
 大陸政策.....50-54, 255-280

代用燃料問題.....84
 多金屬.....101
 第六十八議會.....185, 258, 274
 對滿投資.....237
 大艦巨砲主義.....252
 第六十七議會.....254
 ダバオ土地問題.....268

[チ]

張公權.....34, 35
 デュラルミン.....108
 地方財政調整交付金案.....163
 貨銀總支拂高.....210-212

[ツ]

通貨政策.....6

[テ]

電氣冶金工業.....70
 鐵道貨物發送噸數.....130
 鐵道停年法.....147
 定額貨銀指數.....207, 208
 天皇機關說問題.....271

[ト]

獨逸の再軍備宣言.....145
 奴隸制廢止(エ國の).....152
 統制行過ぎ.....195
 特殊零細農耕.....225
 東洋海軍政策.....254
 〃〃進攻作戰計畫.....254
 圖南政策.....261

[ナ]

南京會議.....52
 永田局長暗殺事件.....255
 南進政策.....256, 261, 262
 内外地統制問題.....265

日本經濟年報索引

=第二十三輯=

(昭和十年第四四半期)

[ア]

- アルコール抽出問題.....88
- アヴノール.....153
- アヂクラート.....155
- 赤字公債漸減策.....159, 167-170
- 悪性インフレ.....168
- 紙幣インフレ.....39

[イ]

- E. Kann.....27, 30-32
- イリジウム.....102, 105
- 違憲問題.....147
- 伊・エ問題.....150, 151, 153
- 修好仲裁條約.....152
- インフレ景氣解消論.....186

[ウ]

- ヴァイツト・フォーゲル.....58
- ウアル・ウアル事件.....152

[エ]

- エネルギー資源.....57, 66
- 液體燃料問題.....68, 84-89
- 自給促進.....163
- エレクトロン合金.....109
- A.A.A の違憲問題.....149
- 英佛伊三國條約(1906年).....153
- 和協試案.....158
- 英獨海軍協定.....242
- 佛伊の建艦通報案.....249, 250

[オ]

- オーバー・ヴァリユー.....41, 45
- オイル・シエール.....84, 85

[カ]

- 海關統計.....4, 8, 28, 33
- 華僑の送金.....8
- カドミウム.....103, 106
- カツセル.....138, 141
- 加工税不拂事件.....149
- 關稅定率法.....183
- 加奈陀關稅委員會.....184
- カルテル活動.....193-200

[キ]

- 銀買上政策(米國の).....2, 3, 12
- 本位制停止.....2, 29
- 貨量目.....4
- 複位運動.....7
- 弗爲替.....8
- インフレ.....13, 16
- 買入法(1934年).....16, 17, 24
- スペキュレーション.....24, 27
- 現送點.....27
- 元流通額.....35
- 金爲替本位制.....6
- 金銀複本位制.....6
- 兩本位制.....14, 22
- 合成本位(symmetallism).....22
- 比價.....16

昭和十一年七月十三日發行

定價壹圓 送料六錢

日本經濟年報 (第二十四輯)

編輯者 堀 修造
發行所 東京市牛込區榎町七

發行所

東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一
東洋經濟新報社
電話日本橋一八七番、八二番、八三番、二七八番、八五番

東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一 印刷所 日本印刷株式會社 榎町工場

既刊輯の主要内容


日本經濟年報

◇ 每四半期發行・各輯四六判三七〇頁内外◇

各輯定價一圓 (送料八錢)

第九十輯 (四第九年)	第八十輯 (三第九年)	第七十輯 (二第九年)	第六十輯 (一第九年)
第一部 國際關係の中心にある軍縮問題	第一部 滿洲國建設の進展と日本經濟	第一部 國際通商戰の激化と我が新貿易政策の動向	第一部 我國に於ける新興工業の躍進と其役割
第二部 朝鮮經濟の新動向	第二部 凶作と滿洲恐慌下の農村	第二部 日本に於ける中間層の分析	第二部 世界注視下に立つ日本勞働階級の狀態
第三部 各經濟部面の分析と見透	第三部 各經濟部面の分析と見透	第三部 各經濟部面の分析と見透	第三部 各經濟部面の分析と見透

第三十輯 (四第十年)	第二十輯 (三第十年)	第一十輯 (二第十年)	第十二輯 (一第十年)
第一部 支那に於ける銀恐慌と日英米の抗	第一部 歐洲政局混迷の基底に流るゝもの	第一部 北支政治の新局面と日支經濟提携	第一部 日支外交轉換の背後にあるもの
第二部 日本重要資源の分析	第二部 大陸政策の進展と滿鐵經營の諸問題	第二部 變革期にある日本經濟の解剖	第二部 岐路に立つ我國統制經濟の再吟味
第三部 各經濟部面の分析と見透	第三部 各經濟部面の分析と見透	第三部 各經濟部面の分析と見透	第三部 各經濟部面の分析と見透
			附錄 『日本經濟の今日を語る』





¥1.00